

令和 5 年 第 4 回 定 例 会

松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 5 日 開 会

令和 5 年 12 月 7 日 閉 会

松 崎 町 議 会

令和 5 年第 4 回 松崎町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名について	3
○会期の決定について	4
○議長諸報告	4
○町長行政報告	5
○一般質問	9
高 柳 孝 博 君	9
藤 井 昭 一 君	26
高 橋 良 延 君	37
田 中 道 源 君	54
藤 井 要 君	69
○散会の宣告	83

第 2 号 (12月6日)

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○職務のため出席した者の職氏名	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	8 7
○議案第 7 1 号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	8 8
○議案第 7 2 号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について	8 8
○議案第 7 3 号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について	8 8
○議案第 7 4 号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について	8 8
○議案第 8 1 号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分 に関する条例の廃止について	8 8
○議案第 8 2 号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分 に関する条例の廃止について	8 8
○議案第 8 3 号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分 に関する条例の廃止について	8 8
○議案第 7 5 号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 0 0
○議案第 7 6 号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例について	1 0 2
○議案第 7 7 号 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正 する条例について	1 0 2
○議案第 7 8 号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について	1 0 8
○議案第 7 9 号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例について	1 1 1
○議案第 8 0 号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例について	1 1 9
○議案第 8 4 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	1 2 7
○議案第 8 5 号 令和 5 年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） について	1 5 0
○議案第 8 6 号 令和 5 年度松崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 5 3
○議案第 8 7 号 令和 5 年度松崎町温泉事業会計補正予算（第 2 号）について	1 5 8
○散会の宣告	1 6 1

○議事日程	1 6 3
○出席議員	1 6 3
○欠席議員	1 6 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 6 4
○開議の宣告	1 6 5
○議事日程の報告	1 6 5
○議案第 8 8 号 令和 5 年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6 5
○議案第 8 9 号 令和 5 年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6 7
○議案第 9 0 号 令和 5 年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6 8
○議案第 9 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）	1 7 0
○議案第 9 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）	1 7 5
○議案第 9 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）	1 7 5
○議案第 9 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）	1 7 5
○議案第 9 5 号 静岡県市町総合事務組合理規約の一部を変更する規約について	1 8 1
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 8 2
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 8 4
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 8 5
○閉会の宣告	1 8 5
○署名議員	1 8 7

令和5年第4回松崎町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議長諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 7番 高 柳 孝 博 君
2. 1番 藤 井 昭 一 君
3. 3番 高 橋 良 延 君
4. 5番 田 中 道 源 君
5. 8番 藤 井 要 君

出席議員（7名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 藤 井 昭 一 君 | 3番 高 橋 良 延 君 |
| 5番 田 中 道 源 君 | 6番 小 林 克 己 君 |
| 7番 高 柳 孝 博 君 | 8番 藤 井 要 君 |
| 9番 深 澤 守 君 | |

欠席議員（1名）

- 2番 菜 野 良 枝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 町 長 深 澤 準 弥 君 | 副 町 長 木 村 仁 君 |
| 教 育 長 平 馬 誠 二 君 | 総務課長
兼 防災監 齋 藤 聡 君 |
| 企画観光課長 八 木 保 久 君 | 窓口税務課長 糸 川 成 人 君 |
| 健康福祉課長 鈴 木 悟 君 | 生活環境課長 高 橋 和 彦 君 |

産業建設課長	鈴木清文君	会計管理者	船津直樹君
教育委員会 教務局長	松本利之君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大場千徳	書	記	飯田	聖
--------	------	---	---	----	---

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。菜野良枝君は療養中のため欠席であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年松崎町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着を取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。会議中は静粛にお願いします。また、議場内における言論に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。その他、議事進行に支障となる行為があった場合は、退席をお願いする場合がありますのでご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（深澤 守君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、高橋良延君、

5 番、田中道源君、補欠、6 番、小林克己君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（深澤 守君） 日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より11日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より12月11日までの7日間と決しました。

◎日程第3 議長諸報告

○議長（深澤 守君） 日程第3 議長の諸報告を行います。

この際、諸般の報告をいたします。

法令上、報告すべき事項。

1. 令和5年度8月分例月出納検査の結果報告について
2. 令和5年度9月分例月出納検査の結果報告について
3. 令和5年度10月分例月出納検査の結果報告について
4. 令和5年度定期監査の結果報告について

議長において必要と認めた事項。

1. 静岡県町村議会議長会定期総会について
2. 静岡県町村議会議長会総会議長会議について
3. 賀茂郡町議会議長会議について
4. 第67回町村議会議長全国大会について

おのおのその資料の写しをお手元に配付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

これをもって議長の諸報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（深澤 守君） 日程第4 町長の行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 改めまして、皆さんおはようございます。

行政報告をさせていただきます。

令和5年松崎町議会第4回定例会の開会に当たり、謹んで行政報告を申し上げます。

今年も残すところあと僅かとなりました。この1年を振り返ってみますと、新型コロナウイルスが5月8日から感染症の分類が5類となり、半年が経過いたしました。4年ぶりに行動制限のない夏休みとなり、夏の観光シーズンは昨年と異なり、大きな災害もなかったこともあり、コロナ前のにぎわいを取り戻したようにも感じられました。これからは季節性インフルエンザとの同時感染を懸念しているところでございます。

こうした中、国際的にはロシアのウクライナ侵攻に端を発し、イスラエルによるパレスチナ、ガザ地区への侵攻などに伴う世界的な情勢不安、円安による物価の高騰による我々の生活は大きな打撃を受けております。

政府は11月2日の閣議におきまして、経済対策として住民税非課税世帯を対象に7万円を給付する方針を決定いたしました。11月29日に国の補正予算も成立したことから、一刻も早く対応ができるよう準備を進めてまいります。

本日は、町営観光施設の入館状況など3件につきまして、今年度の取組やその成果について議員の皆様にご報告申し上げます。

今後の町政運営におきましては、必要に応じて住民ニーズの把握に努めながら、よりよい新たなまちづくりを推進してまいりますので、本定例会におきましても、皆様方からご忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、活発かつ建設的な議論を展開してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） それでは、企画観光課のほうから2件の行政報告をさせていただきます。

まず、町営観光施設の入館状況につきまして、資料ナンバー 1 によりご報告させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

まず、伊豆まつざき荘でございますが、右側の10月までの累計の比較でご説明させていただきます。

宿泊利用人員は令和 5 年 5 月に新型コロナウイルスが 5 類に移行され、観光客数は増加傾向にありますが、昨年度実施されておりました全国旅行支援等の支援が行われなかった影響があり、前年度に比べまして1,038人減の 1 万1,466人となりました。食事や会議の休憩利用者は503人増の1,003人、入浴利用者は239人増の3,428人となりました。収益につきましては、7 月に宿泊料を値上げしたものの、宿泊利用者の減により77万2,000円減の 1 億6,602万1,000円となりました。費用につきましては、物価高騰による材料費や光熱水費等の増加の影響が大きく、1,668万6,000円増の 1 億5,940万8,000円となりました。この結果、差引き損益は前年比410万6,000円減のマイナス552万6,000円となりました。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

こちらのほうから町営観光施設の10月までの利用人員、収支等の累計の比較の報告となります。まず、長八美術館でございます。入館者数は7,788人で、昨年に比べまして346人の増、収入は345万9,000円で24万3,000円の増、支出は1,538万9,000円で、コロナの 5 類移行後の職員配置の見直しによる人件費の増、それから電気料の増によりまして539万8,000円の増、収支差額はマイナス1,193万円となりました。

続いて、重文岩科学校でございます。入館者数は5,112人で、昨年に比べ505人の増、収入は443万3,000円で68万3,000円の増、収支差額はマイナス595万7,000円となりました。

3 ページをお願いします。

依田邸につきましては、入館者数が2,644人で、昨年に比べ138人の増、依田之庄の入浴者数は 1 万2,201人で、昨年に比べ558人の減、収入は599万6,000円で13万8,000円の減、収支差額はマイナス378万3,000円で、前年度より57万6,000円の改善となりました。

続いて、道の駅花の三聖苑でございます。利用者数は7,160人で、昨年に比べ1,775人の増、収入は952万円で、247万円の増、収支差額はマイナス276万7,000円となり、前年度より94万5,000円の改善となりました。

入館施設につきましては、旧依田邸以外の施設では利用者は増えており、観光客は戻りつつある状況ですが、経営の面では物価高騰による材料費や光熱水費等の増加により厳しい状

況が続いております。伊豆まつぎき荘につきましても、物価高騰による材料費や高熱水費等の増加、また経年劣化により修繕費も増えている状況となっております。施設の補修を行わなければならない時期となってきましたので、補修や修繕の際には可能な限りお客様の要望を取り入れ、よりよい施設にし、宿泊者の増につながるよう努めてまいります。

以上、資料ナンバー１の町営観光施設の入館状況についての報告とさせていただきます。

続きまして、資料ナンバー２により、第６次総合計画実施計画ローリングについて説明いたします。

第６次総合計画につきましては、令和５年３月に作成しておりますが、町の将来像や基本理念を示したまちづくりの指針となる計画となります。

計画の中では令和５年度から令和１４年度までの１０年間の基本構想、それから令和５年度から令和９年度までの５年間の前期基本計画を取りまとめているところでございます。本日は第６次総合計画に掲げました将来像の実現に向けての具体的な施策の部分に当たります実施計画についてご説明をさせていただきます。

実施計画につきましては、毎年向こう３か年度の主要な取組について取りまとめており、今回の実施計画は令和６年度から８年度までの３か年度の計画となりまして、主要事業など５４施策、５８の個表を作成しております。

その個表を一覧にしたものがＡ３判の事業一覧の資料となりまして、基本計画の事業区分ごとに主要施策を選定して作成した個表内容のうち、事業概要、事業費、財源をまとめております。年度ごとの全体事業費やその財源につきましては５ページに記載しており、令和６年度の全体事業費は１２億５,７９５万５,０００円となります。

Ａ４判の個表につきましては、１１月１３日の議会全員協議会において説明しておりますので、本日の説明は省略させていただきます。

第６次総合計画実施計画のローリングについての説明は以上でございます。

○議長（深澤 守君）生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 続いて、公営企業会計令和５年１０月末経営状況について、生活環境課からご報告いたします。

資料ナンバー３をご覧ください。

左側が水道事業、右側が温泉事業となっておりますが、初めに左側、水道事業についてご説明いたします。

下段の備考欄をもってご説明いたします。１０月末現在の有収水量は４５万７,４３８立米で、前

年対比2,727立米、0.6%の減となりました。営業収益は、前年度に台風8号の被害に伴い、雲見地区において水道使用料の減額を行ったことが主な理由により、前年対比78万6,000円、1.1%の増となりました。予定収益を加えた収益の合計は前年対比73万円、0.9%の増となりました。

一方、予定費用を加えた費用の合計は雲見入谷配水地撤去に伴う資産減毛費の増加により、前年対比780万3,000円、12.0%の増となりました。この結果、収益から費用を差し引いた利益は553万9,000円となり、前年対比707万3,000円、56.1%の減となりました。

右側、温泉事業会計でございます。10月末現在で給湯した総湯量は9万5,001立米で、前年対比96立米、0.1%減となりました。営業収益は営業用の開栓口数が前年度より増加していることや、超過料金の増加により前年対比14万1,000円、0.5%の増となりました。予定収益を加えた収益の合計は前年対比42万4,000円、1.3%の減となりました。

一方、予定費用を加えた費用の合計は減価償却費の減少により、前年対比97万5,000円、3.5%の減となりました。この結果、収益から費用を差し引いた利益は564万7,000円となり、前年対比55万1,000円、10.8%の増となりました。

水道事業、温泉事業ともに、供給の安定化、経営の安定化を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○議長（深澤 守君） 以上で町長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時25分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に申し上げておきます。質疑、答弁は的確に分かりやすく要領よく行ってください。通告以外の質疑はできません。また、関連質疑は議長の許可を受け、質疑を続けてください。

質疑は一括質疑と一問一答方式、どちらかを述べてから質疑に入ってください。

それから、固有名詞等は発言に十分注意してください。

なお、本定例会において町長等に反問権を付与します。反問権を行使する場合は反問の趣

旨内容を示し、議長の許可を得てから行ってください。

最後に、傍聴者に申し上げます。議場内ではお静かにお願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（深澤 守君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 高 柳 孝 博 君

○議長（深澤 守君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

通告順位1番、高柳孝博君。

（7番 高柳孝博君登壇）

○7番（高柳孝博君） おはようございます。

年の瀬も迫ってまいりました。世界の情勢を見ますと、先ほど町長からお話もありましたように、戦火はにわかにはやみそうにありません。

また、別の角度で見ますと、A Iが急激に身近になってきた年であったように思います。もう既に業務の中にA Iを取り込む、あるいは我々が使っているパソコンの中にA Iが使える環境になってまいりました。仕事のやり方も変わっていくように思います。松崎町もいろいろ新聞に書かれることが多くて、いろんないいにつけ、悪いにつけ、かなり活発に動いていったように思います。

また、来年度はさらに世の中の変化を見まして、精進して二元代表制の一環として町政をさらによくしていくように議員としても努めてまいりたいと思います。先ほど一問一答のやり方というのがありましたので、質問席におきまして、質問は一問一答で質問席でやりたいと思います。

一問一答でお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○7番（高柳孝博君） 今回は大枠では3つの質問をしたいと思います。

まず第1に、医院の開設についてでございます。

1つは、診療所を町が設置した場合、松崎だけがよければということになるかということ
でございます。回答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 診療所を町が設置した場合、松崎だけよければよいということになる
かという質問ですけれども、そういったことではないと思います。ただ、松崎のためだけ
に診療所をつくるというよりかは、自分が今まで高柳議員の質問にお答えさせていただいた
ことは、松崎だけの財政規模の少ない小さな町の中だけで診療所を建て、そしてそれを運営
していくということが非常に困難であるということを踏まえた中で見直すというような形で
お答えさせてきているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 確かに一番小さな町で財政が厳しいので、なかなか独自にやりたいと
いうことはできないかと思います。しかし、これは医療だけの問題ではなくて、そのほかの
インフラにも影響する考え方でございます。インフラ、医療というのは、町の住民の方もア
ンケートの中でも望んでいる順位が高いわけでございます。そういった意味で、ほかのイン
フラも考えながら、ぜひとも医療の充実というのを考えていかなければならないと思います。

この後いろいろ質問がありますので、これについては医療が松崎だけではないよと。周り
のことも考えてやるんだというようなお話がありましたので、次へいきたいと思います。

岩科診療所開設を見直して、遠隔診療、巡回診療などの代替案の実施の期限はないという
ことでした。町内の診療所がなくなるかもしれないという危機の解消施策の成果はあるので
しょうか、回答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 町内の診療所がなくなるという危機につきましては、当然10年後にあ
るかないかということを問われたときに非常に心配されるところではございますが、今頑張
っていただいています2つの診療所の先生方については、できる限り頑張りますよというよ
うなご意見をいただいているところでございます。そういった方々のお力添えをいただきな
がら、それまでの猶予のある時間の中で何度も申し上げている訪問診療や巡回診療、もしくは
は技術を使った遠隔診療なども含めて、この松崎町に組み込んでいきたいとは考えていると
ころでございますが、賀茂地域の今の現状を見た中で、医療の資源というのが非常に厳しい
状況というのは何年も前から続いているところでございます。それは病院を、診療所をつく
ればよいということではなくて、病院や診療所も運営ということがついて回りますので、そ

この部分をしっかりとこの人口減少の中にある賀茂地域の中で医療をどのように保持していくかということを考えなければならず、そういったことを関係者とともに話をしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） なくなるという危惧に対しましては、もう一つ、防災のときの心配があるわけでございます。今の診療所が今のところ、ハザードマップ上は浸水区域になっているわけございまして、そのあたりの対策はどのように考えられるでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 災害時の医療については、健康福祉課のほうで用意をしているところではございますが、今、高柳議員がおっしゃるとおり、病院がなくなったら、なくなればといったような質問だと思いますが、基本的にそうなる前に何とか対応できるような体制づくりをしていきたいと考えております。

逆に前にも高柳議員からもご指摘があったとおり、今ある医師の数だけで十分足りるかというような質問もいただきました。確かに十分ではないのではないかという心配もしているところで、そういった意味では自衛隊、DMATはなかなか厳しい。東南海トラフ大地震においては厳しいという話もありますので、それに係る代替の医師派遣等も含めて、今いろんな形で関係各位と相談をし始めているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 防災の検討をされているということですが、確かに今救護所の話も前にもおっしゃいましたけれども、1か所では私は足りないと思います。いざというときにトリアージが本当にやり切れるのか。松崎町全体で1か所、これはちょっと少ないと思います。そのことも考えてやっていかなければいけないと思いますし、外からDMATなどが来るにしても、広域であった場合には、松崎町だけを優先して来るというわけにはいきません。そのあたり今検討しているということですが、災害がいつ来るか分からないわけですから。今すぐ来てもおかしくないぐらいのことを言われていることもあるわけですから。それに対して検討してやりますと言って、診療所をつくるというのがなくなってから、もう間もなく1年になってしまうような感じになります。そういったことを考えますと、早急に何らかの対策を打っていかなければならないと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 高柳議員ご指摘のとおりだと思います。いつ来るか分からないという

のは確かでございますが、ただ、今現状でできることというのは限られてしまいますので、そこに力を尽くすということでございます。医師の確保についても、今賀茂地域でも非常に苦慮していて、先日もメディカルのほうも医師の確保ということで、県知事のほうにも管理者等、以下何名かで要望に行ったりしているような状況でございますので、そんな中で1市町の中でこれからどういう立ち位置でこの医療を守っていくかということをやはり国・県とともに、この地域医療ということを考えていく中で進めていかなければならないというのは今に始まったことではないところではございますので、精いっぱいできるだけ早い対応をできるように進めていくところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 災害があったときにまず考えなければいけないのは人命でございます。そういったときによく72時間とか言われますけれども、人命をまず救助するに当たっては、それなりの準備がなければ助かるものも助からないということになる可能性があるわけです。それはいつ来るか分からないので、最善を尽くします、最善を尽くしますと言っている間に実際に起きてしまったら、これはもう人災じゃないかというふうに言われても仕方がないと思います。そのあたりぜひ考えて、実行レベルで何をやるか、将来やる遠隔診療、I C T診療といっても直近で間に合わないわけです。そのあたりを考えますと、早急に何らかの実行レベルの対策を打たなければいけないと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 早急という中ですが、やはり相手のあることですので、丁寧にそこはしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 進めていくということでしたので、なかなか財源もない、人が少ない。医者は確かに足りませんし、メディカルさんのほうでも、県のほうにお願いしてもなかなか常駐の医師というのは来ていただけないという状況の中で、松崎町に来ていただくというのもなかなか大変です。そういう意味では、岩科診療所というのはもう医師が来るということも決まっていたわけです。決まっていたことをやめてしまったわけですので、そちらのほうから来ていただくのはさらに難しくなっている。そういうふうになっていると思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 医師が決まっていた。診療所ができることは決まっていたとおっしゃいますけれども、議会の中でもそこは議論をされていた中だと思います。実際に自分が相手方の医療機関に行ったときには、しっかりとなかなか自分たちは出さない場所であるということで、赤字補填等々を含めて、しっかりとそちらで保証できるかというようなことも言われましたし、その部分で経営的なところも非常に心配される場所であるというようなご指摘もいただいたところでございます。そういったところで当時は見直しをさせていただきたいということで話をしましたけれども、結局今の賀茂地域の医療の経営状況等々を鑑みますと、やはり非常に経営は難しい。そして、うちみたいな小さい自治体がそれを被って、1自治体やっていくのは非常に難しいということが今はっきりと出ているのが現状でございます。そして、災害時の医療につきましても、診療所1つ、そして医師が1人いる、もしくは看護師も当然呼んでくるんでしょうけれども、それ1つで災害時医療が成り立つかということ、それは成り立たない話ですので、そういった意味でも地域の医療というのは広域な中でしっかりと対処していく必要があると判断をさせていただいております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） もちろん地域で考えなければいけないというのもあります。しかし、町でやらなければ赤字になると言っている中で、本当にほかのお医者さんが来ていただけるでしょうか。たしか5年間で3,850万円を補填するという計画でした。そして、700万円が毎年補助金が出る、そういった中での運営でございました。それらを全て蹴ったわけですので、今後赤字になる、赤字になるという中で本当にお医者さんに来てくださいと言えるんでしょうか。私はそこは難しいと思います。あのとき議会でできなかった。町長が変わってから、議会のほうにこれを何とか進めたいという話はなかったです。選挙のときから最初から見直すとされていたわけでございます。最初から見直してるんですから、進めようという心構えはなかったように思います。ただ、深澤町政になってからもう1年以上たつわけですので、その後どのように考えていくのか、そのあたり検討します、検討しますで、結果を出さなければ何だったのか、そういうことになると思います。そのあたり、もう一度決意をお願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 岩科診療所をつくった場合の赤字補填の問題につきましては、当時の賀茂医師会であつたり、今ある町内の診療所2つについて、じゃ、赤字補填をするのかといったような懸案も非常に多くありました。そうした中で、やはりしっかりとつくるだけを目

的にするのではなく、その経営とかそういったものを含めて、しっかりとこの地域医療を守るべき方向を見いだす必要があるということで、私は選挙のときにただつくればというようなことではなく、つくるのを前提にしたことではなく、この地域の地域医療というものをエリアを考えて、しっかりと見直していきたいと選挙に出たわけでございます。その結果、基本的に選んでいただいた状況でございますので、その辺は町民の方も選んでいただいたということで、自分はこの地域の医療を守っていきたいと思っておりますし、実際に先ほど申し上げましたとおり、この地域にある基幹の病院の運営の部分というのは、人口が減っていけば減っていくほど経営状況は厳しくなっていくのが目に見えております。今ある診療所2つの先生方も先ほど申し上げましたとおり、できる限り頑張っ、この地域の医療を支えていくとおっしゃっていただいている、その気持ちにも応えながら、いろいろなこの地域にある今ある病院、町内にはないですけれども、町民の方が通っている診療所や病院をしっかりと撤退しないような形も含め、守っていく必要がこの地域医療の賀茂エリアは非常に課題となっているところでございますので、しっかりとそこは連携をしながら進めていくという所存でございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今、民間のほうに支援するというお話がありましたけれども、町営であれば当然町の財源を使って、しかもその事業計画も見て、決算も見て、その時々の人たちが判断するところはあるわけでございます。民間に対して町が会計が危ないからやります、そういうようなことはできるんでしょうか。それは、もしそれを考えていくとすると、医療だけではなくて、建設業もそうじゃないでしょうか。やっぱり民間の動きと官の動きでは違うと思います。

それに関連しまして、次の質問がありますけれども、民間の医院の開設を支援するとしているが、どのような支援をするか決まっていない。民間が開業することに町が支援する理由は何ですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） こちらの質問も何度かお答えさせていただいてるとおりでございますが、民間の開設というのは民間の診療所もしくは医師が南伊豆町を見ていただければ分かりますとおり、独自に入ってきております。特に南伊豆町については一切支援はしていないそうです。ただ、私どもの場合、なかなかこっちでやるといった場合に、場所の選定とか、財政に関わらない部分での支援はしっかりとできると考えておりますし、そういった意味では県の

ほうの支援や国のほうの支援をうまく活用する話を一緒にするとか、そういったことは進められていくと思っております。相手先はどのような要望があつて、どういうふうに来るかをしっかりと把握した上で支援を決めていかなければならず、公費というものの使い方をしっかりと考える必要があると思っておりますので、今ここでどうするんだという質問に対してはちょっとお答えできかねますので、ご了承いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） ただいま南伊豆町の開院についてのお話がありました。南伊豆町につきましては、開設につきましても、運営に関しましても、民間の方から支援してほしいという要望がなかったために一切しておりませんという回答でした。松崎町は来る前から支援すると言っているわけですが、そのあたりはどうなのでしょう。開院する方を支援するというお話が来ているのでしょうか。町から支援する、町で出しているんじゃないのでしょうか。もしそういうことになると、ほかの企業の方が入ってくる。例えばお店が入ってくるのに対しても支援しますよというようなことになるのでしょうか。そこの理由というのがはっきりしない。民間の方が入ってくるということは、当然利益が出ると踏んで来るわけですね。利益がないというところには来ないと思います。そのあたりを考えて、利益が出ないところに来るんだから支援するというのはおかしいと思います。そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） おっしゃるとおり利益が出ないところにはなかなか来ませんので、そういった意味で手を挙げた方にできる支援を検討していくと。要はいろんなことを一緒に考えていくといった中で、町の財政が厳しい中ですので、町の公費ではなく、民間のサポートであったり、国や県の補助金等であったり、そういったものをケースによってやはりマッチングすることが必要と考えておりますので、相手方がどういうニーズがあるかによって対応を考えるということでございます。こちらでこういう支援があるから来ないかということではないということでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 公営の場合は自分たちがやるからいろんな計画とかなんかもやります。また、当時の人が何年後になるか分からないですけども、開院してきて、これはとてもやり切れないということになったら閉院ということはあるわけです。民間の方は赤字になればやめますよ。これは自明の理です。そして、その民間の方に県とか国が継続して支出するん

でしょうか。そういう制度はありますか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 診療所の話だけを見ていると、小さくなってしまいますので、賀茂地域で考えた場合、西伊豆健育会病院さんがあったり、今はメディカルもあります。そして、河津には今井浜病院、稲取には東部総合病院といった病院があります。そういった病院がやはり非常にこれからどうなっていくかというのが懸念されるところでございますので、患者さんが多ければ運営状況は当然いいことですし、病人が増えるということは医療費が膨らむ。健康でない方が増えるというのは地域にとっても大きなマイナスになるんじゃないかというところも、いろんなことを勘案しながら病院というものは必要になってくると思っておりますので、各市町1つずつの診療所があるべきだという考えも今はやはり考えなければならぬのかなという時代にはなっていると思います。

ただ、先ほどから何度も申し上げますけれども、今ある2つの診療所の先生方ができるだけ頑張るのでというようなことをいただいているので、そういったことを踏まえ、この地域医療を今後将来につないでいくために考えなければいけないと思っております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） またそういう制度があるというようなことが出ませんでしたので、なかなか県とか国がそれを保つようにやっていけば、ほかのところで閉院するような医者はなくして済むはずなんですよ、応援するんであれば。やっぱりできなければ民間の方は閉めていくと思います。そのときに民間が閉まってしまっても、公営のものがあれば、町のみんなのお金でお医者をお願いということになれば置くでしょうし、もう無理だということになればやめるでしょうし、そのあたり議論しても時間がなくなってきますので、次へいきたいと思えます。

町内の診療所をないがしろにして診療所をつくるようなことをしないとしているが、民間の開設はそのようなことにならないか、この点はいかがでしょう。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 先ほど来お話ししているとおりで、民間の支援についてはそういったことも配慮しながら支援を決めていくと。相手のニーズと合わせて考えていくというところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 時間がないので、大卒の2番目、海洋センターの事務不適切に

ついてでございます。

これについて、まず1点、2年にもわたる不適切が発生した原因はどのように考えられるでしょうか、教育長、お願いします。

○議長（深澤 守君） 教育長。

○教育長（平馬誠二君） 2年にもわたる不適切が発生した原因は何かについてお答えをします。

今回の原因は、第1に速やかな事務処理を怠ったこと、第2に業務のチェックが適切に行うことができなかったこと、この2点が原因でございます。

以上です。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 原因を追及するときに、なぜ速やかにできなかったか、なぜチェックができなかったか、そこをやらないと再発防止はできないと思います。偶然これは過ぎた、またこの次も速やかにできなかった、チェックしなかったで、また発生する可能性があります。なぜチェックができなかったのか、チェックの方法がまずかったのか、速やかにできなかった理由は何なのか、職員に対する教育なのか、あるいは管理の方法なのか、そこまで詰めないと本当のストップにならないと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 先ほど教育長がお答えしましたように、事務処理を怠った。速やかにその与えられた事務処理を的確に、確実に遂行するというようなことが徹底できなかったということが原因の1つとしてありまして、それについては職員各自がちゃんとした自覚を持って行ってもらうように再度啓発をする。それから、管理職としましては、それを促すとともに、ちゃんとやったかどうか声かけを行うですとか、確実な処理がされているという確認をさらに気を引き締めて行っていくということに尽きるかというふうに考えておる次第です。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） そういう点で、次の事務処理の管理はどのようなものだったのか。管理簿、領収書などはありましたか、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育長。

○教育長（平馬誠二君） ただいまの質問ですが、海洋クラブ水泳教室の参加費は、現金と管理簿を施設から受領し、金額等を確認の上、一般会計に調定します。領収書は現金と引き換

えに納入者に渡すという流れで管理をしております。このため、管理簿は保管されており、領収書は納入者に渡られております。

以上です。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 管理簿を保管されているだけで、チェックされていなかったということになると思いますが、そのところはどうなのでしょう。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 管理簿は現金をどなたから受領したというようなことをチェックしながらつけておったということでございますが、それが担当職員の手元にあつて、それを重ねて厳重にチェックをするという部分において少し配慮が欠けていたのかなというふうに思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） やはりここは管理している段階のところで、管理簿なら管理簿、今月はこれだけでしたというようなものがしっかりと上司なら上司のところへ上がってきて、チェックをして完了というようにしないと、また管理簿を本人が持っていて失念しましたという、また入らないということが起こり得るわけです。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 議員おっしゃるとおり、締切りの期日に最終で幾らお金が入つてというようなところはチェックをしていなかったわけではないんですけれども、さらに入念なチェックが必要だったのかなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） チェックをしっかりすることによって、担当者が戒告処分を受けるといようなことがなくなるわけですね。そこら辺をやっぱり考えると、しっかりやっておく必要があると思います。

次にいきますけれども、再発防止として、他の公営施設と同様に、利用状況、収支報告が必要ではないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育長。

○教育長（平馬誠二君） ただいまの質問についてですが、まず収支報告ですが、海洋センター事業は9月定例会において一般会計決算で報告し、承認をいただいております。また、その利用状況は定期監査の際に報告しております。そのため、改めて報告する必要はないものと考え

えております。

次に、再発防止策は、係員に与えられた事務処理を速やかに、かつ確実に遂行すること。その上で上司は確実にチェックを行い、見逃さないこと、これらを徹底することに尽きると考えております。

以上です。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） そういう意味では、定例会も監査もすり抜けて事件が起きてしまったわけです。だから、そのところをきちっと押さえないと再発防止にならないと思います。そのあたりいかがでしょう。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 議員の先ほどの質問でもありましたけれども、その締切りを過ぎた時点ですとか、そういった節目節目で係員と、その上席とか、さらに確実な意思疎通といいますか、確認をして、一つ一つのことをこなしていくということが重要なんだなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 定例会にも出されたということで、定例会で議員のほうもそれをチェックしなかった。私たちも勉強不足だったと思いますけれども、でも、職員のこと考えますと、そういうことは二度とないようにしなければいけません。そういったことが漏れがないかしっかり、議員のほうもなかなか細かくこれは終わったか、終わったかということではできませんので、しっかり監査のほうでまたやっていく、あるいは定例会にも上がってくる、そういったことをお願いしたいと思います。

それから、次にいきます。

次は町長にお願いなんですけれども、一般職員戒告処分審査委員会で、委員が事件に関与している場合の委員会の委員、運営方法は定められているか。今回はどのように運営されたかであります。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 一般職員の処分に当たりましては、松崎町一般職職員懲戒処分審査委員会規則にのっとり、人事院の懲戒処分の指針を基に作成された町の処分基準により、処分内容を決定しております。

審査委員会の委員につきましては、同規則第2条の規定によりまして、副町長、教育長、

総務課長、企画観光課長の職にある者を充てるとあり、また第5条におきましては、委員長及び委員は、自己または3親等内の親族に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは会議に出席し、発言することができます。今回の件につきましては、総務課長が教育委員会事務局と当事者から聞き取った内容を報告し、その後、処分案の協議を行い、出席した委員の意見の一致によりまして処分内容を決定したことの報告を私は受けておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほども申し上げましたように、職員が戒告処分になる、あるいは減給になる、あるいは免職になる、これは非常に大きな問題です。職員が安心して働けるようにするためには、周りでしっかりサポートして、教育ももちろん必要でしょうし、コンプライアンスの問題も必要でしょうし、しっかりやっていただいて、二度とないようにお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今、高柳議員からのお言葉、非常にありがたいと思っております。やはり職員がしっかりと働ける環境づくりというのは私たちもぜひ進めてまいりたいと思っておりますし、今言った上司のマネジメントの部分、しっかりと上司が職員に再度目を届かせるために、やはり体制をつくっていく必要はあると思っておりますので、また頑張っていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今後私たちの目もなかなか届きにくいところがありますけれども、今職員も少なくなって大変だと思います。そういった中で職員も失念することもあるでしょうし、そういったところをやっぱりカバーしていかないと、働くほうが大変だと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。厳しくやって、パワハラでいくんじゃなくて、しっかりと本人のことを考えて、将来のことを考えるとあってはならないことで、松崎町の新聞に載ること自体が松崎町の信用を落とすことになりますので、ぜひ進めていただきたい。

それから、次に進みたい。大卒の3つ目の水道、温泉事業の収納未済についてでございます。

収納未済の管理方法はどのようなものか。管理簿の作成、業務の効率化の考えはあるかです。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 水道使用料、温泉使用料の収納管理につきましては、電算システムの水道料金システムで管理しております。本システムにおいては、検針データの取り込み、納付書の発行、納付の消し込み、督促状の発行及び滞納者リストの作成などの納付管理を一貫して行っておりまして、今のところこれをそのまま継続して、改める予定はございません。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私も生活環境課のほうでいろいろお話しさせていただきまして、なかなかシステムの中から読み取ってくるのが難しいなというふうに思ったわけでございます。そういった意味では管理の方法とか、そういったのを少し考えて、この収入未済については、支払いをする方の条件がいろいろ個々でございます。そういった意味で、一概にこうしようというのはなかなかできないと思いますけれども、そこはしっかり管理簿の中で、この方はこういうふうに管理していく、この方はこういうふうに督促をして、次にまたもう1回督促をして、最後は水道停止ということになると思うんですが、そのあたりをいつやって、いつやってというふうにやっていかないと、それが個々なものですから、月もどんどん変わっていくわけですし、そこを考えていかないと、なかなか業務が大変になっていくなど。そこを業務が簡単になるように何かシステムを使うとか、システムの中でもっと分かりやすく出てくるとか、そういったシステム改善をすとかしていくと、担当者の方も少し業務が楽になってくるのかなというように思います。人も少ない中で人を増やそうとしても応募者がいない中ですので、そこはしなければいけないと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 確かに人がいないとは言いつつも、今いる人間の中で本当に非常によく頑張ってもらっていただいていると思っています。

システムの関係ですけれども、高柳議員も非常に心配していただいていますけれども、DXの推進というのをまさに進めていきたいと考えておりますし、その中で、やはり財政的な部分もありまして、補助金もございますので、そういったものをうまく活用できるのであれば、システム更新とか新たなシステムというようなことも考えられるんですが、今現在の中で言うと、今のシステムを先ほど議員がおっしゃったように、いかによく使いこなすかといったことが求められると思いますので、そこは担当職員もいろいろ工夫をしておりますので、これから先のものについては今のシステムをフル活用する形でやらせていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） まさにD Xを入れようとしているわけですので、そこで業務の改善が進んでいけば、多少業務上のミスも減ってくるでしょうし、稼働も若干助かってくるというのはありますので、ただ、導入に当たっては非常に稼働かかりますし、当然人材の育成を相当やらないとうまく回っていかないと。下手をすると既設のルーチンプラス改善の作業が増えてしまうということになるわけですので、ここは慎重にやらなければいけません、乗り越えないと次の改善できませんので、これは私らも勉強しなきゃいけないですけども、町のほうもぜひ来年度はもうスタートできるような格好でお願いしたいと思います。

次にいきたいと思います。

年に2回給水停止措置を行っているということですが、年2回では利用者の不公平になりませんかということです。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議員が今おっしゃるとおり、使用料の未納に係る給水停止措置につきましては、今、年2回にまとめて行っております。いろいろな事情を勘案しながら、こちらでも給水停止までの経過を含め、特段今までも不公平になっているようには感じていないところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 規約上は5か月たったら止めるというふうになっていると思います。ところが、年2回だと5か月オーバーする可能性があるわけですね。そこが不公平ではないかというふうに思うわけでございます。ある人は型どおり5か月で止まる、ある人は5か月以上延びて止まるということになると、それは不公平じゃないかというふうに思うわけでございます。個々に管理しなければならないので、これは稼働がかかるし、大変かと思いますが、ちなみにお隣のほうの水道のお話を聞きますと、不公平になるから止めてますという回答が返ってきました。なかなか確かに止めるということは人情的にも、その人の生活状態、いろいろ個々だと思いますけれども、それをしっかりやっていると、ある人は払わないでずっと来てしまっていて、さらにそれが積み上がって行って、さらに払うのが難しくなっていくという、5か月でやると最大5か月で止まるので、それ以上の損金はないわけです。ところが、それ以上延びてしまうと損金そのものが増えてしまう可能性もあるわけですね。そのあたりを考えますと、中にはほかのものを我慢してでも水道料はインフラだから、払わなきゃ水が止まったら困る、そういう方がいらっしゃるかもしれません。そういうことを考えていくと、本当に不公平ではないかというふうに思うわけでございます。そのあたり

はいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君）生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） まず、議員おっしゃる規則と言われているものが、松崎町水道料金等滞納整理事務手続要領のお話かと思います。この要領において、給水停止の対象者を明記しておりますけれども、その中を申し上げますと、納入通知書の納付期限から5か月以上経過したときということでございまして、要領上は5か月と明記したものではございませんで、5か月以上経過したときというのがございますので、まずそこについてはご認識いただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、年に2回にまとめて行っているのは事実でございしますが、5か月以上経過したものについて年に2回ということですので、具体的には今やっているのは年に2回、2月と8月に分けてまとめて行っております。例を申し上げますと、2月分の発布については5か月以上ということで、6か月目に当たったものから12か月目に当たったものということで、年に2回やることによって、そういったサイクルになるわけです。次の8月に発布するときは、同じく6か月目に当たるものから12か月目に当たるものということで、そのサイクルで年2回やっているものでございまして、先ほど業務の効率化というようなお話も、その趣旨のお話もあったかと思いますが、このサイクルでやるということが確立してきた。これまでの経験の中で確立されてきたやり方ということで、効率的に行えているなということで考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） もう一つは、支払いをするときに古いのが払われてないにもかかわらず、新しい料金を払ったからずっと続いているというような状況があるというようなお話も聞きました。もしそれでいきますと、前のやつを払わないでずっと来たら時効が来てしまう。損金になってしまうということが起こり得るんじゃないでしょうか。そして、そこが長くなればなるほど受益者が払わなければならないお金が多くなるわけでございます。世の中で為替を2回不渡りにすると倒産になるそうですけれども、それはやっぱり最低限のところで抑えて損金を減らす、そういった考えもあると思います。そのあたりいかがでしょう。

○議長（深澤 守君）生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） どなたか特定の例をおっしゃっているのかもしれませんが、納付に至ってない方々にはいろいろな事情がございます。また、すごく古いものから持っている方もいれば、新しいものだけがたまっている方ということで、様々でございます。

給水停止予告に至る場合の一般的なことを申し上げますと、給水停止予告を送る際に、いついつまでに滞っている分をお納めくださいと。でない場合については、いついつ給水停止を実行いたしますということで、まず予告を送ります。にもかかわらず納付いただけない方については、その執行日に職員が現地に行きまして給水を停止します。その場にいらっしゃれば、その旨の話をさせてもらいます。その際にいらっしゃると、一般的には滞っている分をどういうふうに払っていけるかということのお話を伺います。その際に多い一般論といたしますと、分割で納付しますという約束をおっしゃるものですので、それを書面にさせていただきます。その際には、例えば10万円を10回でというお話であると、1万円についてを1回目から払ってもらわなければならないわけですが、その際には当然のこと、古いものからだんだん減っていくという方法を取りますので、それがごくごく一般的な例でございまして、古いものを棚に上げておいて新しいものというのは、ケースとしてはあるかもしれませんが、一般的には古いものから滞りをなくしていくというのが実態でございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） まずその未済について止めたという実績はどれくらいあるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） それについても年に2回行っておりますので、そのときそのときで様々でございますけれども、直近でやったものについては給水停止予告を送って、送ってもなお納付いただけない方が水道においては十数名いらっしゃいました。その方々のお宅に出向いて給水停止をするわけですが、その上で納付の約束をされた方が10名ぐらいですかね。そうでない方については給水停止を実行いたします。今現在も止まったままの方も現にいらっしゃいます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 本当に払えない方もいらっしゃるわけですね。そういった方に対しては、多分インフラですので、止められると生活が困るよという話になると思うんですが、そういったケースはなかったですか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 様々でございます。納付の約束をされて給水停止に至らなかった方についても、その後の納付管理をするわけですが、約束どおり履行されている方、それから約束どおり履行されていない方もいらっしゃいます。約束どおり履行されない方

については、さらに給水停止の実行ということに移るわけですが、そういったことで様々です。そういった中において、分納の約束を履行されない理由が生活の困窮があるかどうかということもございますので、その辺は個別にそのケースによって対応を考えていきたいということでやらせてもらってます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 時間がありませんのでまとめたいと思いますけれども、なかなか職員の今数が定員からはるかに少ないわけですね。そういった中で職員は頑張っているわけですが、なかなか応募しても来ていただけない。そうしてみると、今度は質を上げるしか手がないわけですね。その質を上げるについては、一般的には機械化とか自動化とかいうのをやって、何とか省力化を図ろうとするわけですが、まさに松崎町はDXを入れてやろうとしていますので、業務の改善につながるようなことをぜひやっていただいて、職員の作業の軽減を図る。あるいはチェックとか、そういった業務も二重チェック、三重チェックといいましても、なかなかチェックというのはしにくいと思います。仕事上、セクションごとに仕事しておりますので、各セクションの事を全て課長さんにしても把握するのは非常に難しいであろうと思います。基本的には個人個人の業務に頼っているところが大きいわけです。そのところをシステムティックに収納すべきものが入っていない。そうするとアラームが出る。そういったぐらいの検討をしていただいて、さらにやっていただけたらと思います。私たちも勉強しなければいけないと思いますので、一緒に勉強させてください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（深澤 守君） 以上で高柳孝博君の一般質問を終わります。

10時30分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 井 昭 一 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位 2 番、藤井昭一君。

（1 番 藤井昭一君登壇）

○1 番（藤井昭一君） 1 番、藤井昭一です。

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、松崎版地域包括ケアシステムの推進について質問させていただきます。

高齢者が約半数の当町におきまして、地域包括ケアシステムの構築は大変重要な課題であると思います。松崎町の高齢者が最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることが大変重要であり、それが町民の幸せにつながると思います。松崎町の第 6 次総合計画におきましても、基本計画の中で誰一人取り残さない支え合いのまちづくりをうたっており、その中で松崎版地域包括ケアシステムの構築を進めることが大変重要な施策とされております。コンパッションタウン松崎実現のためにも大変重要なことと思います。

そんな中、この第 6 次総合計画を掲げてから町内では変化も見られていると思います。西区や石部区などでは新たに地区サロンを立ち上げ、地域の高齢者の方たちが元気に楽しく社会参加をする居場所ができ、家に閉じ籠もらない活気のある高齢者の活動が増えつつあるのかなと感じております。私も一度西区の高齢者のサロンに参加させていただきましたが、大変楽しく、地域の高齢者の方たちが笑顔でとても楽しそうに参加されておりました。まだまだ始まったばかりですが、このような流れが少しずつでもいろんな地区に波及していくことが今後の大変大きな結果をもたらすものと期待しております。

そこで、まず①番目の質問です。医療や介護サービスなど公的なサービスも大切かと思いますが、町民同士の共助の支え合いがこの松崎版地域包括ケアシステムの確立には欠かせないものだと私は考えますが、松崎版地域包括ケアシステムにおける町民ボランティアの役割について、町はどのようにお考えでしょうか。

②番、その町民ボランティアを育成することについて、町としてどのような施策を行っているでしょうか。

③番、社協のハートアンドヘルプ事業も地域福祉活動の推進において必要なこととして第 6 次総合計画の中に含まれておりますが、ハートアンドヘルプ事業の具体的な内容について、

現在のところ何人の登録者がおり、支援内容はどのようなことを行っているのか、具体的な内容を教えてください。

続きまして、大きな2つ目の質問です。災害時の避難所について質問いたします。

10月に議員視察研修で岩手県に行かせてもらいました。岩手県山田町の役場では、町議会議長さんや役場担当者の方たちより、震災当時の大変な混乱状態だったことなど様々なリアルなお話を聞くことができました。そこで、前回9月の定例会で、私が福祉避難所の一般質問をさせていただいたときに、避難所は町内だけでなく広域で考えていると町長のご回答をいただきました。

しかしながら、今回山田町で聞いてきたことから、やはり避難所は何とか町内にできる限り確保しなければならないと思いました。山田町では地震発生から混乱状態の中で丸3日間行政や警察など何の支援も来なかったということでした。地域の人たちの力だけでその最初の3日間を乗り越えなければならなかったということで、とても大変だったそうです。それだけ役場も警察も混乱していたということを聞きました。そのような状況で、被災者が他の市町まで避難所を探して避難するということが果たして可能なかどうか。非現実的ではないかと思われ、やはり町内に数多くの避難所を用意しておく必要があるのではと思いました。

そこで、①番の質問です。東日本大震災のとき、山田町では大小35か所の避難所を開設したと聞きましたが、当町においては指定避難所は現在のところ何か所あるのでしょうか。

②番、町内でできる限りの避難所を確保するために、地域の公民館などを避難所に指定することは可能でしょうか。

次に、大きな3番です。石部地区の同報無線個別受信機の電波障害について伺います。

石部地区のある住民の方から、相変わらず防災ラジオが聞こえにくくて困っているというお話を聞きました。どのような状況であるのか一度現地に行ってみようと思い、石部地区を訪問しました。10月29日の午前中に石部地区を回り、国道沿いのお宅からずっと上っていきまして、防災無線がちゃんと入るかどうかを1軒1軒訪ねて聞いていきました。そして石部地区の海側の地区を回りました。当日留守で聞けなかったお宅もありましたが、全部で27軒のお宅でお話を聞きました。その結果、よく聞こえると答えられたのが1軒でした。そして、ちょっと鳴るけれども、すぐ切れるなどという、いわゆる電波障害が起こっている家が25軒、うちは外のスピーカーがすぐそこにあるから電源を切っているというお宅が1軒でした。

そこで質問いたします。①番、町としてこのような状況を把握しているのでしょうか。把

握しているのであれば速やかに対応すべきと思いますが、どう考えますか。

②番、電波障害の根本的な原因は把握しているのでしょうか。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、松崎版地域包括ケアシステムの推進についての部分、①番、医療介護サービスだけでなく、地域ボランティアの力が松崎版地域包括ケアシステム構築においては大変重要になってくと思うが、町民ボランティアの役割について町としてどのように考えるかという質問に対してでございます。

地域包括ケアシステムの構築においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。国においては高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を進めていかなければなりません。ご質問の医療介護サービスだけではなく、地域のボランティアの力が必要ではないかということでございますが、まさに地域全体で支えていくことはとても重要なことであると感じております。

現在、地域において、議員おっしゃるとおり、高齢者の居場所づくりということで地区サロンなどが開催されておりますが、サロンを運営しているボランティアの方々には心から感謝している次第でございます。

②番、町民ボランティアの育成について町はどのような施策を行っているかという質問に対してでございます。

ボランティア育成の施策としては、町として中高生を対象としたジュニアボランティアクラブの活動支援や給食ボランティア団体への運営費の補助、社会福祉協議会で地区サロン団体などへの支援を行っているところでございます。

なお、福祉に関するボランティアに関しましては、活動している団体や活動内容などが広く周知されていないことなど、まだまだ課題も多いため、今後課題解決に向け、社会福祉協議会を通じて支援策等を検討してまいりたいと思っております。

③番、社協のハートアンドヘルプ事業というものがあるが、その具体的な内容について、現在のところ何人の登録者がおり、具体的な支援内容はどのようなことを実施しているのか

という質問に対してでございます。

ハートアンドヘルプとは、地域支え合い型福祉サービスのことで、介護認定されている方や障害をお持ちの方に対するサービスは制度により従来からありましたが、いろいろな制限がございます。また、仕事や急病で身の回りのことに不便を感じている方々もいらっしゃいます。助け合いやお互いさまの気持ちは誰にでもあります、お願いする側にとっては遠慮もありますし、お願いされる側も時間的な都合もございます。そこで、あらかじめサービスを提供できる方を募集登録し、有償でお手伝いするシステムがこのハートアンドヘルプ事業でございます。

ただ、9月末現在の協力会員登録者は5名でございます。具体的な支援内容としますと、ごみ出しのお手伝いが1件という現状となっております。

大きな2番、災害時の避難所についてでございます。

①番、山田町では大小35か所の避難所を開設したそうだが、当町においては指定の避難所は何か所あるのかという質問に対してでございます。

現在、指定避難所には、旧三浦小学校の屋内運動場や勤労者体育センター、環境センターなど9つの施設を指定しております。また、広域避難地としましては、松崎高校、総合グラウンド、中川小学校、岩科小学校と三浦小学校の5か所を、第1次避難地としては、各地区の公民館やコミュニティ広場など24か所を指定しております。

津波対策の関係におきましては、津波浸水区域内の津波避難ビルは、役場や伊豆まつぎ荘など10か所を指定しております。津波避難タワーは今西区内に1か所、津波避難場所につきましては、各地区のお寺や神社も含め、42か所を指定しておるところでございます。

②番、避難所は町内だけでなく、広域においても必要になってくるかもしれないが、やはり町内でできる限りの避難所を確保することが必要と思う。地域の公民館などを避難所に指定することは可能かという質問に対してでございます。

災害も地震や津波などのように広範囲で発生するものから、水害や山崩れといった一定の範囲の中で発生するものなど様々な形態がございます。特に地震や津波など広範囲で発生する災害の場合は、単独の町だけでの対応はほぼほぼ不可能だと思われますので、被害の少ない近隣市町や県・国に協力を仰ぎながら対応していく必要があると思っております。

避難所の確保につきましては、災害の種類にもよりますが、発生する災害の状況により可能な限り各地区にも協力を呼びかけているところでございます。特に交通の遮断が想定される地区におきましては、昨今の大雨による気象警報等が発令されたときには、現在も区長様

に公民館等の開放の連絡、もしくはそういった注意喚起を行っているところでございます。

大きな3番、石部地区の同報無線個別受信機の電波障害についてでございます。

①町としてこのような状況を把握しているのか。把握しているのであれば、速やかに対応すべきと思うが、どう考えるかという質問に対してでございます。

石部地区の同報無線の受信状況が悪いということは以前から地区の方々から報告をいただいております、令和4年6月には石部地区内の84軒に対して調査を行ったところでございます。そのうち35軒から回答を得ましたが、32軒は聞こえない、もしくは時々聞こえないというような回答でございました。石部地区につきましては、小学校のあった山家地区に新しい無線設備を設置しておりますが、受信状況の悪い家の方にはNECネットエスアイのアドバイスにより、受信機の位置を窓際に移動してもらったり、アンテナの方向を山家方向に向けてもらうなどの案内をしているところでございます。電波の受信状況は屋外でNECネットエスアイに町の職員が同行して調査を実施いたしました、受信感度は良好で、そのときは問題がなかったということでした。

また、個別受信機を設置した家屋もありますが、家屋内ではやはり音声途中で途切れるといった症状が出ており、現在NECネットエスアイは町が調査した家屋の一覧表と図面の写しを持ち帰り、原因の特定と対応策を今調査検討しているところでございます。

そのため、原因が特定され、問題が解決するまでの間は消防署詰所横のスピーカーの利用なども再検討したり、また、電子メールを利用できる方につきましては、メールにより放送内容を届けることが早急にできないか、今早急に検討しているところでございます。

②電波障害の原因を把握しているのかという質問でございます。

原因につきましては、同報無線の設置工事を行ったNECネットエスアイに確認作業を実際に行ってもらってます。何度か来てもらったり、連絡を取ったり、最近も昨今の津波注意報の関係があり、連絡をして催促したところでございます。ほかに障害のある電波が出ている可能性もあるのではないかなど、問題の解決に向けて確認作業を行うということで進めておりますが、今、根本となる電波障害の原因は把握し切れてないのが現状でございます。今後もこの問題の解決に向けまして、施工業者とともに一刻も早く問題が解決できるよう進めてまいりたいと思います。

以上、藤井議員の質問に回答をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 一問一答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○1番（藤井昭一君） ありがとうございます。

それでは、松崎版地域包括ケアシステムの推進についてのことから一問一答で質問させていただきます。

松崎町、本当にいろんなボランティアの方たちが大勢いる、そういう私、すばらしい町だと思っているんですね。それで、給食ボランティアもそうですし、本当にそういった人たちが活躍してくれて、この町を支えてくださっているというのをつくづく実感しております。それで、この地域包括ケアシステムを推進するに当たりまして、やはり福祉のほうでもこのボランティアを育成する必要があると私は思います。ほかの町とか行きますと、何でも町に頼ったり、そういうところもございますよね。松崎町はできることは自分で本当にやる、そんな町だなと思っております、やはり高齢者が多く暮らすこの地域としまして、これから介護とか、そういった知識をもっともっと知りたいよという町民の方がこれからもどんどん増えると思うんですね。そういった人たちのために、例えば生活支援のボランティア養成講座など、そんなのをやっていただくことはできないかなと思います。

先日、私のところに案内が来たのは、西伊豆町から運転ボランティア養成講座、こんなものもあるそうですね。高齢者の移動を支援するためのボランティアを養成するような、そういう講座も盛んに行われているようです。町としてもこういったものをどんどんやっていただいて、もっともったこの松崎町の人たちが福祉に関心を持つとか、そういう知識を持ってやっていただけるような、そういう施策を行っていただきたいなと思うんですが、どのように思いますか、お願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） ありがとうございます。

まさに下支えをしていただいているのはボランティアの皆様だと思って感謝しているところでございます。今おっしゃるとおり、地域における支え合いというのは非常に大事で、もともと町内では地域の中であったものだと。松崎町は非常に意識の高い地域だと感じているところでございます。自分たちが育った昔を振り返っても、やはり地域の方々が何らかの形で多年代で関わりを持って、この地域を支えてきてくださったんだなというような思いがございます。

ただ、やはりここへ来て社会の変容や、コロナ禍における人との分断ということが出たときに、ちょっと価値観が少し違う方向に行っているのかなというのがございました。ただ、

先ほどもお話ししたとおり、地区によっては新たにサロンが立ち上がったり、まだまだサロンを立ち上げるというような動きもあると伺っておりますので、そういった地域づくりのために、やはりボランティアの育成という具体的なところは社会福祉協議会とか、そういったものが先導してもらえると、隣町なんかもそういったことでやっていると思います。先ほどのドライバーの関係も西伊豆は社協が中心となってやっていますし、そういった形での方向性としては非常に参考になると思っております。

町としてもできることをやはり先ほど言われたとおり、町ができることの範囲というのはだんだん狭くなっているところもございますし、そういった場合にやはり民間の方、もしくはいわゆる団体である社会福祉協議会の力をしっかり使って、そういった方向に進めてまいりたいなとは思っております。ボランティア養成というのは、実はボランティアの福祉の知識を得るだけでも非常に有効な手だてだと思っておりますので、どういう形になっていくかはこれから協議は必要だと思いますが、ぜひ進めていきたいところではございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひ進めていってもらいたいです。よろしくお願いいたします。

そこで、今社協のことがお話出ましたが、松崎の社協は大変小さな社協で、なかなか人手も足りないというか、そういったほかの市町と比べましても大変コンパクトな社協となっていると思うんですが、例えばこういった事業をするに当たりまして、なかなかこの小さな社協でやるのが難しい、そんなことも私、考えてしまうんですよ。なので、何とか町のほうでもフォローしていただきまして、それで社協を盛り上げてもらって実施可能になるようにやっていただきたいと思います。

それで、続きまして、社協のハートアンドヘルプ事業、これも私もいつからあるのかちょっと知らないんですけども、第6次総合計画の中でも書かれております。それで、第6次総合計画の中でハートアンドヘルプ事業について積極的に周知を図りますと出ているんです。これ具体的にどうやって積極的に周知を図っているのか、ちょっとお聞きしたいですけども、お願いします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ただいま議員のお話のございましたH&H、ハートアンドヘルプ事業でございますけれども、こちらの周知方法ということでございます。現在、社会福祉協議会におきましても、今年度を目標といたしまして、このH&H、利用者のほうもかなり少ないと。そして提供してくださる協力会員の方も少ないということの中で、今年度一

応目標といたしまして、事業の見直しとか、そういったことを図っていくということで、健康福祉課のほうからも社協のほうに話をさせていただいてますし、社会福祉協議会の会長さんのほうもそのような意向でございますので、そういったところである程度やはり大枠が決まった中でまた再度周知を行っていくというような考えでおります。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 補足で説明します。

先ほども言ったとおり、松崎町の社協がコンパクトであるというような懸念があると。コンパクトだからできないではなく、隣町、西伊豆も含めて、同事業であれば、同じ生活圏の中であるので、なるべく連携できる事業については連携をしながら進めていけないかというような働きかけも実はしておりまして、2つぐらいは今同事業が、防災も含め進んでいるところだと思います。今ある力をより効率的に活用できるような方策も含めて考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ハートアンドヘルプ事業、正直言って私もよく分からなかったんですね。それで、やっぱりこれだとなかなか登録者も増えないと思いました。具体的な今ごみ捨てをやっている方がいるということなんですが、周知を図るといってもなかなか周知されないのが現実で、ここまで来ているんだろうと思います。

そこで、有償ボランティアのことをいろいろ調べますといろいろ出てきますね。例えばごみ出しの手伝いなら1回幾らとか、庭の草刈りなら1時間幾らとか、何か雪国のほうだと雪かきがあったり、そういったものが出てきますね。そういう具体的なメニューをきちんと提示するのは必要だと思うんですけども、これをやったらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ハートアンドヘルプ事業につきましてはこちらにあるんですけども、このようなパンフレットがございます。このような中でメニューといたしますと、家具の掃除や軽微な修理、ストーブの給油片づけとか庭の掃除や草刈り、枝切り、ごみ出し、見守り、話し相手、趣味の相手、手伝い、ほかにもたくさんあるんですけども、一応このような形では作成されているんですが、なかなか社会福祉協議会のほうでもメニューのほうがかなり広範囲にわたっているということで、今年度においてはメニューのほうのある程度の集約とか、そのような形でまた周知のほうを図っていきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。一応このようなパンフレットがございますので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ありがとうございます。

ちょっと私、知らなくて本当に申し訳なかったです。そういったものがちゃんと町の皆さんに伝わるようにぜひやってもらって、それで、本当にこの第6次総合計画は大変いいことが書いてある。それで、何もしないと、ただの絵に描いた餅になってしまうと思いました。なので、しっかりとそういうものも町の皆さんに周知して、ぜひ皆さんで盛り上げていくように、そして高齢者の方たちも地域で幸せに暮らせるように、そういったお手伝いができるようにやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、災害時の避難所について質問させていただきます。

私、現在西区に住んでおりまして、地震が来たら津波避難タワーに逃げるという、そういうのはもう毎回毎回訓練を重ねておりまして、地域の人たちもそれでできているんですね。ただ、その先が、そこで命が守られて、そこでおしまいじゃないんですね。その先でどうやって復興していくか、生活を立て直さなきゃいけない。そんな中、我々が例えば避難タワーで守られて、もう家とか車もないと。そういったときにやはり避難所ですね、そういったものがちゃんと確保されて、町民の方たちに、じゃ、あなたたち命が助かったから、今度ここに行くんだよというふうにちゃんと分かっているような、そういうふうな体制にしないといけないなと思うんですね。現実には自分のことも考えると、避難タワーへ逃げたけれども、その後どこへ行けばいいんだろうという感じで思うんですね。そこをしっかりと町のほうで提示していただいて、ここの避難所、ここの避難所というのがあるんだよというようなところを提示していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 指定避難所につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、旧三浦小学校の屋内運動場、岩科小学校の屋内運動場、それから岩科小学校の管理教室、勤労者体育センター、旧中川小学校の管理棟、松崎高校、それと松崎高校のセミナーハウス、松崎高校の講堂、環境改善センターと今現在9つございます。議員おっしゃられるとおり、現在この場所が指定避難所として一般の方に知られているかということ、どこまで知られているのかなというような疑問は確かにあると思います。避難訓練なんかもございますので、その際にはこちらのほうの案内も含めて、各区長様の方、自主防の方々に

は周知しておく必要もあるのかなというふうに思いますので、今後またその関係につきましては、防災係のほうと対応して検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひよろしくお願いします。先ほども私、言いましたけれども、山田町ですね、大小35か所避難所があったんですって。それで、本当に大変な状況だったというお話を聞かせてもらいました。もう皆さんがやはりイライラして、それでそこらじゅうで喧嘩が絶えない。それで、そういったところで本当に私、それを聞いて、地域のコミュニティーの力が試されるなと思いました。そこは我々松崎町の強みでありまして、それで支え合いの町でやれると思いました。

そこで、例えば避難所で、前回の9月の定例会のときに広域でとおっしゃられたんですけれども、松崎の人が下田へ行ったり、松崎の人が西伊豆町へ行ったり、そういったところで分散されますと、地域のコミュニティーの力が半減といいますか、発揮されずにつらい思いをするんじゃないかと、そのように思いまして、それで、例えば中川地区ですとか、岩科地区ですとか、そういったところの公民館、そういったところも避難所として指定していただく。そういうことで何とか町の中に避難所を確保していただきたいなと思ったんですが、それは可能でしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 各地区の公民館につきましては、特に津波ですとか、そのあたりになりますと、この旧松崎地区内につきましては、もうほぼほぼ水没してしまう浸水区域になっているというようなことなものですから、当然施設が使えればいいんでしょうけれども、使えない場合はほぼほぼ想定されております。そうなりますと、やはり中川ですとか岩科の方面に避難をしていただくというようなことになると思います。その際には、各地区の区長さん方にもご協力はやはり仰いで、できるだけ協力をしてもらおうようにというように話はおこななければならないのかなというふうに思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 今課長おっしゃられました、その際に話は多分できないと思うんですね。もう混乱状態で、そんなことやってられる状態じゃないと思いますので、ぜひ事前のそういう準備をしておいていただいて、あらかじめ決めておいていただきたいと思います。

それで、この避難所とか避難場所、この間も3か月前の定例会でも私、お願いしたんですが、こういった情報をしっかりと町民に知っていただくために、町のホームページで簡単に

分かるように表示をしていただきたいと思います。これもできれば新しく避難所として指定していただけるのであれば、公民館とか、そういったところも含めまして、そういったのを町民に分かるようにしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） ハザードマップにつきましては、もう以前作成をさせていただいてもらっております。その中に各避難所につきましても、先ほど申し上げました箇所につきましてはほぼほぼ網羅されていると思いましたが、各地区の公民館なんかも入れられないようなことはないと思います。できるだけ周知できるような形で今後ちょっと検討していきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） よろしくをお願いします。こうやって分かったと、自分がこのときに、じゃ、こうすればいいと分かることがやはり安心になると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、石部地区の同報無線個別受信機の電波障害についてですが、私、回らせてもらいまして、いろんなご意見がありまして、最初は何か流れるけれども、途中で切れちゃうとか、人によっては全く聞こえないとか、ちょっと鳴るけれども、すぐ切れるとか、音が鳴ると家から出て川のほうまで行って聞く、そんな方もいらっしゃいました。

それで、私、考えた。まず現地へ行って、山背負ってて、やっぱり相変わらず聞こえないよという方が、せいぜい2、3軒なのかなと思っていたんですね。それで、その方にメールサービスを教えてあげようと思って、入れてあげようと思って行ったんですが、とてもとてもそんな状況じゃなくて、中には高齢者の独り暮らしの方ですとか、ちょっとメールは難しいかなと勝手に判断しちゃったんですねけれども、そういう方もいらっしゃいました。それで、石部地区の特徴としまして、町で一番風が強いところですね、石部って。私もいろいろデイサービスの送迎なんかで町中を走りますが、冬になると山が真っ白になって、潮で木が真っ白になってます。そういったところで放送が流れて聞こえなくなっちゃうとか、それで、地区の皆さんで防災無線を買ったそうなんです。大体行くと、玄関先に置いてある方が多かったです。アンテナも目いっぱい伸ばしてやってました。それで、やはり外の放送が聞こえづらい。高齢者の方が多いので、メールのサービスを使いにくい。こういう状況で、やはりこの同報無線個別受信機が頼りなんです。そういうふうに思いました。なので、原因をまだ特定していないということで、なかなかすぐにはできないんだなとちょっと残念に思いま

したけれども、何とかこの石部地区の皆さんのためにやっていただきたいなと思いました。

それで、私、上の小学校の周りの地区も1回行ったんですね。そうしたら、そこの方たちは聞こえるよと言ってました。大丈夫なようでしたので、何とか早期に解決していただいて、皆さんが安心して過ごせるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まとめたいと思います。

松崎町地域包括ケアシステムの推進につきまして、もっともっと松崎の高齢者の方たちが幸せに暮らしていけるようにしてやっていただきたい。ボランティアの育成、そういったあとは社協のほうのフォローもしていただいて、何とか養成講座とかそういったものをしていただいて、あとハートアンドヘルプ事業、そちらも本気でこれを周知して、軌道に乗せるように行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

災害時の避難所につきましても、今日はいい回答をしていただいて、本当にありがとうございます。町の人たちが困らないようにぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

石部の同報無線のほうもちょっとなかなか難しいということですが、これも皆さんが困らないように一刻も早く直していただけるようによろしくお願いします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で藤井昭一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 橋 良 延 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位3番、高橋良延君。

(3番 高橋良延君登壇)

○3番(高橋良延君) それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い壇上から一般質問を行います。

前回、9月定例会での私の一般質問は、提案を主とした質問でしたが、本定例会での一般質問は、議員の重要な役割の一つである町政のチェックという観点から質問をいたします。私の一般質問は3件となります。

1件目は地震津波防災対策についてであります。

平成25年に策定された静岡県第4次地震被害想定による松崎町内の人的被害は、津波による死者が最大の場合、レベル1で1,300人、レベル2で3,100人となっています。想定時の町の人口は約7,700人ですが、現在5,800余人の人口においても多くの犠牲者が出ることは想像に難くありません。町ではこれらの被害を軽減するため、想定される犠牲者を10年間で8割減少させる目標を立て、56のアクションに取り組む松崎町地震津波対策アクションプログラム2014を策定していますが、達成時期である令和4年度末が経過し、果たして目標を達成し、対策は進んだのかお伺いをいたします。

2件目は深澤町長任期の中間評価についてです。

今月で深澤町長が就任してから2年を経過し、マラソンで言えば折り返し地点に当たります。そこで、任期の折り返しに当たり、町長が選挙時に掲げた町民への公約が果たされているのか、進んでいるのか、町民に十分伝わっていないように思いますが、公約の達成状況はどうなのか。また、今後2年間で何を重点に具体的にに取り組んでいくのかお伺いをいたします。

3件目は職員の指導育成についてです。

町長就任以来、職員の不祥事や不適切な事務処理など多くの事件が散見されます。一義的には個人の責任は問われますが、一方で、組織としての在り方も問われます。不祥事を起こさせないことはもとより、事務処理を正確、迅速に行うことで行政サービスの質の向上を図ることによって、町民から町政に対する信頼関係が築かれ、町政の円滑な運営ができるものと考えてます。町民から信頼される職員の指導育成にどう取り組んでいるのかお伺いをいたします。

壇上での質問は以上です。

○議長(深澤 守君) 町長。

(町長 深澤準弥君登壇)

○町長（深澤準弥君） 高橋議員の一般質問に回答させていただきます。

大きな1番、地震津波防災対策について、①松崎町地震津波対策アクションプログラムの達成状況はという質問に対してでございます。

松崎町地震津波対策アクションプログラムは、平成26年に県の第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、地震津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて想定される被害をできる限り軽減することを目指して策定されました。この計画では8割減災を目標に方針が取りまとめられておりますが、特に人口が集中している松崎地区においては、津波避難ビルを指定したり津波避難タワーを建設するなどの対策を講じてきたところでございます。この結果、最も大きな被害が想定されている津波関係では、津波避難設定空白地域地の解消率については82.9%となっております。

②番、進まなかったアクションは今後どのように取り組んでいくのかという質問でございます。

津波避難困難地区内への2基目の津波避難タワーは現在南区と協議中であり、その他の空白地域につきましても設置場所等について検討してまいります。特に現状においては全く手がつけられていなかったり、具体的な数値目標が設定されていない項目もあり、中には予算措置が必要になるものもございますので、そのために優先順位をつけ、対応してまいりたいと思います。

大きな2番、深澤町長任期の中間評価について、①何ができて、何ができていないと考えているかという質問に対してでございます。

私が掲げた公約は主に4つの施策になります。1つは防災士の資格を生かし、災害に強い強いまちづくりを進めます。次に、歴史や景観を広く発信し、大学や民間企業と連携を進め、町を訪れる人を増やします。そして、国や県、医師会などと連携し、在宅医療などを加えた地域医療体制を構築します。4つ目は子供たちが夢に向かって成長できる教育環境を創出しますです。

1つ目の災害に強いまちづくりについては、防災アドバイザーとともに職員のときに立ち上げたふじのくに防災士会松崎委員会を中心に、どのように防災まちづくりを進めていくかを定期的に議論しているところでございます。また、コロナ禍で滞っていた津波防災まちづくり協議会も先般再稼働させていただきました。

防災については、自助、共助、公助のバランスが必要なため、防災係と進めております。また、来るべき東南海トラフ大地震や激甚化している豪雨災害などに備え、関係各所と連携

を強めているところでございます。特に富士宮市との都市提携は、被災時の相互支援の心強い大きな成果と思っております。災害対策はゴールが見えませんので、常に継続して対応していく所存でございます。

大学や民間企業との連携につきましては、立教大学E S D研究所との協定や、I V U S Aとの連携、I S I D、NHとのD X推進協定などを締結してまいりました。また、地域活性化起業人の活用など外部人材の活用により、今までと異なる方々の来訪が増加しているところでございます。

歴史、景観の発信についてはまだまだ足りておりませんので、力を入れてまいります。

次に、地域医療体制につきましては、既存の医療資源の維持を最優先すべきと考え、静岡県や近隣自治体と連携協議を進めているところでございます。まだ目指すべき地域医療体制の構築には至りませんが、関係各位と協議、相談を重ね、鋭意努力を続けてまいります。

最後に、子供たちが夢に向かって成長できる教育環境の整備は、教育委員会事務局とともに幼保・小中高の連携を促し、松崎の子供の成長・育成を一貫して行える環境の下地を構築できていると思っております。こちらはまだ完成形には届いておりませんが、松崎高校の在り方、魅力化等も含め継続して進めてまいります。

②できていないとすれば何が原因か。

私が就任する以前から少子高齢化等に起因する町の課題は山積してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常業務に重ねて感染症対策に追われ、課題解決に真っすぐ注力できておりませんでした。現在、コロナ禍も終息しつつある中、総合計画に定めた施策を実現するため、ようやく職員の採用や人材育成などに取り組み、課題解決に着手できる環境となったところでございます。

③番、今後2年間で何を重点に具体的に組み込んでいくのかという質問に対してでございます。

本年3月に策定した第6次総合計画に基づき、将来像である「ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられるコンパッションタウン松崎」を目指すべく、様々な施策に取り組む所存です。

今まで懸案となっていた学校給食共同調理場、1市3町から成る一般廃棄物処理施設、西伊豆町との広域で実施している斎場の建設などは、完成までの具体的な道筋が決まりつつありますので、今後も各関係者と協力して着実に実施してまいります。

また、防災対策や子育て支援はもとより、新しい時代に適応する観光、松崎新港の活用、

まつぎき荘の経営改善等に取り組むとともに、少子高齢化に対応していくため、移住・定住の促進、関係人口の増加、新しい地域交通の導入、新しい医療・介護体制の確立に努めてまいります。

なお、来年には開館40周年を迎える長八美術館については記念イベント等を実施したいと考えておるところでございます。

大きい3番、職員の指導育成について、①不適切な事務処理などが多いことの原因をどう捉え、対策をしているのか。

令和4年度から3人の職員を懲戒処分としましたが、不適正な事務所処理に至った経緯はそれぞれ理由があると思われます。根本的な原因は、管理職による指導監督が十分行き届いていなかったことや、職員間のコミュニケーションが取れていなかったことにあると認識しているところでございます。

今後は管理職のマネジメント能力の向上並びに組織体制の整備に努め、職員間の円滑なコミュニケーションの実現を図ってまいります。

また、昨年からコンプライアンス強化のため、チェックリストを用いた各自の行動や業務の振り返り、課内ミーティングを行うとともに、職員の資質向上のために、今まであまり取り組めていなかった職員の研修に取り組んでおります。

以上、高橋議員の質問に回答いたしました。

○議長（深澤 守君） すみません、帽子をお取り願えますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 一問一答でお願いします。

それでは、1番目からいきます。

地震津波防災対策についてのアクションプログラム達成状況についてということで、町長の回答がありました。津波の空白区域82.9%解消というようなことはありましたけれども、1つ津波による死者の面で、レベル1で1,300人、レベル2で3,100人となっているこの死者がこの10年間でどのように減ったかということについて教えてください。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） アクションプログラムにつきましては10年前に計画を策定しております。その間、津波の避難タワーですとか津波避難ビルの指定なんかも行っておりますし、訓練のほうもかなり進んでおりますので、その関係で津波の避難の地域につきましては解消ができています。ハード・ソフト両面から対応をしているというような状況にな

ります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 要はレベル1で1,300人、これが8割減少すると260人という数字が出てくるわけです。3,100人のところが620人という数字が出てくるわけです。10年間やって、その減災目標とした。これがどういうふうになったのかなということを今お聞きしたわけでございます。そのところをお願いします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） すみません、ちょっと今お手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 恐らくこれは県のほうに報告が行っているはずですが。県で今年の6月に10年間の県での実績といいますか、それを公表してます。ですから、松崎もこれぐらいの実績でしたということは必ず公表しているはずですので、そのところはちょっと実際に教えていただきたかったなというのがありますけれども、また教えてください。

それで、この10年間、このアクションプログラムは先ほど56のアクション、要するに計画項目があるということで私は言いましたが、このうち、これは目標に届かなかったというのが56のうちどのぐらいあるのか教えてください。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 56プログラムがございまして、そのうちの33の項目につきましては目標値100%には届いておりません。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 私、ちょっと言いたいのが、この達成状況、10年間やってきて終わったわけですね。取りあえず区切りがついたということですね。要するに今想定犠牲者が10年間やってこういうふうに移した。なくなった。あるいは地震津波対策、防災対策がどう進んできたか。また、あるいは今のように進んでいないのかということを町民への公開というのが必要ではないかなと思ったところです。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 当初の計画につきましては、今現在、町のホームページのほうでも公開はしております。今後見直し等はございますので、その点も含めて、今後ホームページ等で公開をしていければと思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 計画はつくることが目的ではないはずです。実施されなければ意味もありません。特に防災については、先ほど町長も言ったように、町民も非常に関心があることだと思いますので、ぜひそういった進捗状況を町民の皆さんにこれだけやっているんですよ。これはまだ足りないんですよというようなことも含めて、ぜひこれを公開してください。よろしくお願いします。

先ほど、33項目まだ目標を達成していないということでありましたが、やはり重要なのは達成できなかったこういった項目、こういった原因を明らかにして、今後どのように取り組むかということであると思います。

ここからちょっと個別にお伺いをさせていただきます。アクションプログラムでは地震津波から命を守るため、39のアクションが盛り込まれています。この中で津波を防ぐ施設という整備がありますが、松崎海岸の防潮堤のかさ上げは既に設計まで進んで、着工の見込みは立てたと思います。しかし、河口水門がなければ背後地への被害は大きいままです。那賀川河口水門はいつ頃整備されるのかお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 防潮堤の整備につきましては、以前議会のほうへと説明しましたけれども、液状化現象が見込まれる中で、地盤沈下があると、一律1.5メートルのかさ上げを部分的にもう少し高くするというお話でさせていただきました。その那賀川河口の水門につきましては、これも県営の事業になるわけですが、今年度那賀川水系流域委員会というのを開催するというので、これは県の主催になります。現在、町長がメンバーになってますので、日程調整等が行われてますけれども、この委員会を開催すると。この委員会の中で河川整備計画というのがありますので、それを見直して、その計画の中で水門についての位置づけが示されていくと、整備方針が示されていくということでございます。水門整備につきましては、以前、下田土木が担当になりますので、伺ったところによりますと、これから防潮堤の整備を早ければ令和6年度から着工する予定ですが、それが終わりは何年かかるか分からないと。延長が長いものですから、それが終わるまでには設計に入っていくということでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 地震調査委員会という委員会があるようですが、この地震調査委員会が発表している何回トラフ地震の発生確率、これは今後30年で70%から80%と言われていま

す。要はいつ起きてもおかしくないという数字だと思います。地区協議会で水門整備の結論は出ていると思いますので、例えばこれを本当にかさ上げもそうですけれども、水門の整備もやはり1年でも早く整備をしていくという、こういったことも必要なと思います。例えば国・県への要望活動などを積極的に行って、早期に実現することは町の責務であると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 以前にも議員の皆様方からも積極的にそういった要望活動に行くべきじゃないかと。行くときについては一緒に行ってくれるよという心強い意見をいただいていますので、私どものほうも最近よく行っていましたのは、伊豆縦貫道関係、道路関係と砂防関係の関係は欠かすことなく出席してまいりましたので、こういったこともやはり重要なことですので、特にこれは県営の事業になりますので、県のほうへの働きかけをまた皆様方と、たった一人で行くよりは、やはり地域の声ということで、議員の皆様とともに要望活動に行けることがやはり効果を引き寄せる力になると思いますので、そういったことでぜひお力添えいただきながら一緒に進めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 私も全くそのとおりだと思います。

先月、賀茂地区の議会議員で国交省に伊豆縦貫道の整備要望に行ってまいりました。それで、やはり1年でも早く伊豆縦貫道が開通できるようにということで、これも毎年行っているということでありましたけれども、やはりそういった地道な活動じゃないですけども、こちらからの熱意を示すということも本当に重要だなということで思いました。ですから、本当にこれは待ってるだけじゃなくて、本当に県のほうに熱意を示す。ここも早くやってくれというような形で、ぜひ我々もそれは同じ思いでありますので、やってください。

次に、三浦地区の津波を防ぐ施設の整備についてということでちょっとお伺いしたいです。

三浦地区のそれぞれの地区協議会において、岩地地区はいわゆる現状のまま、石部、雲見地区は堤防のかさ上げということであったと思います。確かに石部、雲見については漁港があるので、県がやってくれるわけではないと思います。町が事業主体になって、当然そのかさ上げには大きな予算がかかることは想定されるわけです。しかしながら、この協議会での結論を尊重するならば、町として責任を持って取り組まなければならないのではないかと思います。今後この具体的なスケジュールなど示して、これにどう取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 高橋議員言われるように、岩地については新たな整備、防潮堤のかさ上げはしないと。石部については景観に配慮して、10メートルの高さで防潮堤の整備と水門の整備、雲見については同じく景観等に配慮して、8メートルの高さで防潮堤、水門の整備を行うということでございます。これにつきましては、津波防災地域づくり推進計画の中へと、松崎海岸の防潮堤と同じように位置づけていますが、計画で示されておりますが、中期的な計画ということで、いつまでにという期限はうたってはございません。

また、計画につきましては随時見直しを行うということにもなっておるわけですが、それらを判断する材料としまして、防潮堤のできたときの形状ですとか、津波のシミュレーションですとか、そういうものが必要になるかと思えます。まず先にそういうものの調査が必要になるかと思えますけれども、現在の職員体制の中でそういう知識のある職員もなかなかおりませんが、いつまでにどういうことが進められるかということは今の段階ではなかなか申し上げにくいところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 当然町が主体ということですので、今のマンパワーとかいろいろなことの課題もあるということでありまして、やはりこのところはそのままということとは考えてないと思えます。当然地区協議会からも結構かなり年数もたっていますので、やはり地元とのそういった今後についての話合いといいますか、そういったことはやはり継続してやっていただくということが重要じゃないかなと思えます。どうなってるのかなということよりも、地元とやはりこの件についてはいろいろ今後も継続して話し合っていくというようなことでぜひやっていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど町長は津波避難タワーの話がありました。アクションプログラムには津波避難タワー3基ということでの整備で、現在1基、西区ということで整備がされております。自宅から避難場所へ行く距離が200メートル圏内から外れていると被災リスクが高まり、命を落とす確率が高くなると言われています。三浦地区を含めて松崎町内に避難困難区域はどのくらいあるのか教えてください。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 避難困難区域につきましてはですけれども、三浦地区につきましては背後に山がありますので、その関係で避難困難地区には該当はしていないというような状況になっております。その代わり旧松崎町内、特に国道の内側の地区になりますが、

そちらのほうはほぼほぼ被災者が出るというようなことでシミュレーションができております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 津波避難タワーについては、当然今町のほうで避難困難区域を把握しているということであると思います。地区の要望というのを待っているのではなくて、町が主導して地区に話を持っていく、これぐらいのことが必要ではないかと考えておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 津波避難タワーにつきましては、用地の問題がやはり一番ネックになってくるのではないかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、やはり地区内を見ますと、被災者が多いところと少ないところがちょっと分かれています。多いところにつきましては、できるだけこちらのほうから最適地の関係、どこが最適かというようなことを地区のほうにも話をさせていただいて、今後事業が進められればなというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ぜひやっぱり町のほうからアクションも必要だなということで思いますので、ぜひそのように避難タワーは整備されるようにやっていてもらいたいと思います。

もう一つ聞きたかったのが、恐らく進まなかったアクションということの一つであろうかと思いますが、災害時の要支援者の個別避難計画というのがこのアクションプログラムにもあります。災害時要支援者は災害時に避難行動に支援を要する方ということで、この個別避難計画ということがアクションプログラムにうたわれてます。さらに国は令和3年に災害対策基本法を改正して、この個別避難計画の作成を市町村の努力義務ということにしています。この個別避難計画に今後どのように取り組んでいくのかということでお伺いをいたします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 現在、松崎町におきましては個別避難計画の策定のほうがあるんですけども、その前段となります平成29年当時だと思っておりますけれども、松崎町避難行動要支援者名簿登録ということで、こちらのほうを実施をさせていただきました。対象者のほうに手紙等を出させていただきました、最終的には134名の方が登録をされたということでございます。ただ、その後、そちらのほうの人的なちょっと事情等もございまして、

更新がなされていないというものでございます。今、高橋議員のほうからお話のありました個別避難計画の関係でございすけれども、令和3年度の改正によりまして、策定をしなければならぬ努力義務ということでございますが、こちらにつきましても、こちらの元の資料を基に、いろいろとまた死亡者等もおりますので、そちらのほうの数でありますとか、そういうところも踏まえながら更新のほうはやっていきたいというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 私はこれは本当にこれから大きな課題であり、やっていかなきゃならないことであると思います。東日本大震災の犠牲者の66%は60歳以上でした。そのうち47%は70歳以上でした。いわゆる高齢者とか障害者、こういった方の亡くなるそういったリスクは非常に高いというのが、この東日本を見ても分かるわけです。ですから、一度に全ての個別避難計画を作成することは難しい、困難であることを考えると、例えば地区に高齢者や障害者が多く、被災のリスクが高い地区をモデル地区とかそういったことにして、優先順位をつけて、こういった個別避難計画を行っていくということも一つの手ではないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 高橋議員おっしゃいましたように、一度に全てをやるというのはなかなか難しいところがございます。そういった中で今1つの提案といたしまして、高橋議員のほうからございました1つモデル地区等をつくって、そちらのほうを優先的にということもございすので、そういったことをいろいろと今後県とか近隣自治体等のほうにも確認を取りまして、どのようなことで進めるのが一番いいのか、そういったところも確認しながら、整備のほうは図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ぜひそういうふうにやっぱり一遍にやろうとすると大変だと思います。本当に幾つか地区を決めて、そうすれば、そこでやったことでさらにノウハウが固まりますから、ほかへ計画するのがある意味容易になるということも考えられますから、ぜひお願いします。

それから、もう一つ、災害時要支援者が134人という今の現状ですけれども、私はもっと多いんじゃないかなと思いました。なものですから、その調査もやっぱり細かくやってもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、このアクションプログラム2014ということで質問しましたが、これは令和4年度

まででしたね。静岡県は令和5年度から新たなアクションプログラムをつくりました。もう始まっています。このアクションプログラムは想定犠牲者の9割減少、今度は9割減を掲げ、139項目に取り組んでいるというアクションプログラムでした。松崎町では新たなアクションプログラムが必要ではありませんか、そのところ教えてください。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 今年度見直しを行っております。

議長、すみません、先ほどの一番初めの質問で1つ未回答のやつがありましたけれども、それを回答してよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 許可いたします。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 一番初めの回答になります。犠牲者がどのくらいあったかというようなことですが、令和3年のときにシミュレーションを行いました。その際に被災者706人出るというようなことで結果が出ております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 今新たなアクションプログラムは検討中ということでしたね。ぜひ想定犠牲者を極力もうゼロにする、ゼロに近づけるため、さらなる対策を進めていただくことを要望をいたしまして、1番目の質問は終わります。

続いて、2番目の質問です。深澤町長任期の中間評価についてということで、公約の達成状況はどうですかというような質問でありました。私がこの質問をまずしたのが、町長は多くの町民の信任を得て町長になって、町民の期待は本当に大きいものであると思います。

ただ一方で、町長はこの2年間で何をやってきたのか分からないという町民の皆さんがいることも事実であると思います。2年ではまだまだ進行中であるということは私も理解できますけれども、せめて町長が公約したことが現在どうなっていくのか町民に説明することが必要ではないでしょうかということです。町民に伝える手段はいろいろあると思いますので、ぜひ実行していただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今、高橋議員がおっしゃっていただいたとおり、なかなか自分が何をやっているか分からないといった声も聞こえてくるのは確かでございます。中にはいろんな意見がございますので、もちろんやはり期待してるがゆえにいろんな気持ちを込めてご指摘いただいていると感じております。今ご指摘のとおり、やはり発信力というものが、一応うちのほうで今までやってきたのは広報であったり、ホームページであったり、子育てについ

てはSNSを使ったり、あとはやはりマスコミの皆さんに発信をして、取材に来ていただいたりして、新聞等は、特に伊豆新聞、静岡新聞さんには本当に細やかにいろんなイベントにも参加していただき、発信をしていただいているところでございます。中にはテレビの取材等もあるんですけれども、やはりもう少し広報や回覧チラシについては、長年のやはり課題でございまして、届けたいところに届いていないというような部分もございまして、そういったところをしっかりと発信をしつつ、届いていくような方策をいろいろ鋭意努力しながら、試行錯誤をしながらしっかりと伝えてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 町長は発信力のある方だと思っておりますので、ぜひそういったところをきめ細かく、住民説明会まではやらなくてもということもありますが、極力そういった町内のところに出ていって、いろんなこういったことをやっている云々を説明するというのも一つの手かなと思います。そちらのほうはよろしく願います。

それから、2点目のできていないとすれば何が原因か。公約が今できていないとすれば何が原因かというような中で、コロナで非常に業務が増えたという中で、職員の手があまり回らなかったというようなことでもあろうかなと思います。私も町長が掲げた公約がなかなか進んでいないという一つの原因として、やはり職員が少ないという、定員管理では一般職90人のところ、今現在実質で80人ぐらいだと思います。この職員が少ないことということも非常に考えられるのではないかなと私は思いました。当然町長一人で何でもできないわけで、プレイヤーである職員を適正に確保して、しっかりと指導育成していく。そして職員の力を上げていく。これが政策を実行する原動力になると思います。今環境がよくなりつつあるということは町長はちょっと言いましたけれども、決して私はそういうふうにはまだまだというような感じで思ってます。この職員のやっぱり力ということを上げていく。こういうことに対してどう考えか、もう一度お聞かせください。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 本当に松崎町の職員の数は近隣と比べて、同規模と比べても少ない状況ではあります。ただ、本当にそんな中でも自分が就任後、採用についてはいろいろ鋭意努力していて、今までやってなかったような採用の時期にも募集をかけたり、中途採用なんかも取り入れたり、そういう努力をしています。リクルートについても自分のほうでいわゆる狭いですが、ネットワークを活用した中で声かけをしたりしているような状況です。今後やはり組織力を活用して、いろんな形で募集を広げていきたいと思っております。

議員がご指摘のとおり、やはり職員が現状少ない中でやっているのを非常に元職員であった高橋議員なんかは非常に心配していただいていた、私ども本当にありがたいなと思いますが、やはり今の職員のいる中でやらなければならないことというのが今現実にもございますので、そこはやっぱりこなしていくという形で、昔は個々で頑張っていればよかったものを、やはりチームとして1つの係や課としての固まりをしっかりと持って、チームワークという形でチームで取り組めるような働き方をしていかなければならない時代にはなっていると思っております。

本当に業務も先ほど申し上げましたけれども、コロナ禍においては突然降って湧いたような対応をしなければならない状況が来ておりまして、なおかつ昨年度におきましては夏の台風の雲見への被害といったようなことで、災害の対応もしなければならなくなっていたり、非常にいろんな通常業務以上のものがたくさん来たこの2年間であったなと感じているところでございます。

ただ、やはりそれをそのままにせずに、その中でもいろいろな鋭意努力をしつつ、職員間とのコミュニケーションについては、私をはじめ、副町長も個々の職員との対話の時間をしっかりと取って、いろんな状況を聞くといったようなことも始めてきておりますので、そういった中では風通しを少しずつですが、よくするような方向になってきているんじゃないかと感じているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 風通しがいい職場、まさにそうですね。風通しがよく、チームワークが取れて、コミュニケーションが取れてというようなことは本当にこの職場にいて楽しいと言ったらなんですかけれども、よかったというような感じに思えると思います。それをぜひ具現化してください。お願いします。

3番目の今後2年間で何を重点に具体的に取り組んでいくのかというお答えもありました。いろいろあった中で、あと一つだけちょっと質問させていただきたいです。やはり重要なのは今後の2年間ということであると思います。

そこで、具体的に町長の公約の1つである新たな医療体制の構築といういうことが、この施政方針にも書かれていました。新たな医療体制の構築について伺いたいと思います。

町長は就任して、診療所をゼロベースにして、その対案を示したと思いますが、これが本当に一向に進んでいないというようなことは、やはり町民もそれは感じられていることじゃないかなと私は思います。

町長、第6次総合計画の町民アンケートというのがありました、資料で。そのアンケートで不満足第1位は医療体制の充実45.1%、一方で、施策の重要度、これは大事ですよという施策の重要度第1位は医療体制の充実82.8%でした。つまり町民は医療体制の充実は一番重要だけれども、一番医療体制の充実がされていないということをこのアンケートから私は読み取りました。これこそ町民のニーズじゃないですか。町民のニーズを的確に把握してという、そういった中で政策に反映するということ、それはやはり一番基本の基本だと思いますけれども、まさにここはこのアンケートから町民のニーズだというように受け止めました。この新たな医療体制の構築のため、今後2年間で具体的に、じゃ、どう取り組んでいくんですかということでお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 2年間でというくくりで言うと、なかなか結果を出せる方向性がないかもしれません。ただ、今おっしゃるように、医療体制については皆さんが非常に関心があることは周知の事実です。これが最近ではないことも実際はあります。10年前も同じような関心はやはりこの辺の地域の医療の体制、そして専門医の少なさといったことの課題がずっと継続されていることでございます。その中でこれからやらなければならないことを賀茂地域エリアに目を広げた中で、この地域の今ある医療体制、2次医療も含めてですけれども、そちらまで今心配が及んでいるような状況が全国の社会状況の中でもあります。そうした中で、やはり地域の医療としての松崎町単独というよりかは、この賀茂圏域、松崎の方がどこの病院にどの程度通っているかというのはもう周知の事実で、データも出ている話ですので、そういった意味で考えたときに、やはり遠くはもう静岡の病院まで通っている方もいらっしゃいますし、そういった中で医療体制というのを、このニーズというのはやっぱり多様化している中だと思っております。

そういった中で、これから先できることは、やはり今現存の医療体制をいかに保持していくかというのが1つの大きな課題となっているのは事実でございます。そうした中で、その医療を保持しながら、医療機関へのやはりいわゆる移動の、もう一つ裏を返せば、さっきも高柳議員がおっしゃっていただいたインフラの整備というのは非常に大きい問題でございます。その部分には公共交通、足でありますので、そういったところをしっかりと併せて整備していかなければならないと覚悟しているところでございますので、そこについては逐一医療関係者との今協議をそれこそ毎月のように進めているところでございますので、その中で進めていける、あと2年間で方針もしくはそういったものを提示できればよろしいかな

と思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 町長、今いろいろ関係機関と意見交換しながら随時やっているよということ、それはそれで分かりますが、やはり対ゼロベースにして、町長が対案を示して、じゃ、そのところが一向に見えてこないなというところが一番やはり町民にとってどうなっているんだということだと思います。せめて全部一遍にできなくても、少しずつでも医療体制の構築が見えるような、そういったことにこの2年間はぜひやってもらいたいなというところがあります。意見交換をやっていても我々今は分からないわけで、やっぱりそれを少しでも何か医療体制の構築という形が見えるということで、ぜひ2年間やってもらいたいなと思います。5分延長お願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○3番（高橋良延君） それでは、最後3点目、職員の指導育成についてということでお伺いをいたします。

私、なぜこの職員の指導育成について質問したかといいますと、やはり不適切な事務処理は直接住民に迷惑をかけ、住民に大きな影響を与え、行政に対する信頼を失墜させるという行為になると考えました。町長が就任して以来、私は新聞などを見た範囲では8件の事件があり、その都度お詫びとともに再発防止対策としてチェック体制等を強化するということで述べておりますけれども、1つまず体制は本当に強化されて改善はされたのか、この点お伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 私、就任後、いろんなものが発覚しまして、先ほど高橋議員からもご指摘あったとおり、謝罪会見を多々してきたところでございます。職員のほうも先ほど来話があるとおり、やりたくてミスしているとは思えませんので、その部分については、やはり体制というものをしっかりと構築してあげるべきだなと考えております。なおかつやっぱり孤立無援になったときにそういったミスにつながることもあるんじゃないかというようなこともありまして、コミュニケーションであるとか、管理職のマネジメントとか、あとは最近やっぱり新人の職員が多く入ってきておりまして、皆さんご承知のとおり、松崎町は少ないながらも平均年齢が非常に急激に若くなっています。年代的なバランスもやはり非常に苦しい年代もありますので、そういった今までの採用、もしくは今までの退職の流れによってバランスは多少崩れてきているところも否めないところではございますが、そうした環境を

嘆くことなく、やはり一人一人の職員の意識をしっかりと保ちながら、この役所として、組織としてしっかりと町民の皆さんに迷惑かからないように、そしてなおかつ信頼を損ねないように仕事をしていただくというようなことを目指して、いろんな形で今研修、そして、コミュニケーションを取るための簡単な施策で言うと、若い職員同士の横のつながりをつくるためのプロジェクトチームをつくったり、そういったことも含め、今までそこは割と注力されてこなかったところに注力をしつつ、組織の改革に取り組んでいるところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 先ほど町長が不適切な事務処理が多いことの原因ということで、管理職の指導とかコミュニケーション不足ということでありましたけれども、やはり一方で、私、先ほど言いました職員がやっぱり少ない中でということで、やはり限られた人数の中で仕事のやり方を見直す、あるいはあれもこれも事業を行うのではなくて、予算編成方針にもあるようにスクラップ・アンド・ビルドと言ってますよね。それを行うことが本当に重要だと思ってます。町長には職員の定員管理計画に上げた職員の確保にも引き続き取り組んでもらって、まずは職員体制の足元をしっかりとつくってもらいたいと思います。

最後にいま一度に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 非常に心強い応援の言葉だと感じております。やはり職員がどこの自治体も今そうなんですけれども、募集してもなかなか公務員離れが進んでいて、人口減少もあり、役場だけでなく、いろんな業界でも人手不足が毎日新聞、テレビ等で流れるような状況でございます。その中でもやはりこの松崎町役場に関わりを持って働いてくれる方へのアプローチの仕方や、新しい形での取組を進めているところでございます。やはりその前に職員というか、働き方、働く場所の環境をしっかりと整えるというのを議員の皆様方からも心配されているとおりだと思っておりますので、やはりベテラン職員がしっかりと目を届かせるような組織づくり、体制づくりをしっかりと構築していくことも1つですし、高橋議員がおっしゃるとおり、定員管理を目指して、本当に採用に向けて尽力するべきという言葉は本当に心に刺さるし、心強い応援の言葉と思っております。

ただ、やはり人数だけで考えると、若い職員を採用しても、若い職員、新人職員が増えるということは、それなりのリスクが伴いますので、そういった意味では今まで働いてきた先輩職員がしっかりと目を届かせるような体制づくりも必要だと考えておりますので、その辺もまた鋭意努力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そうですね、やはり企業は人なりという言葉もあります。やはり一番は人だと思います。職員の力、質を上げていく、指導育成をしていく。このことがひいては町長がやりたい公約にしている、そういった事業、これを進めていく原動力になると思います。ぜひこのところは職員の指導育成というのはそういうことにつながっていくんだというようなことでよろしく願いいたします。

最後にまとめと言いますか、述べたいと思いますが、先月、議会主催で住民懇談会を開催しまして、議会にとって大きな一步を踏み出したものと思っています。その中の参加者からこのような意見がありました。外に向いている意識をもっと本気で内へ向けてということでした。町長がこの意見をどう捉えるかは町長の考えに委ねますが、私は今の深澤町政を見た町民の声であると感じました。外を見ること、あるいは外部人材の活用などは本当に確かに必要であります。関係人口を増やす、そういったことは必要かもしれませんが、それ以上に大事なのは、ここに住む町民の皆さんだと思います。そんなことは百も承知と言われるかもしれませんが、いま一度町長が思うことが本当に町民に伝わっているのか、町民の思いや声はしっかり町政に反映されているのかを振り返って、町長が言います町民に寄り添った町政を進めていくことを期待し、一般質問を終わります。

○議長（深澤 守君） 以上で高橋良延君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時5分から再開いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 田 中 道 源 君

○議長（深澤 守君） 通告順位 4 番、田中道源君。

（5 番 田中道源君登壇）

○5 番（田中道源君） 改めまして、皆様こんにちは。

通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

師走に入りまして寒い日が続いております。皆様方におかれましてはご自愛いただきまして、風邪等引かないよう、どうかご祈念申し上げます。

翻りまして、ちょっと私めは修行が足りないせいか、ちょっと喉の調子が今日悪くて、お聞き苦しい点があるかと思えますけれども、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

職業柄、仏の心と書いて、仏心というものについてお話しすることがあります。自分のことだけでなく相手のことを思う心、慈悲の心が仏心というものでございますが、日頃町長が掲げているコンパッションタウン、まさに仏心に通ずる目標だなと思っております。様々な立場、職種、年齢の方々が自分のことだけでなく、相手にとってどうなのか、心を寄せ合い、いたわり合うまちづくりは松崎が目指すべきところと考えております。選挙を経て、この場にいらっしゃる私たちは今を生きる町民の皆様から思いを負託されていると同時に、未来の松崎で暮らす方々にも考えをめぐらせなくてはならないと思います。

子や孫に学問を授けなくてはと、なけなしのお金を出し合って岩科学校をつくった、そういう気質がこの松崎町にはあると思います。その思いを胸に今議会に臨ませていただきます。

本日は以下 3 点について一般質問させていただきます。1 つは鮎川地区の活用について、2 つ目は町内各地の井戸水調査について、3 つ目は買物支援タクシーについてでございます。詳細につきましては、質問席にてさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 田中議員の一般質問に回答させていただきます。

大きな 1 番、鮎川地区の活用についてでございます。

①現在活用計画はどのように進んでいるかという質問に対してでございます。南郷の鮎川地区につきましては、県の鮎川地区基盤整備事業として整備が行われ、埋立地の上流側、およそ 1 万 2,000 平方メートルについて公共非農地用地として取得することになっております。

ご質問の活用計画ですが、防災公園としては、用地の取得と進入路の整備状況を見ながら、計画の策定や工事を進めていく予定でありますが、現在ヘリポートの活用以外に防災公園と

しての利活用について具体的な計画はございません。11月9日に行われた町のふじのくに防災士の松崎委員会の会議においても、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。今後も防災士の皆様や地域の皆様など、多くの方々のご意見を伺いながら、平常時から利用できる施設にしたいと考えております。

②番、グラウンドとして整備、平常時はスポーツができるようにしてはどうかという質問に対してでございます。

ヘリポートがある防災公園を計画していることから、まずはヘリポートとしての活用の整備を優先し、ヘリコプターの離着陸に支障になる構造物は避けなければならないと考えているところでございます。スポーツ施設としての整備は考えておりませんでした、芝生の公園等として自由に利活用できるようにすることもこれから提案としては考えられると思っております。

大きな2番、町内各地の井戸水調査について。

①災害時に井戸の活用が重要だと考えるが、町内各地にある利用可能な井戸の確保のために、協力者に水質検査の補助金を出してはどうかという質問に対してでございます。

災害時の井戸の使用につきましては、全国でも多くの自治体が所有者の協力により、災害時協力井戸として登録しているとも聞いております。これらの井戸は、一定の基準により、飲料水以外の生活水として提供をお願いしているもので、各自治体が井戸の所有者と協定を締結し、水質検査も必要に応じ、自治体が検査を実施しているところもございます。町内の井戸につきましては、以前調査を実施した経緯があるということですが、どこまでどのような調査を実施したのかも含め、当時の資料が見当たらないために詳細は今分かりませんが、飲料水として利用できる井戸はなかったということでございます。

大きな3番、買物支援タクシーについて。

①通院で利用する場合は、西伊豆町も対象にしてはどうかという質問に対してでございます。買物等支援事業につきましては、公共交通や他社の協力なくしては外出のできない方に対し、外出支援として、町内での買物や通院等、日常生活の利便性の向上と、外出時における負担を軽減することで快適な暮らしと活力ある町の実現を図ることを目的としております。事業開始から5年が経過し、利用者は年々増加しておりますが、町単独事業であることから、費用の増額も課題の一つとなってきております。

ご質問の西伊豆町も対象にしてはどうかということですが、厳しい財政状況の中で、助成の範囲を広げることは現時点では考えておりません。

②番、岩科診療所の計画が見直しになって以来、具体的な代案が出ていないが、計画が定まるまでの間だけでも医療機関への交通手段として使用することを検討できないかとの質問でございます。やはり先ほどの回答とも重複をいたしますけれども、今現在の厳しい財政状況の中で助成の範囲を広げることは現時点では考えてございません。

以上、田中議員の一般質問にお答えいたしました。

○5番（田中道源君） 議長、一問一答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

田中君。

○5番（田中道源君） それでは、お答えいただいたので、詳細について詰めていかせていただけたらと思います。

まず鮎川地区の活用についてでございますけれども、今は防災公園として漠然としてというか、計画段階にもまだちょっと至ってないけれども、そうしていきたいという中で、ヘリポートとしての使用ぐらいしかまだ見えてきてないというのがお答えだったかなと思います。その中で芝生の公園として常時利活用というのものもあるかなというような、これもまだはっきりと決まったことではないと思いますが、お答えいただきました。

私がスポーツをするグラウンドとしてできるようにしてはどうかというのは、公園も一ついいかもしれません。ですが、そこにいろいろ目的ができるほうがより使われると思いますし、使われる機会が多ければ多いほど、保全というか管理する上で、やはりメリットがあるのかなと思っております。

そんな中で、今松崎町ではグラウンドと言われるところが道部にあったり、各小中学校、高校のグラウンドもあったりするかと思いますけれども、それぞれがもう既に使い道があったりしている中で、唯一ないというか、松崎町でちょっと欠けているものとしましては、400メートルトラックがもしできればなんですけれども、ないというのは松崎町のどのグラウンドを取っても言えることなのかなと思っております。何度か縁あって福士加代子さんが来たりとか、駅伝の大学のチームだとかを誘致したいなというようなことを考えたときに、ついて回るのが400メートルトラックの存在というのがありまして、それがあるとそういった平常時から合宿で呼んだりとかということができるかなんていうふうに思ったりするんですけれども、その点町長、いかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 田中議員のおっしゃるスポーツの活性化というのはスポーツツーリズム

ムも含め、実は今県のほうでも浜松に新球場ができるとか、静岡に新しいプロ野球チームができるとか、そういった意味では非常に活性化しているとは思いますが。ただ、それも1つの案として、鮎川地区における整備の中には入れるのは問題ないかなと思います。400メートルトラックとか、今あるスポーツ設備ですね、総合グラウンド、テニスコート、体育館、そして先ほどおっしゃっていただいた学校のグラウンド、特に今松崎高校なんかも実は私どものほうのスポーツクラブ、ウェルネス松崎のほうで陸上競技の種目を使わせていただいたりしているような状況があります。幾つものスポーツ施設をつくるということは、それに伴う管理というものが生まれてまいりますので、それも含めた中で検討していく必要があると思いますので、そういったところはまた計画の中で検討していく中で選ぶ、選ばないを判断してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 管理は公園としても恐らくついて回る話でございますから、いずれにしろ、これは仕方のないというか、やる以上かかってくる経費と認識しております。スポーツを提案させていただいてるのは、先ほど藤井昭一さんのときにお話あったかなと思いますが、健康を維持することは町にとってもいいことであってという中で、町民の方々がスポーツしたり、体動かしたりする場所という機会であったり、場所があるということ自体が町にとってのメリットであると考えますので、ぜひ推したいなと思うんですけれども、その観点からではいかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 施設を増やすということで、今この松崎町の人口が減っていく中で、どう活用していけるかというところまで施設整備して終わりではない部分が、もちろん先ほどもランニングのことも考えていただいて意見いただいておりますけれども、物理的に1つ場所が増えるということは、そこにやはり注力もしなければならぬので、そういったことも踏まえた上で検討の中に入れていく必要はあるかと思います。もちろん健康増進という部分は非常に大切で、それこそサロンの話もそうですし、散歩や歩け歩けと言われる運動であったり、そういったものを活用できるようなコースというのも桜並木を使っていたり、そういうのもあるので、桜並木の先にちょうどあるというのは確かに魅力ではあるかなと思いますけれども、そこはちょっと慎重にいろんなケースを勘案しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君）　ここでこうしますと言える類いの話ではありませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

その中で1つちょっとこれは個別の事例になってしまいますので、そこだけのことというふうに取っていただきたくはないんですが、1つの事例というか、道部のグラウンドというのがいろんな運動団体が予約をして使わせてもらっているという形で利用しておりますが、土日の昼間がほぼ野球チームが使っているという現状がございます。一応制度上はちゃんとみんなが予約してということなんですけれども、事実上そこはいつも野球のチームが使っているので、野球が何もないときというのがあれば使えるかもというような状態でございます。野球チームは歴史も古く、実績も出し、今回もまた県で成績を上げられまして、これはこれでやはり松崎にとっての、西伊豆にとっての宝であると、応援していかなくちゃいけないことでございますから、ここをどうこう動かしてくれというのはちょっと現実的じゃないかなというふうに考えております。

その中で、やはり同じグラウンドを使うものとしてサッカーというのがあるんですけども、サッカーのチームは同じように松崎と西伊豆町で合同で練習したりするんですが、先ほど言うように平日使用というのはちょっとなかなか難しいという中で、練習試合を組んだりとかというのがちょっとできないんですね。もしやろうとしますと、ほかの市町で借りてやらなきゃいけなかったりとなると、そのよその市町の予定に合わせてということで、なかなかそういったことを組むことが難しいという現状があります。もしこの鮎川でグラウンドとしての使用ができるようになり、もちろんサッカーだけが使うわけではありませんが、より練習試合を組みやすくなったりとかということにはつながりますので、1例としてはそういうメリットのある話でもあるよというのはお耳に入れておきたいなと思ひまして、紹介させていただきましたが、この話はいかがでしょう。知ってましたですかね。

○議長（深澤　守君）　町長。

○町長（深澤準弥君）　サッカースポーツ少年団、そして野球スポーツ少年団の関係性が実は知っております。歴史というか、サッカースポーツ少年団ができた最初のきっかけ実は自分です。で、ちびっこサッカー教室をウェルネス松崎で始めて、そこから指導者を育成して、スポーツ少年団にまで登録をしたんですね、野球をやっているながら。それはやはり地域の子供たちにいろんなスポーツに参画していただきたいということで、1つのスポーツではなくということで、選択肢を広げたというような経緯があります。今おっしゃっているように、グラウンドがやはりどうしてもそういう使えないということの中での提案ということであれ

ば、その辺は含めた中でも、やはりそういう議論の中でしっかりとお話をさせていただいてやっていただくのが1つだと思います。

それ以外に実はいろんなスペースというかグラウンドの活用というのをやはり町全体のエリアとして考えていく必要はあるんじゃないかと思っておりますので、その辺はまた、今個別の話も含めてということだったので、個別な中でもちょっと提案できることは持っていると思っておりますので、また協議をしていければと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） サッカーだけをという話では当然もちろんありませんので、ただ、今あるこの競技の中で、テニスはテニスという土壌があって、バスケット、バレーは体育館が使えてという中で、グラウンドというのを使えるところと言うと今野球とサッカーなんですけども、ちょっとソフトはやるとしても夜でしょうし、今やってませんから、それもやってほしいなと思いますけれども、それは置いておきまして、1例としてそういうのがあるよと。グラウンドとして整備するというか、グラウンドの使い方ではいい点としては、構造物を必要と、基本的にはトイレとかはあったほうがいいと思いますが、ヘリポートとかというのに邪魔になるようなものではないというのが1点ございますし、いざ災害があった場合の簡易の避難住宅を設置をするというときにも構造物がないことで、あそこを用地にするということが可能かなというふうに思ってます。もちろんヘリポートとしての物資の輸送や救急搬送なんかに役にも立つと思いますので、そこはメリットとしてそういう使い方があるのかなというふうに思っております。

さらにこれは大分もう少し飛躍した話になりますけれども、あそこを災害防災公園として考えているのであれば、さらに向こうの南郷橋へ向かっていく道というものの整備も、これはちょっと追加の話になりますけれども、考えてもいいのかなという、それはちょっと提案にとどめたいと思いますけれども、そうしますと、伏倉橋からの1周の道ができますので、今道を拡幅してるといっても、この行き交いがなかなか難しい場所であると思いますから、物資の搬送、救急車で運ぶとかというときには、多分一方通行でぐるぐる回すという在り方が多分望ましいんじゃないかなとは思っていますので、費用の面等ありますけれども、それはちょっと紹介にとどめますので、ご検討いただきたいなと思います。

それでは、鮎川地区の活用についてはここまでにさせていただきまして、次の町内各地の井戸水の調査についてのお話をさせていただきたいと思います。

先ほどお答えとしまして全国各地で災害時協力井戸という制度があるよというお話でござ

いました。ですので、ぜひ松崎町でもやったほうがいいんじゃないかというのが今回の質問の趣旨でございます。もう既にそういうところがあるよということはありませんので、もう少しこんなことがありますような紹介をちょっとさせていただきたいなと思います。

ちなみに井戸を1件検査しますと、費用としては1件11項目検査して6,600円なんだそうです。これは賀茂の健康福祉センターさんのほうの調べでございますので、これは項目としては普通の役場とかで検査するのと変わらないようなものだそうです。ですので、1件6,600円で飲めるか飲めないかの検査は一応できるよという中で、先ほど説明の中ではかつて調査した経緯はあるらしいけれども、詳細分かってないということですから、この6,600円を出してあげることで、調べて、町内でどういう状況になっているのか。飲めるところは当時はゼロだったけれども、今もう調べてみたらどうなのかということと、どこに井戸があるよというのを把握しておくことというのは大事なかなと思うんですけども、その考えはいかがでしょうかね。調べたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） この防災井戸につきましては、以前生活環境課のほうで調査を行ったという経緯があるそうです。そのときの書類というのは今の担当に確認をしましたがけれども、ちょっと見当たらなかったというようなことだったわけですが、当時の担当者に確認をしたところ、調査はやっぱり実施していると。それで、ちょっと箇所数につきましては忘れてしまいましたけれども、たしか100万円近い金額で調査を実施したという記憶はありますという回答をいただいております。金額的にも、今、議員おっしゃられるとおり、そんなに高い金額ではないものですから、防災井戸として活用するというようなことであれば、町としてもそのあたりは負担をしてもいいのかなというような考えはあるところです。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 去年の雲見の災害のときに、やはり水道が止まって、水を届けたりというのが結構大変だった家がございます。そこでもし飲める水であったり、飲めないけれども、すぐ近くに使えるよというのが1件でも2件でも分かっていたら、また違った動き方もできたのかもしれないと思います。ですので、かつてやったかもしれないし、100万円かけたかもしれないけれども、現状それがよく分からないのであれば、しっかり調べる。そこに補助金を出すんだけど、出す代わりに災害時のときには使わせてくださいねということで、協定を結んでお金を出すというやり方でいいんじゃないかなと思います。

実はうちのお寺にも井戸はあるんですけども、それは自分で調べてもいいことですが、

ほかの家とかを考えてみますと、ふだん使っていないし、調べても調べなくてもいいようなほったらかしの井戸ってあると思うんですよね。そこにわざわざ6,600円とはいえ、自分で出してまでやることでもないんだけど、町がお金出してくれて調べて、災害のときに使っていよいよというのも出してあげるのはあっていい話かなと思います。それはいかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 議員おっしゃられるとおりだと思っております。やはり災害時水道の断水が考えられますので、飲料水につきましてはなかなか確保がちょっと難しい。やっぱり検査項目があるものですから、なかなか利用するのは難しいかもしれませんが、例えばトイレですとか、お風呂ですとか、そちらのほうの水としては利用はできると思いますので、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） ぜひ検討していただきたいなと思います。これが予算について、当初予算に乗かってきたら非常にありがたいなと思いますけれども、ちょっとよその事例で幾つかこういうのがありましたというのをちょっと紹介したいと思います。

静岡市の葵区では、協力井戸に登録した場合は、手押しの井戸ポンプだったり、電動の井戸ポンプの購入費に対して補助金を2分の1交付してくださるそうです。これに対して今登録しているのが23件だそうで、ほとんど学校や公園なんですけれども、それでもその手押しのポンプを設置するのに2分の1補助しますよという、そういう在り方ですね、ここは。武蔵野市でございますけれども、武蔵野市は、これは東京の武蔵野市ですけれども、災害時の協力井戸として所有する方の維持管理補助金として年間9,000円お支払いするんだそうです。その代わり災害時には使わせてくださいよということなんですけれども、その条件というのが4つほどあって、市内にある民間所有の井戸であるということと、現在も使用しており、今後も引き続き使用の予定があるもの。3つ目が井戸水が原則として飲用に適するものである。4つ目は屋外など災害時に市民が使用しやすい場所で取水できること。いわゆる災害時にちゃんと機能できるということを約束として年間9,000円お支払いして、維持費を払って契約を結んでいるという、そういう事例ですね。ほかの市町にもいろんなもう本当にバリエーションに富んだそういう制度がありますので、松崎では松崎の在り方というのがあっていいと思います。

今回は水質検査についての質問させていただきましたが、恐らくもし飲めるということが

分かったときには、今度ポンプが欲しいよねにはなってくると思うんですよね。そのときも、じゃ2分の1がいいのか、3分の1がいいのか、これはもうちょっと葵区と一緒にというわけにもいかないかとは思いますが、使わせてもらう分、その機械取付けに関しては何らかの面倒見ますよというようなところまで考えてもいいのかなと思います。これはちょっと調査してからでいい話だとは思いますが、ぜひお願いしたいなと思います。

そして、この調査をやったとしまして、やったものを、今防災アプリというものがありますけれども、ここに載せることでより災害に対して強い町という形になるんじゃないかなと思うんですけれども、その考えについてはいかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） まだ調査をする、しないも決まっておりますので、それにつきましては今後また課内で検討させていただければと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） ぜひ検討していただきたいと思います。やはりお互い防災士として、町の安心・安全を平常時から考えていくということが大事だと思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

では、3つ目の買物支援タクシーについて質問に移りたいと思います。

先ほどのお答えとしましては、お金もかかることで、現状としては考えていないというお答えでございました。また、医療体制の当面の定まるまでの間というもの、今の段階ではちょっと財政状況的に難しいよというお答えだったかなと思います。ですので、それはそういうふうな答えだろうなとは思っておりましたので、ちょっと提案といいますか、こうしたらどうかなというのをお話ししたいなと思うんですけれども、まず、3月の定例議会に、選挙前の話でございますけれども、当時の元鈴木議員が同じような質問をされました。西伊豆町のほうまで通院等に関しては使えるようにしてもらったらどうだろうかという、そのときも同じような答えでしたし、当時の費用として1,460万円増額の試算を出されていたかなと思います。やはり1,460万となるとなかなか費用だとは思いますが、ちょっとなかなか大変だなと思うんですけれども、つい先日、東伊豆町の今やっているオンデマンドをちょっと4月に行ってみまして、大変得るものが多かったものですから、それもちょうと踏まえて、こうしたらどうだろうというのをちょっと提案したいなと思います。

まず、今は1回乗ったら500円かけて、残り分を町が負担するという在り方なんですけれども、そもそもの運転手の部分を町で雇用してしまうようなアイデアでございます。例えば

令和5年4月1日の平均給料額というのをちょっと決算の資料から見てきたんですけれども、この職員の一般の平均給料というのが28万1,368円で、技能労務職の方が24万3,750円ということでした。ですので、月25万円を払って12か月、1年雇ったら600万円ということなんですよね。これは1人ですけれども。そこの部分を町でもう雇ってしまって、町でその運転手分は給料出しましょうというのをひとつやってみたらどうかと。2人雇ったとしても1,200万なんですよね。もちろんこれの金額が安いかどうかとか、マッチしているかはちょっと検討の余地がありますけれども、1台を1年間職員として雇えるぐらいのお金で回すことができれば、今、月水金とかで使える曜日も決まっているものが、もしかすると月火水木金の5日間やることができるでしょうし、時間も日中働いてる人と同じ時間のところで運行すればいいのでいいんじゃないかというのが、1つ考えとしてあります。

さらにここの部分を今あるバス会社さんであったり、タクシー事業者さんに委託することで、そこにはもう固定で600万なり1,200万は払うんだけど、利用者から頂いたお金はそのまま事業主の利益としてもらうことで、車代だったりガソリン代はそっちのほうで充ててもらおうというような契約の仕方ができれば、いわゆるこの費用を頭打ちすることができるのかなと思うんですよ。今だと1回使うと幾らと払わなきゃいけないので、使えば使うほどという青天井になってくるんですけれども、もう年間の契約としてやるという、そういうやり方だったらばどうかというのが1つ提案でございますね。まだまだ言いたいんですけれども、1回ここまででその考え方はどうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 今、田中議員のほうからお話のありました買物支援事業の関係のご質問でございますが、提案といたしまして、今ある事業者、バス会社さん、タクシー会社さん、そちらのほうに人件費等をお支払いして固定化し、そのほかの費用については、もうバス会社さんのほうで持ってもらい、タクシー会社さんのほうで持ってもらおうというようなものというふうに思います。

例えば1つの例としまして、現在池代線、小杉原線、それから八木山線、三浦とありますけれども、あちらのほうは町のほうから補助金を出しまして、どれだけの乗車人員があるかを春口に調査をし、残りの分をお支払いして、バスのほうは走らせていると。自主運行をバス走らせているというものでございます。こちらにつきましては、健康福祉課ではなく、企画観光課のほうでの補助となっておりますけれども、そのような形で、やはり事業者といたしましても人件費だけを頂いても、かなりその点について、やはり車両の維持費であるとか

運行経費がかかりますので、そのところはこの人件費だけではかなり厳しいのかというふうな想定がされるわけでございます。

また、地域公共交通会議等のほうでも、もしこの話が行った場合の仮定ですけれども、審議をしていただくような形になるかと思いますが、現状のバス会社さん、タクシー会社さんのほうからのご意見等もやはりどのような声が上がってくるかというのは現在不透明でございます。その場合、今のお話というのはあくまでも町がバスを直営でやった場合というふうなお話だと思うんですけれども、いろいろな諸問題等もあるかと思いますが、現時点でこれにつきましてもご提案はいただきましたけれども、やるというのはちょっとこの場ではお答えはできないということでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今答えられるような話でなくて申し訳ございません。ちょっと直営というので言葉が正しいのか分かりませんが、交通事業者さんもそれぞれの課題というのを抱えていると思います。例えばバスでいきますと、通学のバスというのはどうしてもいっぱいいますし、なくちゃいけないけれども、日中の間はほとんど利用者がいない中で、また夕方だけどうしても外せない時間帯がある。この間のところがほとんど利用者がいないんだけど、朝と夜だけ来てくださいという雇い方ができないから、1日雇うとなると無駄が生じてしまうよと。そうすると2人雇いたいところだけれども、1人分しか捻出できないかというような課題を抱えていると思います。それがこの利用者の少ないところの路線バスを減らしたいとか、そういうことにつながってくる話かと思うんですけれども、ちょうどこの日中の部分だけバスでなくて、今実証実験をやっているあのバスに乗り物は変えてもらって、その運転手として働いてもらうという在り方だと、恐らくこの時間、1日の仕事になるわけですね。バス会社さんだけでなく、タクシー会社さんでもあのくらいの大きさの車は持っているよという事業主さんもいます。

今それぞれのこういう状況です、こういう状況ですというのはちょっと出せませんが、それこそ地域公共交通会議の中でちょっと提案していただいて、こんな考え方、いわゆるお互いに使っていない時間帯のものを出し合いながら、効率よく回したらどうでしょうねと。どう考えても1回幾らでやればやるほど費用が膨らむというのは何とかしなきゃいけないというのは分かっているんだけど、そこに対する有効なちょっと解決案が見いだせない中で、事業者さん同士、もっと言うと、もしかしたら介護の施設であったりとか、旅館さんであったりとか、そういう車も使うこともできるのかもしれないなと思います。役場でも持ってま

すし、まつぎ荘でもそういう大きな車がありますし、そういったものをうまく使いながら、必要な人のニーズが満たせるようなことができれば、もしかしたら解決する話なのかなというのが提案です。今そのモデルをこうしたらいいですというところまで出せないのも、いろんな実証実験して、そこに近づいていくというのをやっていけばいいのかなと思うんですけども、それはいかがでしょうかね、町長。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ご提案のございました田中議員の件につきまして、今はちょっとなかなか事業者さんの空いている時間、そういったものを利用したらどうかということで、人的なところも含めてございますけれども、なかなか実証実験等のお話も今ありましたけれども、具体的なちょっとお答えができなく申し訳ないんですが、1つに西伊豆健育会病院さんにつきましては送迎バスのほうを現在運行しております。西伊豆健育会病院は、松崎町はもとより、西伊豆町、旧賀茂村のほうまでの運行をしております、雲見、八木山、岩科方面につきましては水曜日と土曜日に、そして、小杉原、池代、門野、桜田方面につきましては火曜日と金曜日に西伊豆健育会病院の所有の送迎バスのほうを実施しております。

また、帰りにつきましては、今まではバスで来て、バスでまた帰るという形態を取っておりますけれども、今年の春過ぎですけれども、6月に改定がございまして、帰りにつきましては全て診療が終わりましたら、受付のほうに申し出ていただいて、随時送迎を行っていると。ですから、決まった時間ではなくて、人数が少し集まれば車を出して、そちらの方の足としてやっていただいているということでございます。一応病院のほうにも電話等で確認したんですけれども、そんなに待ち時間はないというような現状でございますので、1つの例といたしまして、西伊豆健育会病院のあれでいきますと、そのような対応も取っているということでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 西伊豆健育会病院さん単体でそれだけのことをしているというのは本当にすごいなと思うところでございます。しかも前日の予約が必要とかそういうことでもなく、5分の延長をお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○5番（田中道源君） 本当に努力してるし、地域のために貢献されているなと思うところでございますが、そこがやっているからいいじゃないんですよ。同じように思いとして何か解決したいなと思ってくださっている方々や事業主さんたちがいますので、そこをちゃんと

マッチングさせてお互いに助け合う。シェアし合って、思いを寄せ合ってやっていく。それで解決できたら、まさにコンパッションタウンじゃないかなというふうに思うんですよ。なので、今やられていることは分かりました。今後の今も抱えているそれぞれの会社の事情もあるでしょうし、ここはこの時間空いてるよとかというのをちょっと調べてみて、違う会社だけでも、融通し合ったらできることというのがあると思いますので、ちょっとそれは骨折っていただけたらなと思う次第でございます。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 地域公共交通につきましては、地域医療と並んで、先ほどもありましたとおり、インフラの1つでございます。今全国各地でいろんな実証実験も積み重なってきておりまして、自動運転も含め、大体実装に向けて動き出しているところでございます。そこへ来て、今最近では国会のほうではライドシェアの問題、発言が大きく取り沙汰されておりますけれども、ライドシェアについては海外のほうが先行していて、結局海外のほうの風土もあって、海外では普及しているというような現状でございます。

ただ、日本の場合、運輸の関係は法律が非常に厳しくなっておりますので、安全管理やそういった運送業法の関係とかございますので、なかなかこれをどうしていくかというのは非常にハードルが高いかなとは感じています。ただ、今言っているように、いわゆるライドシェアも個人のものではなく、今言った例えば今は限定的には行っている介護施設の送迎のバスなんかも含めて、例えば人がいないのであれば、さっきおっしゃったように人に対しての助成をして、運転手さんを雇ってもらうとか、そういった状況でのドライバーさんの確保というのは、もう2024年問題でも大きく取り沙汰されているとおり、ドライバーさんの離職、そして不足というのはすごく非常に大きな問題がもう控えている中ですが、例えばそういったものに特化せずに、違う、今海外でやっているライドシェアじゃない形でのライドシェアも含めて、今公共交通会議とかでもいろんな提案をし始めているところです。やっぱり地域の実情に合った地域交通というのがこれから新しい形での方法を考えなければいけない状況でありますし、法律もやはりそういった形で社会に適応した法律になるともちろん見込んでおりますので、そういった形でのやり方をやるというのが1つだと思います。

全国で本当にいろいろコミュニティバスも含め、実証的に実はやってきたものが県内で言うところと天竜とかオクシズの辺りでもやってきたものが今成り立たなくなっているような状況も見受けられ始めていますので、もう一つ踏み込んだ形の新しいコミュニティ的な輸送の方法、ライドシェアの今言われているものよりももっと踏み込んだ新しい形でのライドシェア

を提案できるような話ができればいいなと思っておりますので、本当にそれこそ皆さんで知恵を出し合って、いい方法にたどり着ければいいなと考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 東伊豆で今やっている実証実験が本当に得るところが多くて、そこは1回幾らじゃないんです。1回払うと乗り放題で、案外損しているようだけれども、実はその1回払うと乗り放題だから何度も使おうということになって、ここでご飯食べた後に買物して、どこそこ寄ってという結果として効率のいい使い方をするようになってます。しかもほかの人も同じ方向に行くに当たっては、LINE上のアプリを使って集計しますので、何分待ってくださいで待っていれば、同じ方向へ行く人が一緒に、全然目的違うんだけれども、乗ったりということで、今の多分買物支援タクシーはせいぜい本当に同じ場所に買いに行くとかだったら乗れるかもしれませんが、そこまでの限定になっちゃっていると思うんですよね。しかも1回500円で、本当は次の用事はできない制度設計になっていると思います。そうでなくて、この1回の動きの中で、町内でいろいろやってもらうというほうに結びつけているところも上手だなと思いますし、本当だったら行き会わない人らがそこで行き会うことで元気かねみたいな話も生まれますし、非常に副次的に得られるものが多いと思いますので、ちょっと参考にしていただきたいなというふうに思います。もうこれについてはぜひ検討していただきたいと思いますので、じゃ、思いをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 東伊豆のコミュニティバスについても私も実は行っておりまして、乗ってはいないんですけれども、その話は全て聞いております。企画している業者の者も係もあるものですから、本当に参考になると思います。そういったものも含めて、やはり本当にこれからの地方の公共交通はいろんな意味で非常に重要なものになってくると思いますので、そこは一緒にいろんなことを考えていければと思っておりますので、そういう思いは同じと感じております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） ぜひうまくいけば費用は固定化することができるのと、今の曜日が決まっているだけでないこと、場合によっては夜も使えるかもしれません。あと、1回500円という縛りなく行ける可能性もありますし、何より高齢者の方だけでない、実は産みたてはやほやの人とかも運転するのに困ったりしてたりします。その層も救うことができ、1つの石で何倍も得するようなことにつながると思いますので、ぜひ一緒に知恵を絞りながら

やっていけたらなと思います。

それでは、もう時間となりますので、まとめさせていただきたいと思います。

本日3つ質問させていただきましたが、そのうち2つは町長が就任する前からの課題がございました。これまで2年間たつわけですがけれども、あっという間の2年間だったとも言えますし、やはりまだまだできてない部分というのはあるのかなと思っております。

挨拶、一番最初のお話ししましたが、コンパッションタウンという言葉掲げてまちづくりされておりますが、まだまだ町には浸透していないというふうに思います。この前の議会懇談会の際にもそういう声がありました。これからというかこれまで町長が2年間やってきて、どれほどだったかなというのは自分で自己採点していただいて、次の2年間に生かしていただきたいと思ひますし、本当にコンパッションタウンというのをやろうと思ったら、町民をいかに巻き込むか、いかにその思ひを理解してもらうかというのがすごく大事なことだと思ひます。それをどのようにしてやっていくのかを考えていただいて、この次の2年間、町政に臨んでいただけたらなと思ひまして、私の一般質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で田中道源君の一般質問を終わります。

3時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 井 要 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位5番、藤井 要君。

（8番 藤井 要君登壇）

○8番（藤井 要君） それでは、壇上より一般質問を行います。

まず最初に、求償権の管理についてでございます。

平成13年度から平成22年度の10年間で返済予定の求償権が27年10月を最後に入金がありません。これは毎年未納額と利息を通知し、法的な措置に沿って請求している状況であると町長は答えておりますが、私の6月の定例会の質問以降、どのように改善されているかでございます。

次に、施設整備と管理についてでございます。

先ほど同じような質問が出ましたが、鮎川地区に防災公園とヘリコプターの整備を行う予定になっているが、これらの整備の内容と進捗状況はどのようなになっているかという質問でございます。

次に、石部の棚田には屋根が壊れ、シートがかぶせられている小屋があります。せっかくの景観が台無しになっているが、これらをどうしていくのかというような質問を行います。

次に、少子化と教育について伺います。

先の6月議会において、少子化と学校の在り方について質問を行いましたが、当局は令和4年度以前に生まれた子供たちについては特別なことがない限り複式学級にはならない。町は人口規模の割に教育設備が整っており、学校や学級の垣根を越えた交流環境を構築していく取組が重要だと考えていると述べています。私もそのとおりだと考えていますが、しかしながら、さらに進む少子化は地域の学校教育の場を変え、高校の存続や地域の在り方等に大きな影響を与えていると考えています。そこで、これらのことを踏まえて3点ほどの質問をしていきたいと思っております。

以上で壇上からの質問は終わります。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 藤井要議員の一般質問に回答させていただきます。

大きな1番、求償権の管理についてでございます。

①番、平成13年度から平成22年度の10年間で返済約束の求償金が平成27年10月を最後に入金がない。毎年未納額と利息を通知し、法的な措置に沿って請求している状況であるとの答弁だったが、第2回定例会より6か月が経過した今、回収についてどう改善されたのか伺いますという質問でございます。

本件につきましては、藤井議員よりたびたびご質問をいただいているところでございます。6月定例会での質問以降、回収についてどう改善したかということですが、相手方との話は

したものの、前に進んでいないというのが現状でございます。対応といたしましては、毎年度文書にて未納額と利息を通知し、納入を法的にお願いしているところでございますが、今後もそのような形で継続をしていく予定であります。

大きな2番、施設整備と管理についてでございます。

①鮎川地区内に防災公園とヘリポートの整備を行う予定になっているが、これらの整備の内容と進捗状況について伺いますという質問に対してでございます。

先ほど田中議員の一般質問でも回答させていただきましたが、現在のところ、町が取得する予定となっている埋立地の上流部につきましては、ヘリポートを備えた防災公園を整備する計画となっておりますが、その内容について詳細等はまだ決まっておりません。ただ、公共非農地用地の取得と伏倉橋からの進入路の整備状況を確認しながら整備計画を策定してまいりたいと考えております。

②番、石部の棚田には屋根が壊れ、シートが被されている小屋があるが、せっかくの景観の台無しである。解体するにしろ、修繕するにしろ、早急に対策を立てる必要があると思うが、当局の対応を伺いますという質問でございます。

回答します。石部の棚田には、日本の古きよき農村の原風景を感じさせるシンボリックな建物として、復田当時に水車小屋と作業小屋の2つの茅葺きの建物が建てられましたが、経年劣化等により傷みが進み、特に水車小屋については屋根の茅葺きの一部が落ちている状況となっています。このため、応急対応としてブルーシートを被せておりますが、ご指摘のとおり、現状の状況ではせっかくの棚田の農村景観の魅力を減少させている状況となっているため、町としても早急な対応が必要と感じております。

茅葺き屋根の維持修繕につきましては、町の財政負担や茅葺き職人の確保などの課題もあり、休止している状況でしたが、現在、棚田の象徴的な建物を修繕して後世残したいという思いの地域住民の方が中心となって民間の任意団体を立ち上げ、材料集めや資金確保など準備を進めております。まずは3月末までに水車小屋の修繕を完了という目標で動いておるところでございます。

町といたしましては、その民間団体が事業を進める際に、困っている部分や、例えば資金確保のための資料準備や材料の保管場所の提供などを支援しているところでございます。

次の3番についてでございますが、最初の質問につきましては教育長のほうで答えをさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 教育長。

(教育長 平馬誠二君登壇)

○教育長（平馬誠二君） 大きな3番、少子化と教育について。

①当町では今年度出生児数が著しく減少しているが、複式学級などのこれからの学校運営、教育に与える影響と今後の対応、対策について伺いますについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和5年度10月までの出生数は4人、今年度末の推計でも8人ほどと驚くほど少ない数となっております。このような状況を見ますと、今後の学校運営や学校生活に不安を感じられるのも無理はないと思います。

そこで、ご質問にもあります複式学級ですが、静岡県の場合、前後の学年と合算して15人以下にならないと、その要件を満たしません。ちなみに国の基準では前後の学年と合算して16人であります。令和4年度生まれの子は現在17人おりますので、令和5年度に生まれる子が入学の際、現在と同じ人数のままでも複式になることはありません。さらにその下の年齢、その下の令和6年度に生まれる子が7人以上いれば、令和5年度生まれの子は複式学級にはなりません。したがって、今年度の出生数だけを見て複式学級になるとは言い切れません。

次に、今後の児童生徒数の減少にどのように対応していくかということでございますが、6月の定例会の一般質問でもお答えしたとおり、今後児童数減少の対策は、学年を超えた仲間で活動する場をつくっていくことが大切だと考えております。さらに本年度、先生方の交流を目的とした先生大集合を実施いたしました。この試みにより、町内の先生方の交流が深まり、学年だけでなく、学校を超えた交流が生まれてくることを期待しております。昨年度の松崎高校生徒会が行った取組のように、高校生が中学生や小学生に何か教えるであったり、中学生が高校の部活に参加するなどの学校の枠を超えた交流がより加速していくことを期待しております。このような先生や子供たちの交流環境を整備していくことが児童生徒数の減少していく松崎町の今後の取組として重要だと考えております。

次の日本語学校については町長が答弁をいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

(町長 深澤準弥君登壇)

○町長（深澤準弥君） ②番、廃校を利用した日本語学校の町民説明会が行われ、町長が参加されましたが、廃校を利用した日本語学校設立について、町長はどのような考えをお持ちで、どのように関わっているのか伺いますという質問に対してでございます。

回答します。町内への日本語学校の設立については、交流人口の増加や異文化交流の推進など、地域活性化に資する可能性のある事業の1つであると考えており、前年度にも先進地

域である北海道の東川町の視察も行い、情報収集をしているところです。また、昨年度から技能実習生の入国後講習の研修の場として、町の未活用施設を貸し出すことも行っております。町としては、民間事業者が行う事業が町の地域活性化に資する部分があるならば、町として支援できるところは検討したいと考えておるところです。

廃校の利用という部分については、現在利用されていない学校施設が数か所あることから、利活用をしてもらえることはよいことだとは考えておりますが、現在、災害用の備蓄品の保管場所や地域のサロンの場所として使われているところもあり、場所によっては他の民間の方からの提案のある場所や、町として今後の活用の考えもあるものもございます。

また、外国人の少ない町内に日本語を話せない外国人の方が居住することに対する町民の懸念や不安、空き校舎の近くに幼稚園や保育園があるといった部分の配慮も必要であり、候補地の選定については今後も十分な検討調整が必要であると考えております。

③県教育委員会は、県立高等学校の在り方について賀茂地区地域協議会などで議論されておりますが、松崎町長として松崎高校存続に向けての考えを伺いますという質問に対してでございます。

現在では高校の進学率が97%を超える状況にあります。万一松崎高校がなくなってしまうと、高校に進学を希望する生徒たちは町外に出なくてはなりません。当然経済的な面、生活の面などで保護者にも生徒にも大きな負担がかかることが予想されます。そのようなことから、これからの子供たちの学びの環境を担保するため、そして郷土松崎に誇りと愛着を持った子供たちを育てていくためにも、松崎高校の存続は必要だと考えております。

小中学校は浸水区域内にあるとともに、校舎の老朽化による修繕が多くなってございます。そこで、浸水区域外の松崎高校との連携した学習環境の構築も視野に入れつつ、高校の在り方検討委員会と関係各所との相談や調整をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、藤井要議員の一般質問に対する回答をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 一問一答でよろしいですか。

○8番（藤井 要君） 一問一答でお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○8番（藤井 要君） まず最初に、求償権の関係でございますけれども、今回進んでいないということでございますけれども、先ほど私も言いましたけれども、町長は法的な措置に沿って請求しているということですのでけれども、町長の考えの中の法的な措置とはどのようなことなのかお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今現在進めていることにつきましては、文書にて未納額と利息を通知し、納入をお願いし続けているというところでございます。こちらについては、いわゆる時効を止めるという意味がありますので、そういった意味で請求を続けているということでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 確かに町長の言うことも、これも法的にのっとった中での請求でございます。去年というか、令和4年度の決算も出たわけですが、この元金と利息は今のくらいになっておりますか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 令和4年度末ですけれども、求償金が1,112万3,237円、利息が832万4,890円、合わせて1,944万8,127円でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 今課長のほうから1,900万円ほどの残高があるということでございますけれども、町長、これ文書で請求をし続けて、そして残高確認を取っている。これも先ほど言いましたように、法的にのっとってやっていることでございますけれども、これ期間をもう10年も過ぎているわけですね。一括返済という法的なことができるわけですね。もう期限が過ぎたから返してくださいよ。できます。そして、私は思うのは、一番は話し合いだと思うんですよ。先ほど話し合いをやっているということですが、相手の話をやっぱり聞く。そして十分にその相手の話を聞いた上で、こちらの言い分を言う、そういうことが大事だと思いますけれども、内容的にはそんなに深くは返答はできないと思いますけれども、そして、今まで管理簿というの、これは課長に前に聞いたたら、今まで管理簿というものがなかったと。課長は今度赴任してから管理簿をつくるようにしましたよと。そして、記録簿もつけるようにしておりますと言っておりますけれども、その点は町長、もう一息というか、一足踏み込んで、一括請求とかそういうような話し合いまで持っていけるのか、そこを聞きたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 相手方も町に住んでいる方でございまして、その中で、やはり法的な手続にのっとって今やっています。藤井議員がおっしゃるとおり、進んでいないというような状況ではありますけれども、相手方の支払い能力も聞かされている中で、やはりある程度こ

ちらも今言ったとおり、相手のことも聞いて、その上で私どものほうも請求を続けているという状況でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 今、町長は相手の内容も聞いているということでございます。この前、広報まつぎきを見ますと、滞納している税金等に預貯金を調べて、そして土地、建物、それも調べて、水道と温泉の場合ですと、ストップもするというようなことを言っておられますけれども、これは中身的には調べる。どこかにまだ抵当権に入っているとか、そういうようなところもじゃ、調べるということでもいいですか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 本件につきましては私債券になりますので、税のように法的に金融機関へとか調査というのができないものですから、やるとなるとまた裁判所経由になりますので、その辺についてはまた内部での協議になると思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） この間の9月の議会で水道と温泉の不納処理をしましたよね。特別損失をしました。この金額が約530万か540万だと思いますけれども、これも同じようになるんじゃないかと私は思っているんですよ。それは今確認書を取っておりますので、時効の中断というか、時効の援用はないかと思えますけれども、このまま行けば私は払えません。払うお金ありません。相続が発生しました。相続人は私は引き継ぎませんということになると、これはどのくらいの価値があるか、それは分かりませんよ。ですから、しっかりとその内容についてお話をしてくださいということなんですよ。そして、私は、もし駄目だったら、もう返済の余地もないよということになれば、ここら辺で特別損失だってあり得るかなと私は思っております。それをいつまでも松崎町が引っ張っていく。これは年に直すと利息だけでも50万から毎年毎年上積みしていくわけですよ。そういうことを考えると、お互いのことをそういうことを腹を割って話し合わなければ、これは解決しないと思います。話合いが1丁目1番地だと思いますよ。その点について強い決心というか、そういう面で町長、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） ご本人と話をすべきというのは自分も一度は考えているところでございますので、決してほったらかすという言い方が適当かどうか分かりませんが、そういうことではない。しっかりと請求は続けています。ただ、やはり払っていただけない現状が長

く続いているのが現状でございますので、藤井議員が今おっしゃるとおり、一度は話をするべきというところは自分も考えているところです。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 先ほども言いましたように、一括返済をかけることもこれは手だと思います。そこで区切りをつけていく。ちゃんと法的なけじめをつけるということもやっていかなければ、これは本当に相続行くまでずっと入ってこない可能性がありますので、そこら辺はもう一度弁護士さんもついていることですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、施設整備と管理について、鮎川の関係は先ほど田中議員からも質問がありましたけれども、私のほうからの提案ということになりますけれども、これは町に公園がありませんよね。松崎町、岡村造船さんの隣に小さな公園がありまして、あと桜田に民営の公園がございます。でも、町の本当にかんりの大人まで遊べる公園というのがありません。私は防災公園、先ほどもへりの関係もありますけれども、伏倉のところでよくキャンプをやっておりますよね。あそこと併せて大人も遊べる、そして土曜、日曜とか、子供たちが安心して遊べる公園ということでできればなと思ってます。

その中で、先ほど400メートルのトラック、あれは地形から言って、大きさから言って無理ですね。でも、サッカー場でしたら、サッカー場は日本のオリンピックとかそういうのもありますけれども、標準のやつが105メートルと68メートルぐらいなんですよ。それに横幅5.5を足してやる。ゴールのところもそうなんですけれども、そうするとお互いに10メートルぐらい大きくなればできる。私も航空写真等でやったところができます。私はそういう中で、あそこは防災施設というか防災倉庫も建てるんじゃないかなろうかと思っておるんですよ。そんなに大きな防災倉庫じゃないと思うんですけれども、円通寺さんのところにある、ああいうようなやつにもうちょっとコンクリートのがを、例えば20人ぐらい上に乗られるような、そういうので観客席にもなる。そして、その下方は防災倉庫になる。そして、その周りに遊具を置く。そんなようなことができるんじゃないかと考えたりとか、あと、あそこの外周をランニングコースにする。そのようなことも先ほどの田中議員プラス私はそういうふうを考えておるんですよ。ですから、今はまだ整備が整っていないということですので、そういうことも視野に入れてやってもらいたい。そうしないと、建ててから、ここが短かった、使えなかったというのじゃなく、ちゃんとしたものをつくってもらいたいと思います。その点については。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤 準弥君） 先ほど田中議員の質問にも回答させていただいたとおりなんですが、やはり防災士会中心にいろいろ意見を収集したりしているような状況ですけれども、当然地域の方のご意見、そして、今の藤井議員の意見なんかも加味しながら、いろんな方向で、やはり後に残す、先ほども田中議員が言いましたけれども、次世代にしっかりとバトンを渡せるような施設を構築していきたいと思っておりますので、そういった機会をまた設けさせていただきたいと思っておりますので、ぜひまたご提案いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） あそこは例えば災害が終わった後に車で来て、車の中で家が壊れた場合に寝泊まりしたりとか、そして、前から言われてますけれども、避難地として仮設住宅を建てるところが松崎町にあまりないと。総合グラウンドですか、そういうところとかそんなにないわけですよね。先ほど松高のほうのグラウンドもありましたけれども、そういうところの仮設住宅にも使えるという場所がございますので、ぜひともそういうことを考えた中でやってもらいたいと思います。

次に、石部の棚田、これは私も見に行ってきましたけれども、先ほど町長もあれですけれども、棚田は松崎の売りですよね。この棚田がもうずっと駄目になっている。外人さんも来たりもしてるんですよ、あそこ。それに対してなぜこんなに、修理は3月までということになりましたけれども、遅れたのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 棚田の茅葺きの修繕の関係につきましては、すみません、道路路面も含めまして、令和3年度から4年度にかけまして石部の棚田整備基本構想策定業務の中で検討はさせていただいたところでございます。町長の答弁の中にも今ありましたけれども、やはり町の財政負担の関係であるとか、あとは職人の確保の関係でなかなか進むことができない状況であったところが課題であったところでございますけれども、答弁の中でありましたけれども、地域の方が熱心に取り組んでいただけたということで、復元の目途がついたような状況でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 水車小屋ですか、これは3月末までにはできるというようなことで、もう1点のほうも、じゃ、これは並行して考えて修理しているということでよろしいですかね。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君）　まずは水車小屋のほうを直しまして、地域の方々も茅葺きの技術の継承を含めながら、次は作業をやっていくことで考えておりますけれども、棚田のほうの直すのに足場を組んだりする関係がございますので、稲作をやっている時期にはちょっと難しいかなと思いますので、その次の農閑期のときには直すような方向では考えていると思います。

あと、現在ブルーシートで青いものということで、非常に農村景観に合わないような形になっておりますので、この辺につきましては、今新しい焦げ茶であるとか、いろんな色が出ておりますので、そういった部分につきましては景観に配慮した形になるべく早めに交換して対応したいと考えております。

○議長（深澤　守君）　藤井君。

○8番（藤井　要君）　いろいろ交付金というか、そういう補助金等もあろうかと思っておりますけれども、やっぱりここは観光地で一番の景勝地でありますので、いの一番にやってもらいたいなと思っておりますので、お願いいたします。

次に、少子化についての関係でございます。

先ほど教育長が令和7年度とか、そういう数字を出しまして、複式学級にはならないというようなことを伺っております。安心したということが本音でございますけれども、これは一方、西伊豆のほうも同じような問題を抱えてきているわけですね。ですから、最終的に、この前も言いましたけれども、教育委員会の統合とか小中一貫校とか、そういうのも視野に入ってくる時代が来るのかなとは思っておりますけれども、その辺の予想については答えることができませんと言うかもしれませんけれども、教育長、その辺はどのような考えをお持ちなのかお伺いしたいと思っておりますけれども。

○議長（深澤　守君）　教育長。

○教育長（平馬誠二君）　いずれ西伊豆町との合併というか、学校を合同で建てるとかという時期が来るのではないかなというふうに予想はいたしますけれども、前の答弁でもいたしましたように、それぞれの町、教育委員会で子供たちの教育を今粛々に行っている状況であります。西伊豆町については、今年度末、田子小学校を閉校し、来年度賀茂小に合併という、そういう動きもある中で、じゃ、そのところをさらに推し進めて、松崎町と西伊豆町で同じ学校をつくっていかうじゃないかという議論にはまだなっていない、そういう状況であります。

以上です。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 現在ではそのような状況であるということですが、将来的には今ならざるを得ないと言ったらおかしいかもしれませんが、今実際に松崎町は5,565人ですか、9月末で。それに700人ぐらい上乗せしたのが西伊豆町でございますし、2030年には松崎町のほうの人口がえらくなると、そのような統計というか、推計が出ているわけですが、やっぱりそういう点を考えると、10年先ぐらいを目途にというか、そういう議論も必要かなと思います。そういう面で青写真等もいろいろ考えてやってもらえれば、本当にこれから助かるんじゃないかならうかと思いますので、その辺は先の話ですが、よろしくお願いしたいと思います。

次に、廃校を利用した日本語学校の関係でございますけれども、町長が先ほど北海道の東川、視察にも行ったということなんですけれども、私たちが日本語学校と聞いたのは最近なんですよ。じゃ、その前に東川に町長は視察に行ったということはどういう思いで行ったのか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 北海道の東川町ですが、基本的にはまちづくりが先進で、東川町のまちづくりについては本も何冊か出ているような状況です。やはりいまだに注目を北海道の中でも浴びているところでございまして、今年町長が新しく変わったんですが、前町長の意思を引き継いでそのまま継続して、ますます発展をするといったような流れになっているところでございます。

先日もテレビでも「アド街ック天国」で単体で取り上げられるほど地域づくりが進んでいるところでございまして、その一環としてたまたま日本語学校があったというのが正しい言い方で、まちづくりを進めていく先進事例として視察に行った、幾つかのテーマがある中で、そのうちの1つが日本語学校、しかも日本で唯一町立の日本語学校を設立したという経緯もあったものですから、そこを見に行ったということでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 町長、そこでどのように感じたのかということも聞きたいんですが、この前説明会がありましたよね。そのときに町長が顔を出して、ですから、私たち議員に呼びかけがありましたから、どんなものかということで出席させていただきましたけれども、町長はあそこに来て挨拶もちゃんとしているということだと、議員もただ全然聞いてなかったというわけじゃございませんけれども、議員を超えて町の施設になるわけですね、あそこ。行政資産になるわけですので、この前のときなんか中川小学校、あそこで勉強もし、

そこに住んだりとかというようなことを聞いておりました。そして、今日の話の中でやっぱり防災の関係、中川は防災拠点になりますよね。そして避難地もないという中で、いかがなものかなと。町長はどこまで考えてやっているのかななんていうことをちょっと不安に思いましたので、あえてまた聞かせてもらいましたけれども、最終的には町長はこれはいいことである。私もいいことだと思いますけれども、そういういろいろな諸問題を解決しなければなりませんし、そして、やっぱり運営していくのにはそれなりのお金も要りますし、そして、先ほどの大川ですか、町営ですよ。そして今度また東北のほうで考えている大崎ですか、それも町営か市営かなんかですよ。何年もかかるっているわけですよ。

そして、そういうやっぱりグラウンドというか、職場等でも受け入れる場所もかなりあるわけですよ。松崎の場合はちょっと何か難しいのかなとも思っているんですけども、受け皿がなかなかないと。職場というか、アルバイトもするというようなことで、先ほど町長も心配した、こんな小さな町に外国人がいっぱい来てということもありましたけれども、その点もう一度町の中川小学校を借りたいということ、そして、これはもうそういう名前は出ているわけですから、松崎アーカイブさんあたりからもう直接町長に打診があったんですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） この間、その説明会に出席したのは多分もちろん招待というか、お声かけいただいたからです。別に僕は特別じゃなくて、議員の皆さん方にも同じように声がかかっているという認識でございます。

あと、小学校の廃校の活用につきましては、基本的には教育委員会がまだ管理している建物でございますので、その部分についてはよく順序立ててやっていかないといけないというのはもちろんのことでございますし、先ほども答弁の中でもお話ししたとおり、藤井議員もおっしゃるとおり、防災の部分の建物というところも視野にはこちらは入れている中ですので、あそこで希望というところで僕は聞いていました。ただ、うまくいくかどうか、活用できるかどうかについてのときも当然返事どころか、そういう働きかけを直接されてはいないので、答えるまでもなかったんですけども、あと、もう一つは、日本語学校について今民間で主導で動いてます、基本的には。県内だと富士宮にやはり日本語学校がございますので、そこは富士宮市との関連性もどういう関係性があるのかとか、そういったことも先進である、姉妹都市でもございますので、そっちからの情報を仕入れながら、民間のやることに對してどういう支援をしていくのか、もしくは支援もできることが限られますので、先ほど何度も何度も申し上げて本当に恐縮なんですけれども、非常に財政的に厳しい町というのは、

皆さんも決算等でご存じだと思いますので、そういった中でできる支援というのは非常に限られてくるという思いで考えております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） では、まだ町長のところに正式にあそこを貸してくれとかやりたいとか、そういう具体的な話というのはまだまだないと、そういうことの解釈でよろしいですね。

私もいろいろ調べますと、かなり改修に補助金が出るということでございますけれども、1,000万や2,000万ではとてもとても改修できない。億の単位の金が必要のかもしれませんが、そして補助金があっても松崎町もやっぱり出さなきゃならない。最終的には20年ぐらい貸さなければならぬということになると、かなり本当にしっかりと計画の下でやってもらわないと、後で途中で頓挫したと。じゃ、その途中で補助金を返せとかいうことにならないように、本当にしっかりと町長、考えながらやっていただきたいと思います。やることに反対ではありませんけれども、そういうやっぱり計画のしっかりと下でやってもらいたいということをお願いしたいと思います。

次に、松崎高校の在り方についてお伺いいたしますけれども、町長も教育長も私もそうですけれども、賀茂地区の地域協議会に出てやっております。この前のときに西伊豆町長は突然、組合立なんていうことも言い出しまして、町長もそれに昔に返ってなんていうこともちょっと聞きましたけれども、この前の答弁ではそんなようなことはお金のことも考えて、いろいろそういう気はありませんというようなことを聞いておりますので、私もいいなと思いますけれども、本当にこれからの松高のことを考えると、先ほど経済的にもそうですし、今でも向学心のある方、そういう方は峠を越えてどんどんよそこにも行っております。でも、今ここに松崎にいる方、もちろん経済的にも恵まれていても、やっぱり近くの通いやすいところとかいろいろあるわけですね。そういうことを考えて、やっぱりここにある程度残してもらいたい。そして、来年の2月頃グランドデザインということで、最終的に計画が出てくるんじゃないかなと思いますけれども、その計画を県といろいろということは言いながら、松崎を残しておくのにはどういうふうにしてということはあるわけですが、ほかのところ、東伊豆の岩井さんとか、それから下田等も県に陳情なんかにも行ったりもしてるのが新聞に出てるんですけれども、ちょっとその辺は陳情とかというような予定というのはございませんか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 高校の存続在り方の検討会が始まるときに、実は西伊豆町長とたまたまほかの県で静岡へ行く機会がありまして、それこそ昨年度だったと思いますけれども、実は教育長と直接直談判をする機会をいただいて、そういった話もちよっとさせていただいた経緯もございます。多分だから新聞報道にはなっていないんですけれども、一番最初に会いに行ってるのは多分西伊豆と松崎じゃないかと思います。その中でやはり松崎高校の存続というのは非常に大きな問題だと思ってます。先ほどの答弁にもありましたけれども、今賀茂地域のランドデザインが策定中ということですので、その原案等がこれから出てくるんだろうとは思っております。今藤井議員がおっしゃるとおり、やはり存続というか、あそこにあるべきものであるという思いは同じでございますので、それこそこの間100周年をやられたときに、一番トップで采配振るっていただいていた藤井議員にも一緒になってお力添えいただいて、そういうところに邁進していけるように進めていきたいとは私のほうも思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 私も、前のあれは……さんなんかに松高をどうして残すべきかなというようなことで海士町みたいな、そういうので家族を呼んだりとか、今いろいろそんなことも考えましたし、あそこの山田邸を寄宿舍じゃありませんけれども、そんなこともちよつと考えて、いろいろ話合いもしましたけれども、なかなか一過性であれば、そのときはいいかもしれませんけれども、続かないだろうというような結論にもなるわけですね。日本語学校の関係も国際交流とか、そういうこともありますので、松高あたりに1年ということになりますけれども、そしてキャンパスとして介護のなんていうことも考えたりとかして、ほかの方にもお話もしたんですけども、いや、そんなことをやったって松高は存続はできないでしょうと。1年に20人とかそういうので、ただそれが流れていくだけで、やっぱり松崎の人口というか、西伊豆、松崎に入学するのは少ないだろうと。だから、もっと違う方法を考えないと駄目でしょうよというようなことも聞いた。いろいろな人の話を聞くと納得するわけですけどもね。何とか残してもらいたいということはありますけれども、やっぱり20人やそこらではもう先が続いていかないと思うんですよね。そういう中でキャンパス、何かサテライト方式になるのか、分校になるのか分かりませんが、分校よりはサテライト方式のほうがいいのかなどは私は思うんですけどもね。

そういう中で、最終的に2月頃出たときには、やっぱり町長も私たちも同窓会も動かなきゃなりませんけれども、強く言うべきことは言って、こういうところは改善してくれよとか、

そういうのは私たちも言わなければならないと思いますけれども、そこはやっぱり松崎のトップとして、松崎の経済、西伊豆の経済を守るという意味で、力強いお言葉をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 高校の在り方検討協議会のほうでも言わせてもらったんですけれども、やはり学ぶ側の主役は子供であるというのは間違いないと思っております。それを取り巻く保護者であったり、この地域の人間だったりとというのが付随してくることですので、やはり高校は強くあそこにあることの意味は大きいものですから、全身全霊をかけてそういう方向には持ってきていたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 本当に西伊豆町長、松崎町長、そしてOBの方一体となって、この松崎高校を残したいというのが皆さん本音だと思いますので、これからもお力添えをお願いしていきたい。今、ある一部分では民間でも残したいということで、いろいろアクションを起こさなきゃ駄目だというようなことでやっているんですけれども、まだそこまではいってないんですけれども、これからまた煮詰めていく。そして、グランドデザインができてきて、分校になるのかサテライトになるのか。サテライト方式にしても、まだまだじゃ、来年からというわけにはいかないわけですので、その間しっかりとサポートしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で藤井要君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（深澤 守君） これをもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時59分

令和５年第４回松崎町議会定例会会議録

議 事 日 程（第２号）

令和５年１２月６日（水）午前９時開議

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 7 1 号 | 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 2 号 | 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 7 3 号 | 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 7 4 号 | 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 8 1 号 | 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止について |
| 日程第 6 | 議案第 8 2 号 | 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止について |
| 日程第 7 | 議案第 8 3 号 | 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止について |
| 日程第 8 | 議案第 7 5 号 | 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7 6 号 | 重要文化財岩科学校条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 7 7 号 | 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7 8 号 | 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7 9 号 | 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8 0 号 | 松崎町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 8 4 号 | 令和５年度松崎町一般会計補正予算（第５号）について |
| 日程第 15 | 議案第 8 5 号 | 令和５年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につ
いて |
| 日程第 16 | 議案第 8 6 号 | 令和５年度松崎町水道事業会計補正予算（第２号）について |

日程第 17 議案第 87 号 令和 5 年度松崎町温泉事業会計補正予算（第 2 号）について

出席議員（7 名）

1 番	藤 井 昭 一 君	3 番	高 橋 良 延 君
5 番	田 中 道 源 君	6 番	小 林 克 己 君
7 番	高 柳 孝 博 君	8 番	藤 井 要 君
9 番	深 澤 守 君		

欠席議員（1 名）

2 番	菜 野 良 枝 君
-----	-----------

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	深 澤 準 弥 君	副 町 長	木 村 仁 君
教 育 長	平 馬 誠 二 君	総 務 課 長 兼 防 災 監	齋 藤 聡 君
企画観光課長	八 木 保 久 君	窓口税務課長	糸 川 成 人 君
健康福祉課長	鈴 木 悟 君	生活環境課長	高 橋 和 彦 君
産業建設課長	鈴 木 清 文 君	会 計 管 理 者	舩 津 直 樹 君
教育委員会 事務局 長	松 本 利 之 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 場 千 徳	書 記	飯 田 聖
--------	---------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。菜野良枝君は療養中のため欠席であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着を取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

会議中は静粛にお願いします。また、議場内における言論に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。その他、議事進行に支障となる行為があった場合は、退席をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

日程に入ります前に、先ほど総務課長から、昨日の高橋議員の一般質問での発言について、会議規則第64条の規定によって発言を訂正したいとの申出がありましたので、発言を許します。

総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 昨日、高橋良延議員の一般質問における地震・津波防災対策についての発言の中で、令和3年度に実施したシミュレーションでは、被災者数を432人と発言いたしましたが、この発言は誤りであります。正式には706人となります。

訂正しておわびを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

- ◎日程第 1 議案第 7 1 号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- ◎日程第 2 議案第 7 2 号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第 3 議案第 7 3 号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第 4 議案第 7 4 号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第 5 議案第 8 1 号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- ◎日程第 6 議案第 8 2 号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- ◎日程第 7 議案第 8 3 号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

○議長（深澤 守君） 日程第 1 議案第 71 号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第 2 議案第 72 号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 3 議案第 73 号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 4 議案第 74 号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 5 議案第 81 号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、日程第 6 議案第 82 号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、日程第 7 議案第 83 号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第 71 号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 72 号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 73 号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 74 号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について、議案第81号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第82号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第83号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第71号から議案第74号及び議案第81号から議案第83号は、集落排水事業の公営企業会計の適用に伴うものでございます。

一括して説明をさせていただきます。

個々の説明に入ります前に、公営企業会計化を必要とした背景等についてご説明をさせていただきます。

なお、内容については、先月の議会全員協議会において説明させていただいた内容と同じでございます。重複いたしますが、ご承知ください。

背景等でございます。企業会計を取り巻く経営環境は、急激な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しております。こうした中、国は公営企業が必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で確実に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められるとし、地方公営企業法を適用していない事業について、同法を適用し、公営企業会計へ移行するよう地方公共団体に要請しました。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、重点的な取組を要請してきているものでございます。

当町においても、この要請に基づき、令和3年度から企業会計移行支援業務を委託し、集落排水事業の移行準備を進めてきており、令和6年4月から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行するものでございます。

それでは、個々に説明をさせていただきます。

議案第71号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

議案1枚めくっていただきまして、条例本文をもってご説明をいたします。

本条例は、地方公営企業法第4条に基づき設置条例を制定するものでございまして、内容については、国の示す例、他自治体の例及び既存の当町の企業会計である水道事業等を参考

としております。

それでは、第1条、趣旨でございます。この条例は、松崎町下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとするものでございますが、下水道事業と一くくりにしておりますが、岩地漁業集落排水事業、石部農業集落排水事業、雲見漁業集落排水事業、この3集落排水事業について、必要な事項を定めるとしているものでございます。

第3条、経営の基本でございます。こちらについても、地方公営企業法によって定めるようにされているものでございまして、「下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と、法の規定をここに準用しているものでございます。2項においては、各集落排水事業の計画処理区域、計画処理対象人口、計画1日最大処理量について、それぞれ示しているものでございます。

第4条、財務規定等の適用についてでございます。地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、3集落排水事業に法第2条2項に規定する財務規定等を適用するというものでございます。地方公営企業法を全部適用する場合と、財務規定等の一部を適用する場合と、大きく2つに分かれるわけでございますが、本事業については財務規定等を適用する一部適用ということになります。

第5条、特別会計についてでございます。地方公営企業法の第17条の規定に基づきまして、岩地漁業集落排水事業、石部農業集落排水事業、雲見漁業集落排水事業の事業ごとに特別会計を設けるというものでございます。

その後、第6条、重要な資産の取得及び処分、第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除、第8条、議会の議決を要する負担付の寄附の受領等につきましては、それぞれ既存の下水道事業の設置条例において規定している内容と同じとしているものでございます。

第9条、会計事務の処理についてでございますが、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものと定めるものでございます。1号といたしまして、公金の収入または支払いに関する事務、2号、公金の保管に関する事務については、会計管理者に行わせることを定めるものでございます。

第10条、業務の状況説明書類の作成でございますが、年2回に分けまして、状況説明書類を作成し公表するということを定めるものでございまして、これについても水道事業の例と同じとしているものでございます。

議案第71号については、簡単ですが、以上でございます。

続いて、議案第72号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例についてでございます。

議案を2枚めくっていただきまして、議案資料の新旧対照表によってご説明をさせていただきます。

なお、説明する内容につきましては、この後の議案第73号の石部、議案第74号の雲見と同じとするものでございますので、ご承知ください。

左側が現行、右側が改正案としておりますが、第1条の目的において下線が引いておりますが、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置管理について必要な事項を定めるとしているものを、従前のとおり地方公営企業法に基づく会計と事業とするため、地方自治法の縛りを削除するというものでございます。下線部を削除したものが右側の改正案でお示ししている内容でございます。

第4条、特別会計でございます。こちらについても、「地方自治法の209条の規定」としていているところを、先ほどのとおり「地方公営企業法の第17条の規定」に基づく特別会計となりますので、地方自治法の規定を削除するというものでございます。右側、第4条を削除とするものでございます。

続いて、議案第73号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表でございますが、ただいま岩地においてご説明した内容と同じでございます。

続いて、議案第74号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

2枚めくっていただき、新旧対照表でございますが、ただいま申し上げた岩地の内容と同じでございます。

続いて、議案第81号でございます。こちらの説明でございますが、この後の議案第82号及び議案第83号と内容的には同じでございますので、あらかじめご承知ください。

それでは、議案第81号でご説明いたします。岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてでございます。

1枚めくっていただき、改正文をもって説明をさせていただきます。

中ほどですが、岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例は廃止すると規定するものでございます。内容でございますが、従前の官公庁会計方式による財政調整基金であったわけでございますが、その際は年度間の収入の過不足をこの財政

調整基金によって調整すると、そういう目的をもってこれまであったわけですが、公営企業会計化となりますと、そもそも蓄えにつきましては、現金、キャッシュとして次年度に引き継がれるという性格のものに変わりますので、財政調整基金を必要としなくなることがございますので、廃止をするというものでございます。また、公営企業会計の資金の弾力性を確保するという意味もございます。

同様に、議案第82号でございます。石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてでございます。

1枚めくっていただき、中ほどでございますが、岩地と同様に従前の条例を廃止するというものでございます。

続いて、議案第83号でございます。雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてでございます。

1枚めくっていただき、改正文でございますが、中ほどのとおり、岩地、石部と同様に財政調整基金の条例を廃止するというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） まず1点、ちょっとこれ確認です。すみません。

岩地、石部、雲見の集落排水施設は、各地区に指定管理ということで維持管理をお願いしていると思いますけれども、この指定管理条項というのはどこにうたわれているんでしょうか。確認させていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 指定管理条項がどこにというご質問でございますが、法の規定ということで理解をしてよろしいんだと思いますけれども、指定管理条項そのものは、地方自治法の公の施設の指定管理に係る条例、法律がございますので、地方自治法のほうの規定に基づき、指定管理をするというものでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） よく設置条例とかに指定管理をすることができるとかという形で、指定管理条項を設けるんじゃないかなとちょっと私思ったものですから、そういった条項はな

いということであれば、これは直営ということをもう前提にされているのかなと感じたものですから、私はその確認をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 本定例会において、指定管理者の指定についての議案も提出させていただいておりますが、そちらの議案は、地方自治法の244条の規定に基づく指定管理者の指定ということで提出をさせていただいております。地方自治法の244条の規定に基づく、それから町の指定管理の条例がございますので、その条例に基づいて議案を提出させていただいているものでございます。

ご質問の趣旨は、地方自治法から地方公営企業法にくり替えすることによって、必要がなくなるのではないかという趣旨だと思いますけれども、そもそも地方公営企業法は地方自治法の特例法でございまして、地方公営企業法の定めのないことについては地方自治法によることとなりますので、会計等については財務規定を採用して地方公営企業法の適用をするものでございますが、ご質問の指定管理者の部分については、従前のおり地方自治法の244条の公の施設の指定管理ということで進めていくものでございます。その辺については、これまでと同様でございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） じゃ、齟齬はないということで理解をいたします。

次に、下水道条例のところの特別会計という会計処理の関係ということで、ちょっとこれは要望でもあるんですけれども、会計処理が当然企業会計になると、がらっと変わりますね。令和5年度、今年度まではいわゆる単式簿記、差引きだけの会計ということだと思います。令和6年4月から、今度は借方、貸方の複式簿記ということで、会計の処理ががらっと変わるということで、かなり混乱するんじゃないかなと思います、現場のほうでね。

これまではその知識をためていると思いますけれども、特に生活環境課の環境保全でやると思いますけれども、ここ、係長のいない部署だと、あの表を見ると思います。職員にも相当負担がかかるんじゃないかなと私は感じます。当然、今までと同じようなことだったらそのまま継続してという、今までの知識でやっていけばいいんですけれども、やはりここは大きく変わるということで、その会計処理のやはり指導、ここをしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。その点ありましたら。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 高橋議員おっしゃるとおりでございまして、私どもも非常に

心配をしているところでございます。

生活環境課において、これまでも水道事業、温泉事業についての公営企業会計を持っておるのに加えて、3会計についてが公営企業会計化、複式で処理をするということになりますので、かなりの手間が増えるということは想像が易いところでございまして、その準備は当然のことながらしているところでございますけれども、現在の準備においても相当な手間がかかっております。

それと同様に、来年度、新年度を迎えた後も、ご心配なようなことが想像されるところでありますので、人事の面の話にもなりますけれども、そこにおいてはなるべく混乱のないように、従前の水道事業、温泉事業と併せてやるような方法も含めて、今検討しているところで、準備をしているところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） この排水事業というのは、水道のほうの排水ということから外れていると思うんですね。今回、公営企業ということになって、会計を適用するために公営企業法の配下に入るという理解しているんですけれども、それと、これやることによって、会計のほうで、実際に会計管理者が、これ町のほうの、先ほどもありましたように会計のほうでやると。これを指定管理で委託すると思うんですが、指定管理のほうの会計の業務というのは、今までと変わりございませんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 高柳議員ご指摘のとおり、来年度以降も本定例会で提出させていただいているとおり、指定管理者への指定を予定しております。

ただ、指定管理者と事業者との間においては、指定管理料をお支払いして管理運営をしていただくという関係については、これまでと変わりございません。また、会計処理上の収入ですとか支出ですとか、そのあたりの関係についても、指定管理者と町との間には変わりはありません。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 単純に、会計、物を買ったり入れたりというのは現地でやるけれども、実際に納めていくのは、管理者のほうで授受をやるというような、会計処理をするというような感じでよろしいのでしょうか。

要は、今までとおり会計がお金を集めに行って、これだけお金がありましたという特別会

計でやっていたと思うんですけれども、それが今度は町の会計管理者のほうでやるということになりますので、その授受というのは会計管理者のほうで最終的にやるような格好になるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 内容的にはこれまでと同じでございまして、これまでというのが指定管理料として、例えば500万円、地区にお支払いする指定管理料があったといたしますと、通例でいきますと、それを分割して、必要の都度、必要に耐えられるような準備をしながら、地区に分割してお支払いをしているということでございまして、地区が指定管理者として、いろいろな業者さんですとかに払っていくお金については、地区の責任において支払っていくということで、そこにおいては会計管理者の関わりはございません。ただ、指定管理者に数百万円ずつ払うという行為については、会計管理者が関わりを持つということでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今度、会計が公営企業会計になるということで、財産の管理とか、そういうものを改めて洗い出しをしなければいけないと思うんですが、そのあたりの準備はどのあたりまで進んでおりますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 先ほどの背景等のところでも少し申し上げましたが、令和3年度から企業会計移行支援業務として業者に委託をしております、その準備をしてきております。固定資産、資産の台帳化についても、今準備をとどめの段階に入っているところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑は。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） だんだんと人口が少なくなっておる中で大変になったということで、国のほうも移行してくるということになると思いますけれども、町のほうとしては、これから将来に向けて、このままの状態がまた続くのか、これからどんどんまた少なくなってくることが予想されるんですけれども、町に与える影響というのはどのように考えているか、お答え願えればと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ご質問の件については、先月の議会全員協議会においてもご

説明をさせていただいたところでありますが、現状においても使用料収入だけで賄えない状況が始まってきておりまして、それぞれの会計における財政調整基金を不足に充てながら会計を成り立たせているという状況でございまして、普通会計、これまでの官公庁会計方式でいったとしても、今の支出が続いた場合、原燃料価格の高騰等が続いた場合ということもありますけれども、数年後にはその基金も底をついてしまうという状況について、これは全員協議会でもご説明をさせていただいたところですが、いずれにしましても、そういう厳しい状況にあります。

使用料収入について、上げなければ、それを賄えないということは、誰しも想像つくところであるかと思えますけれども、その件についても先月の全員協議会においてご説明をさせていただきましたが、使用料収入のレベルについてが、国の示すレベル、水準を既に超えている状況にあるものですので、料金については当面の間据え置くということでご説明をさせていただきました。

については、その不足分をどうするかということになるわけですが、そのときご説明させていただいたとおり、一般会計からの繰入れをさせていただくということを伴っている話でございします。それが議員ご心配のとおり、今後どんどん使用料収入が人口減少等によって減っていく。また、逆に老朽化による更新需要が高まって、そちらにお金がかかるということになりますと、どんどんそれが厳しさを増していくことになります。その不足についてはどうするかということになりますと、その矛先は一般会計からの繰入れということになってきますので、将来にわたってそういう心配があるということと言えるかと思えます。

ただ、そこにおいて、使用料収入を当面の間据え置くとはしておりますけれども、そのバランスは常に考えなくちゃいけないと思いますので、そのバランスを考えつつやっていくということになろうかと思えます。ただ、厳しさを増していくということ、一般会計からの繰入れ、繰出しが増えていくんでないかという心配は、ご指摘のとおりかなと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

初めに、議案第71号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての討論に入

ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

本案は、公営企業会計として移行するに当たって条例をつくるものであります。今までの、住民がやっている、委託されている住民側の業務とはそう影響がなくて、町側がそれを担当するような格好になるということです。そこは大変な業務になると思いますが、条例を制定して公営企業会計に移るという意味ですので、賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第71号 松崎町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第72号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第73号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第74号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に関す

る条例の廃止についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第81号 岩地漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第82号 石部農業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処
関する条例の廃止についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処
関する条例の廃止についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第83号 雲見漁業集落排水処理施設財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第75号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長(深澤 守君) 日程第8 議案第75号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 深澤準弥君登壇)

○町長(深澤準弥君) 議案第75号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長(深澤 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(鈴木 悟君) それでは、議案第75号 松崎町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例についてを説明させていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代型対応の社会保障制度を構
築するための健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴い、全世代対応型の持続可能
な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関

係政令の整備に関する政令及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が7月20日付で公布されました。

今年5月に成立した全世代型社会保障法に基づくもので、令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税の免除について規定されています。今回の国民健康保険税条例の改正内容は、省令の公布に伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、条例を改正する内容となっており、施行につきましては令和6年1月1日からとなっております。

それでは、本条例の改正の内容について説明をさせていただきます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

1ページの下線のところでございますが、第20条に第3項を追加するものです。こちらは所得割額及び均等割額の減額についての内容となっております。

免除内容につきましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産被保険者の所得割と均等割を免除するものです。

免除期間につきましては、単胎妊娠の場合は、出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月、多胎妊娠の場合には、3か月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額となります。

費用負担につきましては、国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担するものがございます。

次に、2ページをお願いいたします。

下から2行目の第21条の3につきましては、出産被保険者に係る届出の規定となります。国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、必要書類を添えて届けなければならないことについての内容となっております。

繰り返しになりますが、今回の改正におきましては、法律の一部が改正されたことに伴うものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成であります。

本案は、子育て世代への負担を軽減する、そして法律の改正に伴うものであり、手続上も問題なしと認めます。よって、本案に賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第75号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

◎日程第9 議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例について

◎日程第10 議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の

一部を改正する条例について

○議長（深澤 守君） 日程第9 議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例について、日程第10 議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例について、議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） それでは、まず議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、重要文化財岩科学学校は現在年中無休で開館しておりますが、令和6年4月1日から木曜日を休館日とするため、休館日を規定しております条例第3条第2項改正するとともに、入館料を定める団体の定義を30人以上から20人以上に見直すため、入館料を定める条例第4条の表中の一部を改正するものでございます。

資料として添付しております条例の新旧対照表のほうをご覧ください。

改正箇所のほうは下線のある部分になりまして、休館日を規定しております第3条第2項の条文を右側の改正案のとおり改めるものでございます。

第1号につきましては、木曜日を休館日としますが、木曜日が祝日に当たる場合は、その前日の水曜日を休館日とする内容の記載となります。

第2号につきましては、木曜休館の例外といたしまして、繁忙期に当たりますゴールデンウィークの4月29日から5月5日まで、お盆の8月13日から15日まで、年末年始の12月29日から1月3日までにつきましては開館するという内容となります。

第3号につきましては、木曜の休館日に団体予約が入った場合は休館日を変更したり、また、施設の不具合などの場合に臨時に休館できるようにするために、町長が必要と認めたときは、これを変更し、または臨時に休館することができると規定するものとなります。

また、入館料を定める条例第4条の表中の一部、団体入館料を規定しております人数の部分を「30人以上」から「20人以上」に改正するものとなります。

戻りまして、2枚目の改正文のほうをご覧ください。

附則に記載の施行期日についてでございますけれども、令和6年4月1日から施行としております。これにつきましては、関係者や旅行者への周知、それからパンフレットやホームページなどの情報修正を準備する必要があるため、3か月程度の準備期間として設定しているものとなります。

議案第76号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

内容につきましては、重要文化財岩科学校と同様なものとなります。伊豆の長八美術館につきましても、重要文化財岩科学校と同様に現在年中無休で開館しておりますが、令和6年4月1日から木曜日を休館日とするため、休館日を規定している条文を改正するとともに、入館料を定める団体の定義を30人以上から20人以上に見直すため、入館料を定める条文の一部を改正するものでございます。

こちらにつきましても、資料として添付しております条例の新旧対照表のほうをご覧ください。

改正箇所のほうは下線のある部分となりまして、休館日を規定しております第4条第2項の条文を右側の改正案のとおり改めるものでございます。

第1号につきましては、木曜日を休館日としますが、木曜日が祝日に当たる場合は、その前日の水曜日を休館日とする内容となります。

第2号につきましては、木曜休館の例外といたしまして、繁忙期に当たりますゴールデンウィークの4月29日から5月5日まで、お盆の8月13日から15日まで、年末年始の12月29日から1月3日までににつきましては開館するという内容となります。

第3号につきましては、木曜の休館日に団体予約が入った場合は、休館日を変更したり、施設の不具合などの場合に臨時に休館できるようにするため、町長が必要と認めたときは、これを変更し、または臨時に休館することができると規定するものとなります。

また、入館料を定めます条例第5条の表中の一部、団体入館料を規定しております人数の部分「30人以上」から「20人以上」に改正するものとなります。

戻りまして、2枚目の改正文のほうをご覧ください。

附則に記載の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行としております。これも美術館と同様に、関係者、旅行者への周知、それからパンフレット、ホームページなどの

情報修正を準備する必要があるため、3か月程度の準備期間としてこの期間を取っているものとなります。

以上で、議案第76号、それから第77号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） まず1点は、このことによって働き方の変化、勤めている方がいらっしゃると思います。その方がどのような変化が起きるのでしょうか。それが1点。

ついでに、2点目も言ってしまいますけれども、2点目は、この入館によって、当然入館数、大分救済するような策は取ってあるように思うんですが、それによって入館数の増減というのはどのように考えられているのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、1点目の働き方の変化の関係でございますけれども、木曜日を休館するということで、職員のほう、正規の職員、それから臨時パートおりますけれども、臨時パートのほうはお休みになりますが、正規職員につきましては、休館日となったときでも出勤していただくようになります。その日には、正規職員のほうは学芸員等おりますので、資料の整理であるとか、イベントの企画準備、そういった対応を取ることとなります。

それから、入館の関係の、木曜日を休館することによる変化の関係でございますけれども、当然、木曜日でも少なからず入館者数がございましたので、人数は減ってくるところでございます。この関係で、振興公社の算定でおきますと、全体で年間で20万弱の減収ということで想定されるところでございますけれども、これにつきましては、正規職員が新たな企画、イベントをすることによって、入館者を増やすような努力もしていくということで、その辺のカバーを補えるのではないかなということで見込んでおるところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

田中君。

○5番（田中道源君） この後、長八美術館と旧依田邸のほうの同じような条例案が出てくるわけですが、3つとも木曜日がお休みと、一遍にお休みなわけですが、これは

やはり3施設とも木曜日に合わせる方がいいと判断して、こうしているのでしょうか。

一応、先ほど多分人数が少ないからということで、この日設定していると思うんですけども、考え方によっては、この日はここが休みだから、こっち行こうとかということもあり得るのかなと思ひまして、一応3つとも合わせた理由を教えてくださいませんか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 今回美術館と重文岩科学校、この後の依田邸の関係も木曜日を休館日としております。重文と美術館につきましては今回木曜日ということですが、これは今までの利用者の人数の想定から、平日で一番利用者が少ない木曜日と設定しているところでございます。

重文と美術館につきましては、2館共通券という形で、同時に入館料を促しているような状況でございますので、片一方が休みで、片一方やっていると不都合もございますので、そういうこともございますし、あとは依田邸の絡みでおきますと、事務局のほうの対応の関係も統一したほうがやりやすいというところがございますので統一しております。

ただ、統一したことによって、木曜日にお客さんが見るところがないという懸念はございますので、その辺の対応も配慮した上で、記念館のほうは水曜日が休館ということでしたので、その辺も踏まえて木曜日と設定しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 長期休暇がゴールデンウィークとお盆と正月、年末年始ということなんですが、桜の時期にお客さんが大変来るんじゃないかと思われるんですが、また今年はいくか河津町とコラボでお客さんが増えるのが期待されると思うんですが、その時期はやるとかという選択はないですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 木曜休館の例外といたしまして、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始として設定しましたけれども、これは例年混む時期ということで設定したわけですが、例外規定で町長が認めたときは開館することもできますので、それは状況に応じて考えていきたいと思ひます。

ただ、今までの状況でいきますと、桜の時期はそれほどお客さんが入っていなかったということで、また今後の状況も踏まえて、開館するかどうか検討してまいりたいと思ひます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今の藤井昭一議員の話からですが、今年ちょうど実証実験する

ことで、長八美術館の駐車場に止めさせてもらって花畑に輸送していこうという、ちょっと実証実験しようと考えているというか、進んでおります。となると、長八美術館、開いてほしいなと思うものですから、そのところはぜひ検討していただいて協力いただけたらと思います。

質問というか、それはいかがでしょう。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 当然、民間の方、もしくはそういった方々がイベント等を例えば開催する場合については、お声かけいただければ、その時期、また周知するときに、いろんな形で協力を惜しまずにやっていきたいと思っておりますので、ぜひお声かけいただければと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

初めに、議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第76号 重要文化財岩科学学校条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第77号 伊豆の長八美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第78号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(深澤 守君) 日程第11 議案第78号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第78号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 企画観光課長。

○企画観光課長(八木保久君) それでは、議案第78号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、旧依田邸と依田之庄の営業時間と休業日につきまして、条例の規

定と現状の運用での違いがあるため、現状の運用に合わせたものとするため、営業時間と休業日を定める条例第4条の一部を改正するものでございます。

資料として添付しております条例の新旧対照表のほうをご覧ください。

改正箇所につきましては、下線のある部分になりまして、第4条第1項の入館施設部分に当たります、その他の施設の営業時間を右側の改正案のとおり、次の表のとおりということで、4月から9月までは午前10時から午後4時まで、10月から3月までは午前10時から午後3時までに改めるものでございます。

また、休業日を規定しております第2項につきましては、木曜日を休業日といたしますが、木曜日が祝日に当たる場合は、その前日の水曜日を休館日とする内容となります。

第3項につきましては、繁忙期には休業日を変更したり、施設の不具合などの場合には臨時に休業できるようにするために、町長が必要と認めたときは、これを変更し、または臨時に休業することができると規定するものとなります。

戻りまして、条例改正の本文のほうをご覧ください。

附則に記載の施行期日につきましては、公布の日から施行としております。今回の改正内容の営業時間や休業日につきましては、現行の運用の中で既に実施しているものとなりますので、公布の日から施行としているものとなります。

以上で議案第78号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） これは、温泉のほうは開始が午前9時からそのまま、ほかの施設は10時からというふうに変更されているふうに見るわけですが、これ10時にした理由というのはどのようなことだったのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 温泉施設のほうは9時からでございますけれども、入館施設のほうは午前10時から運用しております。

これにつきましては、当初から入館施設のほうを振興公社から再委託されています伊豆学研究会のほうで対応しているわけですが、状況を見てみますと、9時からの入館者が非常に少ないということで、実際に管理している伊豆学さんのほうから10時にしたほうが

いいんではないかという提案のことから、運用におきましては現在10時からの開館ということとでしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） この条例というか、変更については、私は賛成でございますけれども、関連しますと、このお風呂のところの左方の建物が何か雨漏りがしているとか、そういう苦情があるみたいなんですけれども、その点に関しては、これは条例とは関係ありませんけれども、質問の機会がないものですから、その点はどう考えているのか、今現状を。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 藤井議員のご質問の関係ですけれども、お風呂のお隣ということで、休憩室となっている絹屋のほうで、大雨のときに雨漏りしている状況でございます。新興公社のほうで細かい修繕対応しているんですが、そちらのほうが対応できないということで、これにつきましては町のほうで修繕のほうをする予定でいるところでございます。

雨漏りしているという状況は把握しておりますけれども、まだ対応できていない状況でございます。これから対応させていただきます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） やっぱり対応が遅いと思いますよ。これ、観光施設でありますので、早急にやるべきであるし、よくハウステンボスなんかもそうなんですけれども、ああいうところに行きますと、ごみの捨てるかご、鉄なんかでさびているところも、経営者によってはもうすぐに直させるというようなことをしているわけですよ。観光施設として恥ずかしいとは思っておりませんか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） その点につきましては、藤井議員のご指摘のとおりで、町としても恥ずかしい行為であると思っておりますし、当然対応しなければいけないと思っています。その点につきましては反省しているところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第78号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第79号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例 について

○議長(深澤 守君) 日程第12 議案第79号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第79号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長(深澤 守君) 産業建設課長。

○産業建設課長(鈴木清文君) それでは、議案第79号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の次のページをご覧いただきたいと思います。

条例の改正内容になります。本条例につきましては、町、あるいは県が行う公共工事等に

要する経費について、特に利益を受ける者、受益者から分担金を徴収する旨を規定したものでございます。

今回の改正は、負担金事業のうち、県営急傾斜地崩壊対策事業の分担金の率を50%から20%に改めるものでございます。県営急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県が行った事業費の10%、または5%を町が県に対して納付し、町が納付した分の50%を受益者に負担していただくものですが、これを20%に軽減しようというものでございます。

今回の負担率を改正する理由といたしましては、現状の問題点としまして、割と大規模な箇所の整備は進んできているわけですが、今後多くなることが見込まれる、対象戸数が少ない場合の事業につきまして、1戸当たりの負担額が高額になってしまうということ、また、同じく対象戸数が少ない場合、負担金がネックとなり、なかなか事業を要望することができない場合があるということ、事業採択されてから完了まで長期間にわたるため、要望時に負担割合に同意していても、その後、資材高騰ですとか施工内容の変化などにより、工事費が増額されることが多いため、世帯構成の変化や転居などにより、負担していただけない場合もあるということなどが挙げられます。

また、対策を講じていない急傾斜地につきましては、災害時に土砂崩れが発生する可能性が高く、人命救助ですとか復旧が必要になることが想定されるため、1件でも多く事業を進めることが必要と考えております。このため、急傾斜地崩壊対策事業を円滑に推進するため、事業推進で一番のネックとなっております地元負担を低く設定したいというものでございます。

近年、建設資材の高騰ですとか、人件費の増額などで工事費が大幅に増加してきております。工事費の増加、これにつきましては、そのまま受益者負担に跳ね返ってくるわけですが、分担金を納める側の住民にしましても、食費や燃料費の値上げなどで物価高が普段の生活を圧迫しているところでございます。このような状況で、急傾斜地崩壊対策事業を推進していくためには、町の負担は増えるわけですが、住民の負担を軽減したいということでございます。ご理解をいただければと思います。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 受益者負担を軽減することによって、急傾斜地の工事が進むということとは非常にいいことだと。急傾斜地がたくさんまだあるというふうに思います。その点で、急傾斜地の選定する基準というのは、どういうことで基準され、地元から要望があったら初めてやるのか、それともパトロールかなんかで、ここをやりましょうという選定は、何か基準に基づいて行われるのか、それが1点。

もう一つは、これは年間。

○議長（深澤 守君） すみません、一問一答でお願いします。

○7番（高柳孝博君） じゃ、この後にもう一問お願いします。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 急傾斜地事業の対象となる要件ですけれども、急傾斜地、斜面の勾配が30度以上で、かつ崖の高さが5メートル以上で崩壊するおそれがあるというところで、一般的にはその被害を受ける可能性が5軒以上あるというのが基準となっております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） もう一点。対象となるところはたくさんあると思いますけれども、その中で年間でどれくらいこの工事が行われるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 年間でと言われましても、今継続中のが2件あります。大澤と宮内でやっておりますけれども、今のところ、その次、新たなというのが船田地区で、一旦中断していましたがけれども、この後、継続してやりたいという話があるところが1件ございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 地元の負担軽減となるいい条例だなと思っております。

その一方で、この条例は公布の日から施行するということでございまして、これまでの、なかなかこの支払いが難しかったりとかという事例が幾つかあるかと思うんですけれども、その事例には今回の条例は適用されるんでしょうか。されないということになるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） そうですね、条例を施行して効力を発揮してから請求する分担保金について適用になりますので、過去の分についてはこの率は適用にならないということ

でございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 分かりました。

これから先、50%から20%になるということで、大分軽減することにはなると思います。ただ、その工事がやはり性質上期間がかかる工事になると思いますので、その間に、当初の計画段階のときと事情が変わることというのはあり得ることだろうなと思います。そのときに、それが50パーから20%になったとしても、1軒当たりの負担が変わったりとか、事情が変わるということはあることだろうなと思うんですけれども、そういうことに対する対応というか、その辺にはどのような対応を考えているか、教えていただけますか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 議員言われるように、単年度でできる事業じゃなくて、何年もかかるわけですので、全体的に概算と設計出したときに、幾らですよ、例えば1億ですよと、それが5年たったら結局1億5,000万になりましたと、そういう事例もあるわけですが、その辺も含めて、そういう場合もあるものですから、全体的な考え方の中で、それも含めて負担率を下げようということでございます。

どうしても事業費が上がってくるというのは、これまでの過去の例を見ればほぼ間違いなものですから、その辺も考慮した上での低く抑えているということでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 恐らく30%下げるわけですから、大きくそこは考慮されていることと思います。

さっきの一番最初の質問のときに、支払いの部分で滞っているような話というのは、結局最初の計画段階のときでは合意をしていたわけだと思うんですよね。それが事情が変わってできなくなった。これはパーセンテージを下げたところで、やはり発生するリスクだと思います。ですので、この条例はこの条例として今回大事でございすけれども、いろんな事情の変化、環境の変化による負担者の対応というものも、別に考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 負担者の対応というのは、金額が増えるということに対してということですかね、当初より。ちょっと全員協議会のときに田中議員からも意見があったわけですが、当初概算1億円でしょうと、そうすると、それに対する負担金が幾らで

すということでやって、結局5年たっていったら1億5,000万円ぐらいになりましたという事例があるわけですが、そのときに当初の定めた負担金で納めるかということ、やっぱり例えばじゃ1億円の分は負担金を抑えますと、じゃ増えた5,000万円の分は誰が負担金を納めるかといったら、町民の税金で補うようになるものですから、やっぱり受益者負担の原則というのがあるもので、受益を受けた分についてはその方々に負担していただきたいと、こういうことで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 受益者負担の原則というか、それは分かります。ただ、受益者の方の抱える要因によって、結果として、工事の最後のほうで払える、払えないとかということで、町が県の信用を失うという結果になることだと思うんですね。結局、その補助金をもらってやる事業なのに、個人の事情によってその信用を失ったりするリスクを伴うということは、やっぱり考えておかなきゃいけないことかなと思います。

県に対して、ここの個人の家がちょっと払えなくなりましたので、できませんじゃないことを考えておかなきゃいけないと思うんですね。ですので、どういう制度がいいのかはちょっと分かりませんが、例えば一番最初の契約時に決めた金額で変動した場合は、町がそれを負担するというのも、一つ考えとしてはあってもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

私が言いたいのは、受益者負担は分かりますけれども、その受益者の都合によって県の信用を失うリスクをどういうふうに回避するかというところを聞きたいなということです。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 県と町の関係でいきますと、県事業に対して町が指定された負担金を納めるわけで、その負担金に対して受益者から町へ納めてもらうわけですので、未納云々というのは個人と町の関係であろうかと思います。

県の信用と言いますが、その辺、事業費が上がる、工事の設計見直しの中ですらありますよというのを、その辺の齟齬がないように、そういう過去に事例があるわけですので、そういうことがないように、今後は細かく説明なり何なりを進めて、理解を得ながらやっていくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ちょっと確認です、これ。先ほど田中議員とちょっと被るかもしれませんが、公布の日から施行するということで、現在進行形のところが大澤と宮内と言いまし

たっけか。ここのところは、この改正の負担率が適用されるということでよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） ええ、その予定であります。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 今、田中議員のほうの環境の変化ということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

これから人口が減少して、空き家とかが増えていって、急傾斜の場合は受益者の軒数が5棟以上というのが多分これが規則になってはいるでしょうけれども、ここを例えば4棟以上とかというような、ここら辺の検討というのがなされることも、これからの先はあるのでしょうか。それとも、今回これは検討されたのでしょうか。ちょっとお伺いしたいです。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） これは急傾斜地事業、県の事業になりますので、県の基準では5戸以上となっておりますので、4戸ですとちょっと該当にならないところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

藤井要君。

○8番（藤井 要君） 今の質問というか、皆さんの先ほどの質問と被りますけれども、実際まだ収納未収があるというようなことも聞いておりますけれども、これ、最終的には取れない場合には町が負担ということになるかと思っておりますけれども、その確認と、やっぱりこれ、仕事をやっていて想定外のことがあろうかと思っておりますけれども、その場合は、軽微の金額でしたらあれですけれども、大きな金額が発生するということで工事途中でなった場合に、やっぱりこれ受益者負担ということもありますけれども、重くのしかかってくると、受益者にですね。そういう点は、やっぱりいろいろの面で免除してやるとかというような、そのような規定とかはないんですか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 未納の分について、納付がない場合どうなるかという、それが欠損なり何なりすれば町の負担になるわけですがけれども、納付はお願いしていくと、継続していくということでございます。

それから、今回事業費の、町が10%出して、当初50%ですので、掛けると5%だったわけですね。事業費に対して5%の負担がかかっているわけですがけれども、今度20%にすること

で2％になります。1億円の事業費に対しての2％ということになりますけれども、これはほかの県営中山間事業、例えば農道を入れたりとか、ああいう場合の基盤整備なんかも、そこも事業費の2％になっていますので、その辺と合わせてきているところでございます。

ですから、事業費がどうしても増えるわけですが、その辺も含めて、今2％、低く抑えたいということですので、増える場合は、当然受益者の方々には説明をして理解を求めて進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井要君。

○8番（藤井 要君） 最初、事業をやるときに、ちゃんと今課長が言ったようなことも説明した中で、承諾してもらって進めているということで解釈してよろしいわけですね。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 中山間事業もそうですけれども、事業を始めるときに大体これくらいの費用がかかると見込まれますということは説明するわけですが、その後、増えるということも当然説明をさせてもらっております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほど、選定の基準の中で5戸以上というのがあったわけですが、人口が減っていく中でだんだん世帯が少なくなっていくわけですね。そういう意味では、もしやるならば、たくさんいる間にやっってしまうと、例えば4戸になってしまうと、もう外れてしまうということが起こるわけですね。そういう意味では、そういう該当するようなところは早く工事やってもらうのが望ましいわけです。

そういった意味で、この周知をしっかりと、もしそういうところがあったら、できるかどうかは県のほうの事業選定になるんでしょうけれども、町の中でそういうところがあるかどうかを早く把握して、やるべきところは早くやるようにしたほうがいいと思うんですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 周知といいますか、こういう事業がありますということで、毎年4月の区長会のときに説明をさせてもらっております。もしそういう急傾斜地でということであれば、相談なり要望なりしてくださいということでは、区長会を通じてお知らせをしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） こういう事業があるというだけじゃなしに、今回負担率が下がって

ったので、よりやりやすくなったわけですね。そのあたりをしっかりと訴えて、早くやってくださいと、そうしないと戸数が減っていく。5戸以上だから、例えば10軒なら10軒でできるところが、だんだんできなくなっていくということもありますので、そのあたりをうまく説明していただいて、早いうちに、町でお金を出せるうちにぜひやっていただきたいと思うわけでございます。そういったあたり、区長会の中でぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） その辺は、負担率も変わりましたということも含めて、お知らせはさせていただく予定であります。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成であります。

昨今の災害の状況を見ますと、崩落という災害も各地で起きております。そういった意味で、今まで大丈夫だと思われるところも、あながち大丈夫とは言い切れないところも出てくると思います。そういったところを、人命に関わることでございますので、早く対応するという意味でも、早く工事をやっていただきたいです。そこにこの負担率が下がるというのは貢献すると思いますので、賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第79号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 80 号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤 守君） 日程第13 議案第80号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第80号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第80号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

お手元の議案第80号資料、松崎町消防団条例新旧対照表をご覧ください。

現在、第3条では、消防団の定年は、団長、副団長、本部長、分団長、副分団長以外は年齢18歳以上50歳未満であるとなっておりますが、定年を撤廃し、18歳以上の者とします。

松崎町消防団の定員は、条例上では現在245人となっておりますが、人口減少と少子高齢化により、現在の登録者数は、年度当初では197人、11月1日現在ではこれよりも1名減となり、196人と大幅に少ない状況となっております。

こうした中で、団員へのアンケートを実施いたしましたが、町内の6分団の12小隊のほとんどで、あと5年で小隊を維持できない可能性があるとの回答をいただきました。こうしたことから、消防の会議におきましても、小隊の再編制、定年の撤廃を行うことに決しました。

しかし、小隊の再編は、定数、車両等の備品の再配備、地元の承諾など、様々な問題があり、そのことを検討し解決していかなければならず、実施までには年数がかかってしまいます。そのため、今回は早期に対応が可能な定年の撤廃に関する条例を改正したいと考えております。退団、再入団に当たっては、本人の希望によることとなります。

なお、この条例は令和6年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 団員の減少は災害時の共助体制の衰退につながります。この共助体制の衰退を招いてはならないという考えから、今回の議案に関しては賛成の意思表示をします。

しかし、アンケートには、定年の延長撤廃や機能別団員の導入も、現団員への負担が大きくなるとの意見や、団員の負担軽減策や実情に合った待遇を考えてほしいとの意見もあります。報酬の支給範囲の拡大とかということでしょうね。また、大きな課題として小隊の再編制の必要性の問題があります。

そこで、関連の質問として、このアンケートの内容について質問してもよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○6番（小林克己君） ありがとうございます。

このアンケートの中で、たくさん意見や要望が書かれてあります。岩科方面、ちょっと例に取って質問していきます。

今、こちらのほうの岩科方面では、消防車が多分3台あると思います。その3台の更新を多分していかなきゃならないということが生まれてくるときに、この要望とか意見書の内容を酌み取りますと、今このある消防車の3台を2台にして団員への負担を軽減してほしいというような、自分は酌み取りをしております。

そこで、消防車の更新、この3台の更新がいつ頃行われるのか、教えていただきたいです。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 消防車につきましては、20年をたった段階で更新をかけるといようなことになっております。

昨年ですが、岩科地区につきましては1台更新をしております。ちょっと今手元に資料がございませんので、ほかの小隊がこの先何年に更新するというのは分かりませんが、ここから先二、三年につきましては、消防車両の更新はないというようなことで把握はしております。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） ありがとうございます。

今の質問は、正直言いますと、消防車両とか、この更新が、消防車を購入するときに多分大きなお金がかかる。これを今、去年やりましたという話でしたけれども、やってすぐ小隊を編制してしまっただけでは、この設備投資した意味がなくなるという感じが自分は感じております。

この車両の更新をある程度基準にして、その間までに小隊の再編制ということをしっかりしていただき、経費がかからないような形をしていって、また団員への負担を軽減。この消防車両の更新の負担を軽減することによって、例えば団員の報酬とか何かの見直しへの財源にもなるのではないかと考えておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 先ほども説明の中でご説明申し上げました。やはり小隊の編制につきましては、今小林議員がおっしゃられたとおり、車両の関係、備品の関係なんかもございますので、また地元の承諾も必要になります。その問題をちょっと解決をしていかなければなりませんので、もう少しそれにつきましてはお時間をいただいて、長い目で検討していきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井要君。

○8番（藤井 要君） この関係は関連になるわけですがけれども、今小林議員からも言いましたけれども、だんだん人口、これ少なくなるわけですので、そうしたときに消防車の扱いやすいというか、小型化、少人数でも扱えるような、そういう方向に持っていけないのか。

そしてもう一点、あと今消火栓が各地区にあるわけですがけれども、これも出す人と放水するところの、放水口は2人ぐらいとかいないと危ないわけですがけれども、圧力が少なければ遠くへ飛ばせないわけですから、そうすると設置数をえらくして、それで初期消火に努めるとか、そのようなことをやっていかなければ、人口が少なくなる、住宅が密集してくるといえるのか、集まってくれば別なんですけれども、分散していることを考えると、そういうことも考慮しなければならないと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） まず、車両につきましては、以前は私も消防団加入をしておりましたけれども、軽自動車に小型のポンプ、可搬ポンプを載せて移動したというよう

な例もございます。今現在は普通車に全部なっているわけですが、いろいろと乗車する定員
の関係なんかもございます、多分車両も大型化しているのではないかなと思います。

あと、消火栓の関係につきましても、こちらのほうは地区のほうの要望も当然出てくると
思われます。議員おっしゃられるとおり、消火栓の数は多いほうが初期消火については有益
というふうに考えられますので、また、こちらにつきましては地区のほうの要望ですとか、
あと消防団、小隊のほうとも、また相談をしていければなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） これまでも定員数の見直しであったり、分団の統合というのは、検討
しつつもなかなか進めづらいとか、うまくいっていないよという中で、一番即効性がある
というのが、この定年の撤廃ということで理解はできるころではございますが、ちょっ
と昔の資料を見まして、平成20年11月29日にこの条例を制定しているときに、6分団で270
人定員だという資料がありました。そのときの人口が8,479人でして、今、先ほどインター
ネットでちょっと見ましたところ、大体5,800人ぐらい。単純に人口比だけで見ますと、そ
こから割り出すと189人ぐらいの定員、270人から考えると189人となりました。ちょうど今
196人ということですから、人口だけで見るとその数よりかは多いというぐらいの規模感な
のかなと思います。

ただ、実際には消防車1台出すのに3人いなきゃいけないとか、制度上の部分もあったり、
人口の割に空き家が多かったりとか、守備範囲が広がったりということで、そのままはいけ
ないかとは思いますが、ここの定員数の見直しというのは、まだまだ余地あるのか
なというふうには感じるんですけども、それ、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 議員おっしゃられるとおり、人口も減少しておりますし、
今現在ですと団員の負担もかなり多くなっているのかなというふうには思っております。

定員の数につきましては、例年、過去何回も条例改正を行いまして、減少をさせていると
いうのが現状でございます。今回も定員の数につきましては、やっぱり減少はさせていかざ
るを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） その定員数を決めるのも簡単なことではないんでしょうけれども、ま
だまだ余地があるし、ちょっとそのところにもっと力を入れたほうが良いと思っております。

それと、もう一点聞きたいことがありまして、定年が撤廃されますと、退職金というのがどんどん積み重なっていくことになるのかなと思うんですが、事実上あんまり出席できていない、ちょっと幽霊部員と言うとよくありませんが、その方、そういった本当来れないような、名前だけの方というのは、退職金がどんどんかさんでいくリスクというのがあると思うんですけれども、そこについてのお考えは教えていただけますか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 退職金につきましては、消防団登録があるということなことであれば、支給をされるべきものであると思います。

その内容につきましては、各小隊で話し合っていて、やはり出席がないということなことであれば、その方は消防団登録を抹消していただくというのが筋ではないかなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） また、結構心配されていることとしまして、今までの、もう退団されている方々は今このルールでやっていたわけですがけれども、今施行されたら、定年が撤廃を受ける方々、もしくはまたこれから入る方々にとっては、とても話が大幅に変化することになりまして、ずっとやるんだなということになるのかなと。これは物すごい変化でございますし、すごく懸念されるのが、これから入ろうとする人を入りにくくする要因になるんじゃないかなというのをすごく懸念いたします。

もちろんベテランの方々のお力というのは、ありがたいことだと思っておりますけれども、やはり若い20代、30代の人らにもっと入ってほしいということのほうが大きいと思うんですが、うっかり入ってしまうともう抜けられませんかというようなことになると、入るのやめようということになってしまうんじゃないかなと懸念するんですけれども、そこはどう考えますか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 消防団員、結局地元のための消防でございます。あくまでも、本人の希望で入団、退団は決めることになると思います。いつまでも、体力が続かなくなっても、団にちょっと登録するというのもどうかなというふうには思っていますし、その点につきましては、本人の体調ですとか、そのあたりをちょっと見ながら判断をしていただかざるを得ないのかなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 実際のできる、できないという現実と、でも定員として今245人を何とかしなきゃいけない、これも各分団でその努力しようということはあることだと思います。この乖離がやはりあると思いますので、その結果、名前だけでもというようなことになっていることもあるんだろうなと思います。

ですから、やはり難しいとはいえ、この定員の問題はやはり目を背けることもできませんし、本当に早く手を打たないといけないと思うんですけれども、急ごうという気持ちはありますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 先ほども申し上げましたけれども、地元の理解も得られない。小林議員がおっしゃられたとおり、備品のほうの関係もございます。消防団とまた協議をいたしまして、可能な限り、状況に合わせてちょっと対応していかざるを得ないのかというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 高柳議員。

○7番（高柳孝博君） 今、定員のお話がありましたけれども、ただ要望については分団ごとに地区による偏りというのがあると思います。ただ、最低限で回せなくなるというのが、今5年以内がこのままではという、悲鳴みたいなアンケートの結果が出ているようなお話でしたけれども、場所によってはもっと厳しいところがあるんじゃないかと。そのあたりは、シミュレーションでもして、ここは厳しいな、それに対してどうしていくかという策をいきなりできませんので、消防団については非常に災害のときも助けていただいています。住民にとって非常に大事な問題ですので、そのあたり、しっかり見ていく必要がある。

周知だけではなくて、消防団が今どういう推移をしていくのか、今の人口構成も問題になると思います。ほとんどが例えば定年近い人ばかりだと、なかなか動ける人が少ない。そういうことも細かく見てあげて、消防団の声を聞き届けていただきたいと思います。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 消防につきましては、例年、本部会議と分団長会議を行っております。今回の件につきましても、分団長会議にも話をしております。一番各小隊の内容を知っているのは分団長だと思います。分団長の意見を参考にしながら、今後事業を進めていければなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 消防団員の確保という面では、非常に苦慮しているということは確かに理解できます。

1つ質問ですけれども、この定年の撤廃ということは、それはそれで分かりますけれども、よく消防隊員の確保の際に議論されるのが、機能別消防団、例えば団員OBとか、そういった方をこの消防団員として位置づけて、消防団員の確保に当たろうという方策というのも一つ議論されていると思いますが、今回そういった考えはなかったのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 今回につきましては、消防の中でもその話は出たわけですが、機能別な消防団員の導入については、今のところ導入の予定はないというようなことで、本部会議のほうは決定をしております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 消防団の本部のほうでも、そういう議論がされたということなんでしょうけれども、やはり定年が撤廃されたからといって、団員の確保の抜本的な改革には至らないのかなと私は思います。

じゃ、どうやって増やしたらいいかということの中の一つで、やはりそういったOBを活用するとか、そういったことも実際にもうやっているところ、全国で501市町村あるというデータもあります。そういったことも調べて、ぜひ、今後の議論になるんでしょうけれども、やっていただきたいなと思います。

それからもう一つ、定年をなくした場合、要は現在、若い人はもういつ辞められるのかなという思いはあると思います。それともう一つは、今50歳近くの方々の団員の方については、そのまま、じゃ50歳以降もやっていくと、継続していくということになるのかと思いますね、これが。これまでの定年で退団した50歳以上の再入団も可能なわけですよ、これ一方で。ですから、再入団のそういった募集とか勧誘ということ、こういったことはされるかどうか、お伺いします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） まず、機能別の消防団員の関係です。こちらのほうにつきましては、今後消防団のほうにも話は持っていきたいなというふうには思っております。

それから、50歳以上のお方の再入団の関係になります。こちらのほうにつきましては、また今回消防団員の募集というようなことで回覧を流させていただきます。その中には、50歳以上の関係だけではなく、女性の方の募集もお願いしますと、応募もお願いするという

ようなことで記載はさせてもらっております。

ただし、今現在、一般の消防団員が同じようなことをやってもらうというようなことになりますので、例えば女性の方、広報専門でとか、そういうようなことはちょっと今のところ考えておりません。団長のほうも、一般の団員と同じような形で活動していただく方を対象に募集をすると。50歳以上の方もそのような形になるとは思っております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

田中君。

○5番（田中道源君） 私は今回のこの議案に対して反対させていただきます。

本部の方々等、人員確保にすごく苦慮されていることは理解しておりますが、その一方で、定員数の見直しだったり、分団の統合のことであったり、またいろんな制度のこととかをまだまだ見直す余地というのがある中で、定年を撤廃するということで対応するというのはちょっと時期尚早なのかなと。この定年を撤廃することは、消防団の在り方に著しく変化をもたらすことですので、もう少し議論する余地というのはあるのかなと思っております。ですので、私は今回の議案に関しては反対させていただきます。

以上です。

○議長（深澤 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 消防団員の減少は共助体制の衰退を招くおそれがあります。今回のこの議案に関しては、この消防団員の確保を考えていく議案であります。共助体制の衰退を招いてはいけないという考えから、私はこの議案に対して賛成していきます。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第80号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおりに決すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 14 議案第 84 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（深澤 守君） 日程第14 議案第84号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第84号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 5 号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第84号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,596万9,000円とするものです。

第 2 項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表でご説明をいたします。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、第2表でご説明をいたします。

第3条、債務負担行為の変更につきましては、第3表でご説明をいたします。

第4条、地方債の変更につきましては、第4表でご説明をいたします。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算の補正額になります。

まず、歳入からご説明をいたします。款、項、補正額の順に読み上げます。

9款地方特例交付金63万8,000円、内訳として、1項地方特例交付金58万9,000円、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税7,287万8,000円。

12款分担金及び負担金、2項負担金143万5,000円。

14款国庫支出金393万9,000円、内訳として、1項国庫負担金444万4,000円、2項国庫補助金マイナス50万5,000円。

15款県支出金、マイナス150万円、内訳として、1項県負担金222万2,000円、2項県補助金マイナス372万2,000円。

17款寄附金、1項寄附金188万9,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金マイナス4,271万1,000円。

19款繰越金、1項繰越金3,539万6,000円。

20款諸収入、4項雑入マイナス53万3,000円。

21款町債、1項町債1,332万8,000円。

歳入合計、補正前の額41億6,121万円、8,475万9,000円、42億4,596万9,000円でございます。

続きまして、歳出、3ページになります。

同じく款、項、補正額の順に読み上げます。

1項議会費、1項議会費84万4,000円。

2款総務費6,702万4,000円、内訳として、1項総務管理費6,008万7,000円、2項徴税費431万3,000円、3項戸籍住民登録費262万4,000円。

3款民生費1,763万7,000円、内訳として、1項社会福祉費1,647万1,000円、2項児童福祉費116万6,000円。

4款衛生費マイナス3,066万2,000円、内訳として、1項保健衛生費マイナス1,111万3,000

円、2項清掃費マイナス714万9,000円、3項上水道費マイナス1,240万円。

5款農林水産業費マイナス1,895万4,000円、内訳として、1項農業費マイナス1,899万円、2項林業費3万6,000円。

6款商工費、1項商工費1,038万2,000円。

7款土木費3,109万2,000円、内訳として、1項土木管理費44万2,000円、2項道路橋梁費2,830万円、3項河川費135万円、5項住宅費100万円。

8款消防費、1項消防費100万8,000円。

9款教育費638万8,000円。

4ページをお願いいたします。

内訳として、1項教育総務費222万7,000円、2項小学校費129万3,000円、3項中学校費114万4,000円、4項幼稚園費196万7,000円、5項社会教育費102万8,000円、6項保健体育費マイナス127万1,000円。

歳出合計、補正前の額41億6,121万、8,475万9,000、42億4,596万9,000円でございます。

続きまして、繰越明許費の補正額になります。

5ページの第2表をご覧ください。

今回新たに追加するものでございます。2款総務費、3項戸籍住民登録費、戸籍情報システム改修事業389万4,000円ですが、戸籍システムを振り仮名対応とするために改修しますが、国の仕様が決まっていないことから繰越しとなったものです。

次の戸籍附票システムの改修事業162万8,000円と、3番目の住基システム改修事業413万6,000円も、同様に国の仕様が決まっていないことから繰越しとなるものです。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども子育て支援事業計画策定業務152万9,000円ですが、全国的に計画策定業務が集中しており、年度内の納期では委託業者の選定が難しいことから繰越しとなるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、農業振興地域整備計画策定業務450万円は、鮎川の換地の手続の遅れなどにより繰越明許とさせていただくものです。

同じく5款農林水産業費、2項林業費、風早治山雲見事業1,000万円は、工事が年度末までに集中しており、受注者がいないため、また、工事の平準化のために繰越明許とさせていただくものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、町道赤根田線道路改良事業270万円と、その下の町道皆毛線舗装補修事業710万円は、いずれも県舗装工事が年度末まで集中しており、受注者がおら

ず、また、工事の平準化のために繰越明許とさせていただくものです。

6 ページをお願いいたします。

同じく 2 項道路橋梁費、町道内沢線兼用護岸改修事業500万円と、その下の町道那賀建久寺線兼用護岸改修事業1,120万円は、翌年度の雨季までに工事を完成させるため、また、工事の平準化のために繰越明許とさせていただくものです。

その下、町道石部線舗装事業950万円は、災害復旧工事の工期延長のため、本工事に必要な工期を確保できないために繰越明許とさせていただくものです。

次の町道山口雲見線宇治橋舗装事業1,700万円は、県の宇治橋架け替え工事のスケジュールにより、工期の延長の必要があることから、繰越明許とさせていただきました。

最後に、宮沢橋補修事業1,300万円は、県工事が年度末まで集中しており、受注者がいないため、また、工事の平準化のために繰越明許とさせていただくものです。

続きまして、債務負担行為の補正についてになります。

7 ページをご覧ください。

今回新たに追加するものでございます。総合福祉センターの指定管理委託料につきましては、期間は令和 6 年度から令和10年度までの 5 年間となり、限度額は1,603万4,000円となります。

次に、A E Dリース料ですが、令和 5 年度から令和10年度までの 6 年間となり、限度額は30万9,000円となります。

続きまして、地方債の補正額になります。

8 ページの 4 表をご覧ください。

変更になる事業のみご説明をさせていただきます。

まず、道路橋梁整備事業の公共事業等債は1,400万円から1,210万円に190万円減額となります。こちらは、道路補修事業交付金の決定により、起債額を減額するものになります。

次に、道路整備事業緊急自然災害防止対策事業債1,620万円を増額いたします。町道内沢線兼用護岸工事分と、町道那賀建久寺線兼用護岸改修工事分が緊急時自然災害防止対策事業債対象事業として利用できることから、増額となりました。

臨時財政対策債1,300万円から1,202万8,000円に97万2,000円減額いたします。限度額が決定したことからの減額となったものです。これにより、今年度の限度額の合計を9,100万円から1,332万8,000円増額し、1 億432万8,000円といたします。

続きまして、補正額の財源内訳についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は8,475万9,000円ですが、こちらの財源につきましては、国・県支出金616万1,000円、地方債1,430万円、その他3,142万円、一般財源6,115万6,000円となります。

それでは、歳入歳出の事業の主な内容についてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたしますが、今回、10月の中途採用職員の関係や人事院勧告により、各款の中で給料や期末手当、共済費などが増額となっております。

それでは、22ページからお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の9節町長交際費5万円の増額ですが、現在まで28件、25万8,734円支出しており、執行率も86.2%となっております。現状はコロナ前より少ない件数となっておりますが、町の表彰者や慶弔関係、姉妹都市訪問に伴う土産代などに支出しており、今後の支出見込みの関係もあり、増額をお願いするものです。

続きまして、10節の需用費、光熱水費445万9,000円は、電気代の高騰による増額となります。

23ページをお願いいたします。

企画費、12節の委託料16万9,000円のうち14万8,000円は、町のキャラクターとなっているまっちーの商標存在期間の更新に係る費用となります。更新期限が令和6年2月7日となっていることから、今後10年間分について更新をするものです。

続きまして、14目財政調整基金、24節の積立金5,800万円は、令和4年度決算により令和5年度積立金下限額が5,932万2,000円となったため、補正前の予算額と合算して6,000万円を積み立てるものです。

22目まち・ひと・しごと創生事業費の10節需用費の305万円と12節の委託料マイナス305万円は、12節のテレワークスタイル創出事業推進事業委託の内容を精査した結果の減額となりますが、減額分は10節の需用費の修繕料に振り替え、山田邸の修繕に充てるものです。

25ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民登録費、12節委託料166万1,000円のうち389万4,000円は、戸籍情報システムの改修費用になり、国庫補助金の補助率は10分の10の事業になり、戸籍に振り仮名を振るためのシステムとなりますが、現在、国の仕様が確定していないため、今後システムが追加されるようであれば、改めて3月に補正をすることになると思われます。

戸籍の附票システムの改修事業委託は、内容の精査によりマイナス237万1,000円の減額と

なりました。

26ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節扶助費の自立支援給付費の888万8,000円の増額は、上半期の実績による増額と、障害児通所給付費について、12月に明伏地区に事業所がオープンすることによる増額となります。

27ページをお願いいたします。

一番上の3目老人福祉費、12節の委託料の287万円の増額は、訪問給食サービスの利用者の増加によるものです。

続きまして、29ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金のマイナス1,203万5,000円は、西豆衛生プラント組合への負担金となりますが、電気代が当初見込んでいたよりも少なかったことや、前年度の繰越金の確定によるものです。

30ページをお願いいたします。

3項1目上水道費、18節負担金、補助及び交付金のマイナス1,240万円は、入谷配水池撤去工事の入札差金と前年度の繰越金が多かったため、キャッシュ不足が解消されたことなどによる減額になります。

31ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金30万円は、耕作放棄地対策で、町内に在住し、住民基本台帳に登録されている者で5人以上で構成された会則を有する団体に対し、草刈り機の補助を行うもので、購入費について30万円を限度額として、その購入価格の2分の1を補助します。

31ページの一番下、8目農地費、18節負担金、補助及び交付金マイナス2,400万円は、鮎川地区基盤整備事業で、当初、今年度中に購入のための負担金を支出する予定でいましたが、県営事業が遅れたため、年度内には取得ができなくなることから、それを減額するものです。令和6年度の予算にて、改めて予算を計上する予定であります。

33ページをお願いいたします。

6款1項商工費、3目観光費、8節の旅費48万2,000円、10節の需用費3万円、11節の役務費27万円は、河津町との桜広域連携事業として、台湾でのイベントでのPRや、国内交通機関における共同でのキャンペーンの実施に係る費用となります。

6目伊豆の長八美術館管理運営費、14節工事請負費350万円は、伊豆の長八美術館のエン

トランスのトイレ付近と収蔵庫に雨漏りが発生しているための修繕となります。

34ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節工事請負費2,730万円は、那賀地区内沢線兼用護岸改修工事と峰皆毛線舗装補修工事、那賀建久寺線兼用護岸改修工事を行います。いずれの事業も繰越明許としてお願いするものです。

その下、3項河川費、1目河川維持費、21節の補償、補填及び賠償金135万円は、皆毛川河川災害復旧工事に係る支障電柱移転補償費となります。

36ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目義務教育管理費、14節工事請負費135万円は、松崎中学校の多目的室の空調機の設置工事になります。令和6年度の新入生に、特別支援級に情緒級に進学する生徒がおり、情緒級を新規開設するに当たり、新年度が始まる前に教室の環境を整備しておくものです。春休み中に工事を実施する予定であります。

続きまして、歳入ですが、11ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、9款1項1目地方特例交付金の58万9,000円の増額は、個人住民税の住宅取得控除が確定したことによる減収補填となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

10款1項1目1節の地方交付税7,287万8,000円ですが、こちらは交付税の決定額により未予算化分について増額をいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫支出金444万4,000円は、自立支援給付費、障害児通所支援給付事業費の増額のためのものになります。事業費の2分の1を国が、4分の1を県が支出することになります。

15ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、9目1節の県営事業軽減交付金のマイナス372万2,000円は、県において港湾整備事業、これは浚渫事業になりますが、繰越事業となったため、負担金の支出が減ることからの減額となるものです。

17ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目1節の財政調整基金繰入金のマイナス4,406万1,000円は、繰入額を4億1,949万3,000円とし、取崩しを予定していた額を減額いたしました。これにより、財政調整基金の見込み残高は10億1,446万7,000円となります。

20ページをお願いいたします。

21款1項町債、5目土木債、1節道路橋梁債の1,430万円のうち、道路橋梁整備事業緊急自然災害防止対策事業債1,620万円は、町道内沢線兼用護岸改修工事の事業分と那賀建久寺線兼用護岸工事分となり、いずれも緊急地震災害防止対策事業債が利用可能であるため、起債により事業を執行するものです。

9目1節の臨時財政対策債のマイナス97万2,000円は、起債発行可能額の決定による減額となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

13時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） それでは、1つずつ質問していきます。

まず、5ページ、繰越明許費の関係でございます。

先ほど、総務課長のほうからいろいろ理由とかもあったんですが、たしか全協で、工事の平準化を図りたいということで、来年度の当初予算の予定の事業を補正予算に入れて、4月から6月に発注をしたいというような説明があったと思いますが、この中の工事で、令和6年度の施工されていた工事というのが幾つあるのかということを、まずお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設部長（鈴木清文君） 工事の政策的に平準化で繰越しをするということで、5ページ一番下、町道皆毛線舗装補修事業、それから6ページ、次のページです。上から2つ、町道内沢線兼用護岸改修事業、それから町道那賀建久寺線兼用護岸改修事業、この3本が、本来当初予算でもよかったんですけども、この前説明したとおり、今回補正に盛って、工

期を年度またいで発注するという予定であります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。

ぜひ、そういうふうに、工事の発注の切れ間がないような形でということだと思いますので、これは建設業者等々にもいい影響を与えると思いますので、ぜひお願いします。

それから、今の繰越明許費のところで、先ほど総務課長の説明で、年度末で業者がなかなかいない、工事をやる業者がいないという中で、繰越しせざるを得ないということの理由だったかなと、私解釈したんですが、要は大体予想できるわけですね。こういうふうに年度末とか、年末とかがくると、もうちょっとかう、そこのところを早く発注とか、そういうようなところができなかったのか、それで年度内の完成を目指すということができなかったのかということ、を、まずちょっとお伺いしたいです。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） ちょっと、うちのほうの予算の繰越しの説明を、ちょっと総務課長のほうにさせてもらったんです。ちょっとその時の説明の齟齬といいますか、足りない分がありまして、発注しても受注できる業者がいないじゃなくて、入札やっていないわけですから、それは分からないわけですが、町内の建設業者組合さんのほうに今確認しますと、やはり年度末まで、もう県の工事とか手持ち工事といっぱいですよということもありまして、本来、もっと早く発注すればよかったということですが、いろいろなほかの事情もあって、早期に発注できなかった分があります。それについても繰越しにして、工期を長く取って、発注していこうというものでございます。その総務課長の説明した工事がそれになります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ぜひ、本来は単年度、年度内というのが原則だと思いますので、早期の発注という中での対策といいますか、それを目指していただきたいと思います。

それでは、2点目の質問が、22ページ、お願いいたします。

22ページの一般管理費で、10節の光熱水費、これはほかのところにも光熱水費出てくるんですけども、当然、電気代、これの高騰ということで、費用、町の会計を圧迫しているということであろうかと思います。

私がちょっと言いたいのは、今、電気というのは入札できますよね。要するに一番安いところに電気事業者を決められるというようなことがあると思いますけれども、要するにそう

いったことで極力電気料を削減していくというようなことが考えられないか。今、もしそういった事業者が決まっているということであれば、今の高い、こういう時期に再度入札とか含めて、そういったことができないかということをお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 22ページの10節の需用費、光熱水費、電気代の関係になります。電気代につきましては、以前、見積り合わせか何かで、東電以外の業者に、今のところ発注しております。

今回、電気代の高騰というようなことがありまして、かなり電気代が高騰したわけです。それに伴いまして、こちらのほうでもどのようにするかというようなことで検討したわけですが、ほかの業者につきましては、新規を受け付けてくれないというようなことがありました。そのために、今まで同様の業者のほうで電気代を支払っていたというような状況になっております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。内部でもそれは検討したと、結局新規は受け入れられないという、そこまでの対策といいますか、行為をしてくれたわけですので、そのところは承知いたしました。

ただ、引き続き、そのところは情報を持って対応はしていただきたいなと思います。

最後、3点目よろしいでしょうか。

23ページ、お願いします。

23ページの一番下の22ですか、まち・ひと・しごと、この12節委託料と10節需用費の同額ということになっているもので、委託料の減額をそのまま上へ持っていったのかなという見方を私しましたが、12節のテレワークスタイルの創出事業の委託、これが内容精査ということで説明があったわけですが、要するに、精査して、当初こういう事業をやる内容だったんだけど、それが要するにどうなったのかということ、これをお聞かせいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 23ページの地方創生事業費の関係でございます。

この関係につきましては、県の補助事業をいただきまして、賀茂の市町でワーケーション事業ということで取り組んでいる事業となります。今年度の町の事業費ですと、2,180万円の事業費で、工事であるとか修繕、それから委託を実施しているところになりまして、補助

金を有効活用するために組替えをしたところでございます。

ご質問の業務委託の関係につきましては、内容的にはコンソーシアムの定例会の開催であるとか、SNSやホームページの情報発信、勉強会、それからモニターツアー等のイベントの実施ということで、こちらの予定されている事業は実施の予定となっております。

実際の契約のほうは秋になりましたので、その関係で、前半部分の定例会の回数がちょっと減っているという関係で減額でなりましたので、今回は余った予算を修繕費に組み替えるということですが、やる内容につきましては、当初予定されていたとおりのものを実施する予定でございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。

私は、減っているもんですから、その内容、何かの、例えば今、モニターツアーだとかSNSの情報発信の、そういった中でのものが何かなくなったのかなと思ったもんですから、こういった質問をさせていただきまして、先ほど課長は、内容は変わらずというような中で減額、その実績による減額ということであるので、こちらは承知いたしました。

山田邸に修繕料を持っていくということでありましたけれども、実際、山田邸を、これはワーケーション、テレワークスタイル関連に絡めていると思うんですけども、山田邸を直して、その後のワーケーション等の対応、それについて、ちょっと見込み、もし見込みがあったら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 23ページの需用費の関係ですけれども、総務課長の説明で、山田邸のみみたいな話でしたけれども、実際には、町のワーケーション施設ということで、浜丁やと一ふや。も含めての修繕となります。

山田邸につきましては、今年度におきましては、工事も含めまして、トイレの改修であるとか、受入れの関係を整備しているところでございます。昨年度の時点ですと、山田邸、今年度改修しまして、3月ぐらいには設置管理条例を制定して運用していきたいということで予定しておりましたけれども、年度当初のうちの課のほうの職員配置であるとか、いろいろありまして、なかなか来年の当初からの条例制定しての運用というのは、ちょっと厳しいかなというような状況でございますので、もうしばらく、ちょっと内容について検討していきたいと考えております。

方向性につきましては、前と変わっておりません。大学や企業なんかの方の宿泊、あるい

はワーケーションなんかとか研修とかの施設として活用ということで考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 同じく23ページです。

このところは、23ページは町の活性化のために様々な施策が出ているように思います。

1つずつ質問していきたいと思いますが、まず1点が、2款1項の4目の中の、2款1項4目、スマートフォンの関係なんですけれども、スマートフォンの関係で、25万ですか、これ、スマートフォンは情報リテラシーを上げるということで、1万円を補助するということだったと思うんですが、果たして高齢者の方に需要があるかなという心配はしたのでございますが、これはそういう需要がなかったということでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 企画費の高齢者スマートフォン普及促進事業の関係でございます。25万円減となっておりますところでございますけれども、こちらにつきましては、当初予算では1万円補助の50名ということで50万円計上していたところでございます。なかなか申請のほうがない状況でございまして、今、10月末時点で8名の実績でございまして、これからの申請等を含めても、見込みは半分ぐらいの25名ぐらいかなという想定の中で、25名分を減額したものとっております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 次に行きたいと思います。

13節のところの、地域おこしの関係なんですけれども、7節、13節、4項の7節、13節のところの地域おこしの謝礼と、それから住居借上料が、これ減っているわけなんですけれども、地域おこし協力隊の隊員の方から、国から400万由来るのに、隊員のほうへはお金が回ってこないという話もありまして、これはどういう仕組みで余ったのか、そのところなんで、理由はいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 地域おこし協力隊事業費の中の謝礼と住居借上料の減額の関係でございます。

まず、謝礼の関係につきましては、本年度は10名の協力隊を任用する予定でございまして、実質11月末時点で9名の隊員となっているところでございます。減額の要因といたしましては、棚田の関係で6月に着任した隊員がいますので、その方の分の2月分、18万円

掛ける2月分、それから棚田分の関係で募集をしていますけれども、着任がしていないものがありますので、こちらにつきましては、現在も募集しているところですが、4月から10月までの7月分、こちらを減額するもので、合わせて162万円の減額でございます。

それから、重機借上料につきましても、同様な関係で、棚田の関係で、今着任している隊員の6月着任ということで3月分の減額と、未着任分の方の10月までの7か月分の減額、それから夫婦で着任している方がありますので、こちらにつきましては、お一人分のみの支給としておりますので、そちらの方1人分、12か月分を減額して、合わせて63万円の減額となっているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 続いて、19目の18節、起業等支援事業、これも町おこしとして必要なことだと思うんですが、200万円、これ、町おこし、新しく起業すると、たしか100万円で、2件の起業というのを見込んでいたと思うんですが、どういう施策をされて、これ残ったわけで、多分使わなかったということは、施策を打っても来ていただけなかったと判断するわけですが、今後どのような対策をしようとしておりますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 地域経済活性化対策費の起業等支援事業の関係でございます。

こちらにつきましては、町内におきまして起業あるいは事業拡大しようとする方に対して2分の1補助、現在補助限度額100万円で実施しているものでございます。当初予算におきましては、400万円の予算を計上しているところでございましたけれども、現状の見込みですと、本年度は2件という想定でいるところでございます。

町のほうには、相談かなりあるわけでございますけれども、なかなか実施までには至っていないところでございますので、その辺につきましては、移住されている方がこの補助金を活用いたしまして仕事をしたい、起業したいという方がおりますので、そういった移住した方々等に対しまして、こういった制度があるよということで周知して、事業を起こしていただいて、町の活性化に努めていただきたいということで取り組んでいるところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 移住される方はもちろん、在住の方も、スタートアップするということとは町にとって非常に人口減少に対する対策として有効だと思います。このあたりをしっかりと周知していただいて、使っていただくほうがいいわけですので、進めていただきたいと思います。

また、先ほどの情報のリテラシーの話も、一人も取り残さない、たしかそういう方針でいっていると思いますけれども、特に高齢者の方に情報を伝えるというのが困難になってくると思います。ホームページであるとか、スマートフォンとか何かで連絡して、受けられる方はいいんですけれども、受けられない方は取り残されているというようなことになりますので、そこら辺の周知の仕方、この今の起業等の関係もそうですけれども、もう少し何か工夫して、もっと来ていただくという、メニューとか何かをもっとそろえて、来ていただくという、それから、リテラシーに関しては、何か教育をするとか何か、実際にそういう講座を設けるとか、何かそのような施策はないのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） ただいまの、まず、起業等の周知の関係でございますけれども、これにつきましては、町のほうで移住者の関係の方に説明しているところでございますけれども、民間のほうでも移住定住促進協議会というものがございまして、そちらの中でもやられるような方にお知らせしているところでございますので、その辺は紙ベースだけではなくて、SNSであるとか、そういった形でも、ホームページであるとか、発信しているところでございますので、そちらはお互い協力して、積極的に発信していきたいと思います。

それから、情報リテラシーの関係で、高齢者への周知の関係でございますけれども、確かにデジタル化の関係で取り残されている高齢者の方はおりますけれども、中には実際にはやられる方もおりまして、今の状況ですと、両方の方々に、紙ベースでもデジタルのほうでもお知らせしていかなければならないということで、職員としてはちょっと大変な時期ではございますけれども、そちら併せて実施していかなければならないと思っております。

スマートフォンの講習につきましては、当初予算で計上して、今業者と打合せしているところでございますけれども、なかなかちょっと業者さんのほうの、この条件がいろいろありまして、町でのめないところがありまして、ちょっと取り組めていないところでございますけれども、そちらのほうは今年度中にやりたいということで進めておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 起業する、あるいは来て働いていただくという意味では、ちょっとずれるかもしれませんが、地域特別協同組合というのに対しての動きがあったように思います。それに関しての状況というんですかね、あれは民間がやる話だと思いますけれども、町のほうからも、そういうようなこと、動きがあったような気がします。町のほうとしてど

のように考えておられるでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 高柳議員のご質問でございますが、特定地域づくり協同組合の関係であると思います。そちらにつきましては、県のほうが主導となりまして、西伊豆町、松崎町におきまして過疎地域が進んでいるところにおいては有効な手段ではないかということで、やってみたらどうかという話がございまして、県のほうで民間事業者向けに説明会をしたところでございます。

ただ、実際中身を聞いてみますと、民間の方が、ただ労働力の方を受け入れるだけではなくて、協同組合を運営しているマンパワーの部分が誰かいなければ、そういった事業、協同組合を運営していくことが難しいということで、説明会ありましたけれども、それを実際に動かすというところまでは、現在は至っていないところでございます。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 34ページをお願いします。

3項の河川費、この中に物件移転補償費、皆毛川の支障の電柱という話を聞きました。この電柱の本数は、多分金額的に2本なのかなと、ちょっと思うんですけども、その確認でお伺いします。電柱の、この支障になっている電柱の本数は何本でしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） ここは昨年の台風で被災した災害復旧事業ですけれども、ここはN T Tの電柱1本になります。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 23ページの、先ほど高柳さんが質問されました、高齢者スマートフォン普及促進事業ですけれども、先日も議員町民懇談会で、公式L I N Eアカウントですか、それをやってほしいよという方が複数名いらっしゃいました。隣の町の出身の方で、大変便利だということを分かっていらっしゃる方が、やはりそうやって増えてきていると思います。

それで、松崎町でも、広報をメールサービスですか、そんなのをやっておりますけれども、もっともっといろんな情報が便利にできるようになるということを推進していくことによって、高齢者の方が、やはりスマートフォン欲しいなというふうになるんだと思うんです。

それと同時に、高齢者のスマホ教室を開催していくことで、高齢者の方たちがよりデジタルの機器に使えるようになるような、そんな環境にしていけたらなと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） L I N Eの活用であるとか、デジタル化の推進というご質問だと思いますけれども、藤井議員の言われるとおりだと思っております、町のほうでも、L I N Eにつきましても、活用のほうは検討しているところでございます。

情報発信につきましても、そのとおりでございますので、ただ、町のほうの職員も限られておりました、発信する側の町の負担というののもかなりあるものですから、その辺も含めまして、どこまでそういった情報を発信できるかというのは改善していきたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 31ページをお願いします。

3目の農業振興費、この補助金の、5人以上の組織に対して草刈り機の購入の補助金という形で、この30万の予算がついております。これは草刈り機1基につき幾らという補助なのか、それとも購入した金額に対して何割かの補助が出るのか、これどういう形の補助の形なんでしょうか。1基につきでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 補助の内容につきましては、30万円限度、事業費の2分の1、30万円限度になります。60万円超える機械であっても30万円が限度ということでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 23ページ、お願いします。

地域おこし協力隊の謝礼についてお尋ねします。

先ほど、高柳さんの質問の中にもありましたが、その答えの中で、夫婦なため1人分払っているというようなお答えがあったかなというのがあったんですけれども、これは夫婦で2人で1人分の仕事をしているという感じなんでしょうか。2人ともそれぞれ働いているという……。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 協力隊の関係は、謝礼ではなくて住居借上げになります。夫婦では同じ家に住んでおりますので、1人分しか支給していないということでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） それは失礼いたしました。

今も10人目標に雇うというふうに考えていると思うんですけれども、つい先日も1人退任

されて、今8人なのかなと思うんですが、今年度中も、今も随時募集しているかと思いますが、その当てというか、来そうな感じではあるんでしょうかね。どうでしょう。今のところ目途立っていない感じですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 協力隊の募集につきましては、棚田につきましては、年度当初から募集していますけれども、来ていない状況です。林業の方が11月末で退任されまして、その後任という方も募集をしなければいけないわけですが、すみませんが、目途は立っていない状況でございます。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 林業の関係についても、この間、林業の職業体験というようなことをやって、移住定住促進協議会のほうで体験型をやりました。その時にも参加者がおりまして、そういったところからアプローチをしていただいたり、林業隊の、やはり人材の募集という会とか、積極的に林業隊が行って、都市部に行く会とかにも、うちの協力隊の募集の関係も一応情報提供して募集しているところです。

棚田については、やはり、棚田ネットワークとかいろいろなところに働きかけてはいるものの、なかなかやはり、こちらに来てもらえないところがありますので、より一層広く、ネットワークも使いながら、発信力も使いながら、募集をかけていきたいところではあります。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） かつては桜葉のことで、なかなか募集かけてもいなかったりと、棚田も今、募集かけても来ないということで、何かこの、来ない理由みたいなので、何か検討したりしているんでしょうかね。もう少しこうしたらどうだろうとか、そういう検討というのは何かされていますでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 協力隊だけでなく、職員の話も以前からさせていただいているんですが、ひとまず、ネットワークとかつながりとかというものから募集をしていくという、今までどおり、何かに発信して、何かに乗っけて、ホームページ載ったとか、協力隊のJOINという会社が東京にもあるんですが、そちらを活用したりとかというところに働きかけをしたり、移住定住の静岡県の窓口が有楽町にあるんですが、そちらのほうにも職業の一つとして協力隊の情報提供をしたりはしているんですが、やはり、それだけだと、人の目につくキャパが少ないのかなと思っています。

そのため、やはりいろんな手を変え品を変え、一人一人のネットワークを活用しながら何とかできないかなと、それこそ皆様方の人脈もぜひ活用させていただきたいところではありますので、全てのつながり、松崎町とのつながりというところで、広く発信をし続けていくことで、タイミングとかがございますので、やり続けることが必要かなと思っているところでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 地域おこし協力隊の制度というのは、町外から、東京や都心部のほうから、国のお金を頂きながら人を呼ぶという、使い方によってはすごくすばらしい制度だというふうに思っております。

私も、自分のネットワークというか、つながりで声かけしたりなんていうことを考えておりますが、もともとの契約するときの、こういう目的で呼んだので、それこそ途中で変わるということがなかなか難しいような部分もすごく感じていまして、そこに関しては、もう少し柔軟さがあってもいいのかなと思うんですけれども、これはもう国のほうの指針ということで、どうにもならない部分なんではないかな。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） やはり、国の指針というよりは、各自治体の方針の中に則った中で募集をかけさせていただいています。ただ、そこについて、例えば棚田で募集して、途中で棚田じゃないほうに転換してしまうという形になると、自治体としてのスケジュールというか予定とかけ離れてしまうので、それはやはり困るというような形です。

あまりにも、全国的な事例を見ている中で、自由にさせて成功したケースというのは、実は結構少なく、やはりある程度のくくりをつくった中で、その中で自由度を増すということとか、あとは成果を1年、2年、3年と上げる中で広げていくということは考えられますけれども、全くの自由で、なおかつ棚田で入って、違う形に転換するという形は、ちょっと今のうちの自治体だと、ちょっと対応し切れない部分がありますので、そこはちょっと、いろいろ理解した上で応募していただくような形になっています。

一応、面接等も、その都度させていただいていますので、そこでいろんな事情を勘案しながら、こちらで受け入れられるものについては、あまり無理がなければ、そこも含めるといったことも許容はしているのが現状です。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） おっしゃることは分かりました。

棚田に関して言いますと、3年間、棚田にもし従事していただいて、その後の3年後に、じゃ、もし定住したいとなると、働く場所、いわゆる食っていく道筋立てなきゃいけないわけですけども、棚田において稼げる手段というのが提示できない以上、棚田に来てくれというのは、なかなか、どちらかというとな責任な募集ともいえなくもない話かなと思うんですよね。それは来られないですよ。

だから、棚田でやりつつも、3年後にちゃんと食べられるのを自分で探さなきゃいけないとするならば、ちょっとやはり柔軟性というのは必要だろうなと思いますし、その方針は町のほうも変えていかなきゃいけない点じゃないかなと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 事実、棚田だけで、確かに卒業した後食べていけるかという、それはほぼ厳しい状況です。唯一、今、棚田のOBの方で、棚田にずっとしっかり関わっている方についても、一応、振興公社のほうの会計年度というような形で雇用しています。その後につきましては、1人は、実は私のほうで、その後の農業に携わったということで、に今従事してもらっている方が1人。もう1人は、棚田に入りながら、アロエをやったり、違う農作物を作ったりということでやっている方が1人おります。今入っている協力隊につきましても、棚田プラス、面接の時にお話があったんですけども、養蜂もというような話があったもんですから、そこは許容の範囲の中で許して、棚田と養蜂といったような形でやって、将来につなげていくようなことを、一応、無責任に棚田だけやって、はいさようならということではないということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 24ページ、2款1項26目のふるさと納税推進事業費のところでございますけれども、この11節、12節では、11節ではふるさと納税システム手数料が減になって、委託料のほうはふるさと納税推進事業委託ということで増えています。これは、その要因というのはどういう要因だったのが1点と、今、ふるさと納税の現況がどのようになっていますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 24ページのふるさと納税推進事業費の関係でございます。

役務費と委託料の関係でございますけれども、寄附額の総額につきましては7,000万円ということで、こちらは当初予算と変更ない状況でございます。

今の寄附の状況でいきますと、ポイント付与の多い楽天が増えている関係でございまして、その内訳のほうを変更しているものでございます。楽天につきましては、当初2,500万円を見込んでおりましたけれども、3,500万円ということで1,000万円増額、それから、ちょっと減っているさとふるにつきましては、2,000万円から1,000万円に減額ということで、そちらの内訳の入替えでございます。

そちらの楽天の関係につきましては、手数料が9.5%、それからさとふるの関係は12%ということで、手数料率の安い楽天のほうが増えている関係で、システム手数料のほうは減っております。

委託料につきましては、こちらは楽天のサイトの運営のほうを西伊豆町の事業者に委託しておる関係でございまして、こちらは寄附額の5%を手数料として支払っておりますので、楽天のほうで今1,000万円増えますと、その5%の消費税掛ける1.1で55万円という形で、委託料は増えているところでございます。

それから、さとふると納税の状況でございますけれども、今の11月末時点で3,776万3,000円でございます。前年度の同月ですと、昨年度は災害支援がありましたので、かなりちょっと状況は違いますけれども、昨年度災害支援も含めまして約3,520万円ということで、昨年度に比べまして増えている状況でございます。

これにつきましては、担当のほうも頑張っておるところでございまして、なかなか大きな加工所がないものですから、そういったものは出せないですけれども、個々の飲食店、あるいは土産物店の売れ筋の商品のほうをさとふると納税のほうで返礼品として挙げることによって、そういった部分への応募が増えている状況で、松崎町におきましては、全体としては、ほかの市町に比べると少ないですけれども、町だけの傾向でいきますと、少しずつ増えているといった状況となっております。

○議長（深澤 守君） 藤井要君。

○8番（藤井 要君） 26ページの19節の扶助費の関係、これ、自立支援給付金ということで、すけれども、もう少し内容を細かく、どんな事業で、来る人はどのような大きさ、規模なのか、そのようなことを細かく、もし分かればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらの自立支援給付費につきましては、障害者の関係でございまして、障害者の自立支援ということで、居宅介護であるとか、同行援護、施設入所支援、短期入所、自立訓練、そして就労継続支援、共同生活援助等がございます。また、先ほ

どちよつと説明ありましたけれども、大沢温泉入口のところに12月にオープンいたしました障害児の通所施設、わたもこさんがありますけれども、そちらのほうも新たに加わりましたので、そちらのほうの事業もこちらのほうに入っているものでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井要君。

○8番（藤井 要君） 運営の内容というか、その辺、もう少し細かくは分かりませんか。どのような。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 運営の内容でございますか。例えば、わたもこさんどのようなことをやっているとか、そういったことでよろしいですか。そちらにつきまして、少々お待ちください。

例えば、わたもこさんでいきますと、放課後デイサービスということで、就学している子供たちに、授業終了後、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る場所となっております。

同じわたもこさんの中でも、児童発達支援ということで、わたもこkidsというのがあるんですけれども、そちらにつきましては、6歳までで発達が少しゆっくりかなと思われるようなお子さんに対しまして、個々の状態や発達の過程、特性などに応じた発達支援を行うところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 内容は分かりましたけれども、今、実際にどのくらいの人が通っているのかということですが。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず、わたもこさんの場合でいきますと、放課後デイサービスのほうにつきましては8人、そして児童発達支援のほうのところには4人ということで、施設ができたことによりまして、そちらのほうに通われている方が増えてまいりました。

それから、先ほどのちょっと余談になりますけれども、最初のほうに申し上げました共同生活援助、グループホームとかそういったのも関係しておりますし、これは南伊豆町にある施設であるとか、下田、東伊豆、賀茂郡内含めて、伊東のほうにもある施設がございます。グループホーム等に居住しながら通うとか、そういったこともございますので、そういったものが全部となっております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 27ページですけれども、ここの9目委託料の12節の委託料ですが、この地域包括支援の支援システムの導入という、このシステムはどのようなものなんでしょうか。また、プラスになっていますけれども、新規で入れるものなののでしょうか、それとも更改なののでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらの支援システム導入業務委託の関係でございますけれども、地域包括支援センターが健康福祉課の中にございますが、そちらの支援システムすこやかサンというものでございまして、どのような内容をやるかといいますと、ケアプランの作成、給付管理、相談記録等となっております。

こちらが現在、サーバーの保守期間が令和元年度から令和5年度までとなっております、それが今年度で終了するというので、この更新のタイミングに併せまして、今までスタンドアローンでございましたけれども、クラウド化に移行するというものでございます。現在、機器につきましては3台分ということで、こちらのほうはなっております。また、スタンドアローンの場合でいきますと、かなり金額が更新のときにかかりますけれども、こちらのほうのクラウド化にすることによりまして、経費の削減を図るものでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 最後にお聞かせください。

31ページ、農業振興費で、先ほど小林議員のほうからちょっと質問がありましたが、19節負担金、補助のところ、荒廃農地の草刈り機の補助金ということでありました。要件は課長のほうから聞きましたけれども、この12月の補正の時期にこの補助金を創設してということは、あらかじめこの5人以上の組織でという見込みといいますか、話がもう既にあるのかどうかということが1点。

それから、荒廃農地ということですから、耕作放棄地に限られると、私解釈するんですが、耕作放棄地を草刈りするということに限られると、そこの草刈り、耕作放棄地だということの、何かこう、やりましたよという報告、草刈りやった後に町に対しての報告等が必ずあるのかどうか。そうしないと分からないと思うんですね。実際に耕作している農地のところをこれで草刈りしちゃうと、趣旨に反するということになると思いますので、このところをどう見ているのか、お聞かせください。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君）　ここは農地、ずっと作っていない農地の草刈り管理ができなくて、シルバー人材センターなんかやと頼む人が結構いるわけですがけれども、なかなか業務が忙しくて、追いついていないという状況の中で、農業振興会の後継者育成部会、割と若手の農業従事者ですがけれども、彼らのほうから、なかなか見てもらえないというので、自分たちがそういう作業に従事したいといいますか、活動に協力したいと。ついては、大型の草刈り機を購入したいので、助成事業ができないかというので話がありました。一応、予定としては、年間1丁以上草刈りをしてもらおうと、最低5年間継続してもらおうと、これは年度末には必ず、どこの地区で何反とか面積を報告してもらおうと、そういう条件での補助を予定しております。

○議長（深澤　守君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

すみません、予算案ですので、賛成討論を。

田中君。

○5番（田中道源君）　私は、この補正予算案に賛成いたします。

どれも現状に合わせて補正していくものでございますので、速やかに執行していただきまして、滞りのないようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（深澤　守君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第84号　令和5年度松崎町一般会計補正予算（5号）についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤　守君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

◎日程第15 議案第85号 令和5年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(深澤 守君) 日程第15 議案第85号 令和5年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第85号 令和5年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長(深澤 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(鈴木 悟君) それでは、議案第85号 令和5年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,863万2,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の款、項、補正額について説明いたします。

最初に、歳入です。

5款県支出金、1項県補助金111万6,000円の増。

8款繰入金、1項他会計繰入金13万8,000円の増。

歳入合計、補正前の額9億5,737万8,000円、補正額125万4,000円、計9億5,863万2,000円。

次に、3ページの歳出をお願いいたします。

1 款総務費、内訳として、1 項総務管理費13万8,000円の増、2 項徴税費110万円の増。

6 款保険事業費、2 項保険事業費 7 万6,000円の増。

10款予備費、1 項予備費 6 万円の減。

歳出合計、補正前の額 9 億5,737万8,000円、補正額125万4,000円、計 9 億5,863万2,000円。

続いて、ページが少し飛びますが、6 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

右側にあります補正額の財源内訳をご覧ください。

表の一番下の歳出合計ですが、特定財源の内訳として、国・県支出金が111万6,000円、その他は一般会計からの繰入れで13万8,000円となります。

次に、今回の補正予算の詳細について歳入から説明をさせていただきますので、7 ページをお開きください。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金は111万6,000円を増額するものですが、内訳として、2 節保険給付費等交付金特別交付金で特別調整交付金分町分110万円は、今回の条例改正の産前産後期間国民健康保険税免除措置に伴うシステム改修費の財政支援分、補助率10分の10を増額するものでございます。また、県繰入金 2 号分 1 万6,000円につきましては、レセプト点検の人事院勧告に伴う増額分について、一部が県繰入金として入ってくるものです。

次に、8 ページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は13万8,000円を増額するものでございます。内訳として、4 節事務費等繰入金は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、歳出を説明させていただきます。

9 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は13万8,000円を増額するものです。内訳として、2 節給料から 4 節共済費ですが、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定分の増額となります。会計年度任用職員につきましては、レセプト点検分と一般事務補助分で支出科目を分けて支出していますが、総務管理費からは一般事務補助分を支出しております。

次に、2 項徴税費、1 目賦課徴収費は110万円を増額するものです。内訳として、12節委託料ですが、産前産後期間国民健康保険税免除措置に伴う国民健康保険賦課システム改修費分となります。

次に、10ページをお願いいたします。

6款保険事業費、2項1目疾病予防費は7万6,000円を増額するものでございます。内訳として、2節給料から4節共済費ですが、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定分の増額となります。会計年度任用職員につきましては、レセプト点検分と一般事務補助分で支出科目を分けて支出していますが、保険事業費からはレセプト点検分を支出しております。

次に、11ページをお願いいたします。

10款予備費は6万円を減額するものです。ここで歳入と歳出の調整を行っております。

以上で説明を終了させていただきますが、今回の補正につきましては、歳入では、産前産後期間国民健康保険税免除措置に伴うシステム改修費の財政支援、補助率10分の10の増額等、歳出では、システム改修と人事院勧告の給与改定に伴う会計年度任用職員の給与等の補正となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第85号 令和5年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第86号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（深澤 守君） 日程第16 議案第86号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第86号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第86号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出についてからご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、補正予定額の順に読み上げさせていただきます。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益マイナス1,240万円、内訳といたしまして、第1項営業収益ゼロ、第2項営業外収益マイナス1,240万円、第3項特別利益はゼロでございます。

続いて、支出でございます。

第1款水道事業費用マイナス1,309万5,000円、内訳といたしまして、第1項営業費用マイナス1,401万3,000円、第2項営業外費用91万8,000円、第3項特別損失はゼロでございます。

続いて、第3条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中、不足する額8,577万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金728万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,015万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万9,000円及び減債

積立金900万円、建設改良積立金1,600万円で補正するを不足する額9,077万8,000円は、過年度損益勘定留保資金728万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,969万7,000円。

2ページをお願いいたします。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379万4,000円及び減債積立金1,000万円、建設改良積立金2,000万円で補填するに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、補正予定額で読み上げさせていただきます。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入ゼロ、内訳といたしましても、加入金ゼロ、第4項繰入金ゼロでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出500万円、内訳として、第1項建設改良費500万円、第2項企業債償還金ゼロでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてでございますが、予算書第7条中、(1)職員給与費1,757万2,000円を(1)職員給与費1,855万9,000円に改めるものでございます。

第5条、棚卸資産購入限度額について、予算書第8条中、棚卸資産購入限度額437万4,000円を447万4,000円に改めるものでございます。

予算の内訳をご説明いたします。

13ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてでございます。

収入でございますが、1款2項3目雑収益、2節他会計補助金、一般会計からの補助金でございますが、こちらを1,240万円減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

支出でございます。主なところを申し上げます。

1款1項1目10節動力費でございますが、1,510万円を減額するものでございます。こちらは電気料についてでございますが、当初予算において3,470万円を見込んでいたものを1,960万円を見込みと改めるものでございまして、1,510万円を減額するものでございます。3目の総係費につきましては、一般会計同様、人事院勧告に基づく給与改定に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入については、補正はございません。

支出でございますが、1款1項1目改良費、工事請負費でございます。水道施設改良整備工事の単価分を500万増額するものでございまして、このうち主なものといたしましては、本年7月にありました断水の原因でございます伏倉配水池の水位計の修繕工事、改良工事に充てるものが主なものでございますが、それに加えて年度末までの不足に対応するために、その分も含めて500万円を増額させていただきたいというものでございます。

7ページをお願いいたします。

予定の貸借対照表でございますが、貸借対照表については8ページをご覧ください、上から6段目、7段目の右側、計の欄をご覧ください。

流動資産の合計ですが、流動資産の合計が4,296万8,164円でございます。これを流動負債が10ページのところで、10ページの同じ右端、上から5段目、6段目のところに5,482万5,761円とございますが、この流動負債の合計で割りますと流動比率となるわけですが、流動比率が本補正において78.37%となります。一般的にこの流動比率につきましては、150%以上が優良、120%以上が安全帯、119から下、100までについては改善の余地あり、99にも満たない場合については危険水準というのが一般的な見方でございますが、一般会計からの繰入れをいただいている状況にはありますが、繰入れをぎりぎりのところにとどめていただいているという結果の現れでもあると思います。

11ページをお願いいたします。

下から2段目のところに当年度純利益とございますが、当年度純利益の一番右側をご覧ください。計の欄ですが、本補正後において2,270万3,265円となります。この当年度純利益をキャッシュで表しますと、6ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございますが、ただいま申し上げました当年度純利益が右上に2,270万3,000円とございますが、この当年度純利益をスタートに、この年度間の動きを現金化していくわけでございますが、一番下のところが今年度末の資金期末残高を示すものでございまして、一番下のところ、右側、補正予定額、本補正において305万2,000円を減額いたしまして、キャッシュ残が2,005万5,000円となるところでございます。昨年の災害以降、一般会計からの繰入れをしてもらっているところですが、ぎりぎりの線が2,000万円ということでご説明させていただいております、そのぎりぎりの線で予算を組ませていただいたというところでございます。

説明は以上でございます。なお、本予算案につきましては、先月開催の公営企業委員会においてご承認いただいていることをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 先日、入谷の方から呼ばれまして、それで昨年の災害以降、水道が白く濁って何とかならないかなというお話を聞きました。それで、その話は聞いているけれども、実際どんなものか分からなかったものですから、その方のところを訪ねまして、それで実際に水道、コップに入れてみて、その日はたまたま調子がよかったみたいで、でも、そんなに白くなっていなかったんですけれども、小さな気泡がたくさんコップに出て、それで隣にボイラーから来ているうちがあって、そっち入れると透明だったんですよ。

いつになったら直るのかなということを聞かれましたので、ちょっと今のところの見通しといいますか、大変この苦しい状況というのは説明されて分かっているんですけども、どんな見通しなのかちょっと教えていただけますか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ご心配をいただきましてありがとうございます。この件につきましては、議会の中でもお話をいただいておりますし、石部の公民館において開催した町政懇談会においてもお話をいただいているところでありますし、当然雲見の区民、役員の方々からもお話をいただいているものでございます。

その後については、予算をかけるのも必須として改善に、また原因の特定に取り組んでまいりたいというようにお話もさせていただいているところでありますが、現状を申し上げますと、まず、原因の特定的一端として、どの部分から、どの辺りから気泡が発生するか、おっしゃるとおり気泡でございまして、水質に問題ないことは当然のことながら確認はしているところでありまして、透明のコップに注いでも、しばらくすると濁っているのがきれいになってくるというのはお分かりいただいているとは思いますが、いずれにしましても状況が続いていることは間違いのないわけでございます。

先日、その後の取組といたしましては、8月末ぐらいでございましたが、関係の業者、メーカーに集まってもらいまして、急速ろ過装置のメーカー、それからその隣に設置した配水

池、タンクのメーカー、それから私ども、それからそういったことに精通しているようなメーカーにも集まってもらいまして、どの辺りからそれが発生しているのかということを確認いたしました。

まずは、浄水器、急速ろ過装置について、出た水については白濁はしておりません。白濁のしていない水が隣のタンクにたまるわけですがけれども、その隣のタンクにおいても白濁はしておりません。その先、急速ろ過装置を設置してあるところから200メートルぐらい下りますと橋があるわけですがけれども、その橋の箇所においてバルブがあるものですので、そのところにおいての状況も確認いたしますと、そこでは少し出始めていると。

最後のところの集落の一番上流側の辺りに消火栓がございますが、そこまで行くとやはり明らかな濁りにつながっているというような確認をして、その間において、500メートル、600メートルぐらいあるわけですがけれども、その間において何らかの原因があるということろまでは把握をいたしまして、その旨の状況については、区長さんにもご報告はさせていただいたところです。

その後、集まった業者の中に、また空気がどこかで混入するとか、あるいは漏水を原因として混入するとかという箇所があるんじゃないかなろうかということで、それらについての調査も無償でやってくれるというメーカーさんがあったものですので、そこに調査をしてもらうという予定で、先月ですかね、その予定がちょっとつくところだったんですがけれども、ちょっと最終的に日程が合わなくて、その実施には至っていないというところでありまして、その辺を確認しつつ、必要によって予算がということになれば、そこも辞さないというような思いで臨んで当たってまいりたいというのが現状でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） できるだけ早急に、安全とはいえ、やはり人によっては気持ち悪いよと、それで、もう飲み水には使っていないとか、そういうことでしたんで、お風呂なんかも入ると、もう濁って体が見えないぐらいという話だったものですから、それで、令和7年から値上がりがあると思うんですがけれども、なるべくそれまでには解決できるようにと思います。よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第86号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第87号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（深澤 守君） 日程第17 議案第87号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第87号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第87号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書 1 ページをご覧ください。

初めに、第 2 条、収益的収入及び支出についてでございます。

予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、補正予定額の順で読み上げさせていただきます。

初めに、収入でございます。

第 1 款温泉事業収益、補正予定額はゼロでございますして、第 1 項から第 3 項までの内訳についてもゼロでございます。

続いて、支出でございます。

第 1 款温泉事業費用マイナス149万8,000円、内訳として、第 1 項営業費用マイナス168万円、第 2 項営業外費用18万2,000円、第 3 項特別損失ゼロでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算書第 6 条中、（１）職員給与費1,231万円を（１）職員給与費1,263万8,000円に改めるものでございます。

続いて、予算の内訳をご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入については、先ほどのとおり補正はございません。

支出でございます。主なところをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 10 節動力費でございますが、水道事業会計同様に電気料金について、当初 671万9,000円を見込んでおりましたが、471万1,000円に見込みを改めるものでございまして、200万8,000円を減額するものでございます。

総係費の人件費に関係する部分については、一般会計、水道事業同様に人事院勧告に伴うものでございます。

7 ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

こちらについても水道事業同様にご説明いたしますが、8 ページをお願いいたします。

こちらを上から 4 段目、5 段目ほどのところに流動資産合計とございまして、右側、計の欄を見ていただきますと、6 億6,239万6,111円とございます。こちらをそのページの一番下、8 ページの一番下に流動負債合計469万7,700円とございますが、この値で流動資産の合計を

割りますと流動比率が出てまいります。これを割りますと14,100.4%となりまして、先ほど水道事業会計において申し上げました150%を大きく超えているものでございます。背景といたしますと、そのページの一番右上のところに現金預金の欄がございまして、6億4,690万6,456円現金預金がございまして、これを理由としているものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

下から6段目ほどのところに当年度純利益がございます。当年度純利益、右側の計の欄をご覧くださいますと、温泉事業会計において当年度純利益マイナス512万9,699円となります。この当年度純利益をキャッシュでお示ししますと、6ページをお願いいたします。

一番右上のところに当年度純利益513万円とございます。端数調整の関係で513万円としておりますが、マイナス513万円でございます。これを年度間中の動きを現金化してまいりまして、ちょっと見にくいですが、一番下のところに資金期末残高がございます。右端の計の欄をご覧くださいますと、期末における残高は6億4,690万6,000円となるものでございます。

説明は以上でございます。なお、本予算案につきましては、先月開催の公営企業委員会においてご承認いただいていることをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第87号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第2号）についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分

令和5年第4回松崎町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和5年12月7日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 2 議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 3 議案第90号 令和5年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 4 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）
- 日程第 5 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）
- 日程第 6 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）
- 日程第 7 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）
- 日程第 8 議案第95号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 藤井 昭一 君 | 3番 | 高橋 良延 君 |
| 5番 | 田中 道源 君 | 6番 | 小林 克己 君 |
| 7番 | 高柳 孝博 君 | 8番 | 藤井 要 君 |
| 9番 | 深澤 守 君 | | |

欠席議員（1名）

- 2番 菜野 良枝 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	深 澤 準 弥 君	副 町 長	木 村 仁 君
教 育 長	平 場 誠 二 君	総 務 課 長 兼 防 災 監	齋 藤 聡 君
企画観光課長	八 木 保 久 君	窓口税務課長	糸 川 成 人 君
健康福祉課長	鈴 木 悟 君	生活環境課長	高 橋 和 彦 君
産業建設課長	鈴 木 清 文 君	会 計 管 理 者	舩 津 直 樹 君
教育委員会 教 務 局 長	松 本 利 之 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 場 千 徳	書 記	飯 田 聖
--------	---------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。菜野良枝君は療養中のため欠席であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着を取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので、許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

会議中は静粛にお願いします。また、議場における言論に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。そのほか、議事進行に支障となる行為があった場合は、退席をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

日程に入ります前に、昨日、議案第82号の討論及び採決の際に、私が「石部農業集落排水施設」を誤って「石部漁業集落排水施設」と発言してしまいましたので、発言の訂正をさせていただきます。

◎日程第1 議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)について

○議長（深澤 守君） 日程第1 議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるとするところでございます。

本補正予算において、歳入歳出の補正はございません。債務負担行為の設定をすることのみでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございますが、事項といたしましては、岩地漁業集落排水施設の指定管理委託料についてでございます。期間は令和6年度から10年度までの5年間でございまして、限度額3,085万5,000円、617万1,000円の5年分でございますが、3,085万5,000円を設定するものでございまして、これは議案第92号の指定管理者の指定に先立ち、設定をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第88号 令和5年度松崎町岩地集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(深澤 守君) 日程第2 議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 生活環境課長。

○生活環境課長(高橋和彦君) 議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

第1条債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるとするものでございます。

本補正においても、岩地同様、歳入歳出の補正はございません。債務負担行為の設定のみというものでございます。

2 ページをお願いいたします。

事項といたしましては、石部農業集落排水施設の指定管理委託料についてでございます。期間は令和6年度から令和10年度までの5年間、限度額を2,454万5,000円、490万9,000円の5年分でございますが、2,454万5,000円を設定するものでございまして、議案第93号の指定管理者の指定に先立ち、設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第89号 令和5年度松崎町石部集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(第1号)について

○議長（深澤 守君） 日程第3 議案第90号 令和5年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 議案第90号 令和5年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第90号 令和5年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

第1条債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるとするものでございます。

本補正においても、歳入歳出の補正はございません。債務負担行為の設定をすることのみというものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。事項といたしましては、雲見漁業集落排水施設の指定管理委託料についてでございます。期間は令和6年度から令和10年度までの5年間、限度額は6,371万5,000円を設定するものでございます。

なお、この後の議案第94号の指定管理者の指定に先立ち、設定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第90号 令和5年度松崎町雲見集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）

○議長（深澤 守君） 日程第4 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤 準弥君） 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） それでは、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。

議案第91号は、松崎町総合福祉センターに係る指定管理者の指定で、地方自治法第244条の2第6項の規定により、社会福祉法人松崎町社会福祉協議会を指定管理者に指定すること

について、議会の議決を求めるものでございます。

この指定管理者を指定することにつきましては、令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了いたします。現在の指定管理者において適切に施設の管理運営を行っており、多くの方々にご利用いただいております。つきましては、引き続き社会福祉法人松崎町社会福祉協議会に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

なお、公募によらない理由といたしましては、現在までの管理運営状況を見ても、当該施設の目的を十分理解し、適切な対応がなされていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同法人を松崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者の候補者として選定するものでございます。

また、この件につきましては、11月7日に開催されました行政調査委員会に諮問させていただき、11月9日付で原案のとおり承認するという事で答申をいただいております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

藤井要君。

○8番（藤井 要君） 指定管理の関係というか、中身的なことではございませんけれども、以前、あそこの部屋が畳の部屋とか、なんか色々こう、そういうようなことで使い勝手が悪い、フロアにしたらどうだとか、いろいろそのようなこともちょっと聞いたことがありますけれども、そのような改善とかはどのようになっているのか、お伺いしますけれども。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 2階の大広間の件だと思いますけれども、そちらの件につきましては、畳のほうからフローリングのほうに変えてございます。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井要君。

○8番（藤井 要君） そのほかに、いろいろな施設の関係、私もこう入って、そんなに深くは見ておりませんが、改善すべきようなところ、お風呂なんかも前に何か駄目になっ

て直したというようなこともちょっと聞いておりますけれども、改善する余地とか、それを変更する要望とかはありますか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 修繕等につきましては、空調関係それからサッシ関係の修理のほうは行っております。

今、藤井議員のほうからお話がありましたお風呂につきまして、そちらにつきましては、ちょっと私も、まだ現時点ではちょっとお話は聞いていないものですから、また社会福祉協議会にも確認をし、利用者からの要望等ありましたら、そちらのほう、修繕等必要な場合には、予算要求をして対応させていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 19ページですけれども、これ事業計画があるんですが、令和5年度の事業計画の「案」になっているんですが、事業計画は、これから6月とか12月ではないので、ここは5年でやっぱり正解なんですかね。なんか、これから、6年からやるのに、5年ではもう既に動いていますよね。これは、だから実績として捉えた方がいい。もしそうだとすると、案ではなくて、もう動いてんじゃないかと思いますけど、その辺り、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 大変申し訳ございません。こちらのほうは、5年度の分につきましては、「案」は本来であれば削除しなければならないものでございます。大変失礼いたしました。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） ごみ出し処理の関係で、ハートアンドヘルプの事業について、まだボランティアの方が5人は登録されているけれども、1名がごみ出しをやっていただけという、それと、その把握とか何かをやらなきゃいけないと思うんですよね。その辺りの予算というのは、この考えの中に入ってこないんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ハートアンドヘルプ事業の中でゴミ出しにつきましては、登録者5名、実際に使っている方1名ってことで、これから、先日の中の答弁でもさせていただきように、やはり利用者の方のニーズを色々と把握をしながら、それに対応できるような体制づくりというのを、社会福祉協議会のほうでも検討していくということでございますので、そちらのほうの状況を、また見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 過去のお話で行きますと、1件はやられているということなんですけど、1件は断ったというような話もあるようです。その辺り、また状況が変わっているかもしれませんが、ぜひ実情を調べていただいて、住民のためになるお話ですので、ハートアンドヘルプの存在価値にもなると思います。そこは、ぜひ進めていただきたいと思います。その辺り、決意をお願いします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 先ほどの回答と重複するかもしれませんが、利用者の方にとってどのような形のサービスが1番よろしいのかというのを、またいろいろと模索しながら、ご意見等を伺いながら、社会福祉協議会として着実にやっていくというような形で、健康福祉課のほうからも、また再度、社会福祉協議会のほうに話をさせていただきたいと思っています。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 4ページをお願いします。

収支計画書ということで明示されておりますけれども、ここで人件費ということであると思いますが、これはパートか何かに当たるのかなということですが、例えばこの管理についても、これ職員が3人いると思いますが、当然この職員の方々も、福祉センターの管理にも当たっていると思います。

本会計のほうに職員の給与云々というのはありますけれども、例えばこの指定管理のところの人件費のところ、ある程度、その職員のその管理に当たるのがどのくらいになるかわかりませんが、職員の人件費をある程度充てて、そうすれば本会計のほうの人件費が、ある程度減るか分かりませんが、それを何か事業に持っていけるんじゃないかなということも、一方で考えられるんじゃないかなと思います。だもんで、まあこれは収支計画書で出しましたけれども、私はそういう考え方も一理あるんじゃないかなと思ったもので、質問をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらの4ページのところの人件費につきましては、高橋議員おっしゃるように、パートの方の給与というふうになっております。基本的には、その管理施設等の清掃関係に携わっていただいているものでございます。

また、職員の人件費を、職員のほうもやっているのでこちらに載せたらどうかというところ

ろがございますが、そこにつきましては、基本的に本会計のほうで職員の給与等を計上させていただいておりますので、こちらの管理、施設の管理というところにつきましては、こちらの臨時のパートの方も人件費のみというふうにさせていただいているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そういうことでは分かりますけれども、私言ったのは、本会計のほうから、ある程度この指定管理のところでも負担できれば、本会計のほうでのその減額分というのが、社協がやりたい事業のほうに回せる可能性もあるんじゃないかなと思って質問させていただいたので、まあ、そのところは、私のちょっと個人的な意見ですけれども、そういうことで申し上げました。

回答は以上、結構です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）

◎日程第6 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）

◎日程第7 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）

○議長（深澤 守君） 日程第5 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）、日程第6 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）、日程第7 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）の件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）及び議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、岩地漁業集落排水処理施設でございます。指定管理者でございますが、地元役員で構成いたします岩地漁業集落排水処理施設管理組合でございます。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

1ページから、議案資料として指定管理者の指定申請書を添付してございますが、この2ページをご覧ください。

2ページの中ほど、管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございますが、当施設は、組合員の地域の生活環境を守りたいという強い要望に基づき造られた施設であり、稼

働以来今日まで管理業務を受託し行ってまいりました。今後も地域に必要な施設として、自分たちの手で管理運営を行っていききたいというものでございます。

5 ページをお願いいたします。

収支計画書でございます。ここでは、令和6年度をお示ししております。なお、6 ページ以降、5 年分の収支計画書もついておりますが、内容は同じでございます。

5 ページをお願いいたします。

支出の部からご説明いたしますが、主なもので申し上げますと、報奨費が42万5,000円、組合長以下15名分の報償費、管理謝礼でございます。それから、需用費の中で大きなものと、電気料が140万円、修繕費が200万円。それから、委託料のところメンテナンス料、これは、日頃のメンテナンス業務を委託しておりますが、そのメンテナンス業者への委託料でございます。164万5,000円を見込んでいますものでございます。

全体で617万1,000円を見込んでおまして、その全てについてを町からの指定管理委託料、収入のほうでございますが、指定管理委託料で賄うという計画でございます。この計画が5 年間、同様のものとなっております。

続いて、議案第93号についてご説明いたします。

92号同様、地方自治法第244条の2 第6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、石部農業集落排水処理施設でございます。指定管理者といたしましては、地元役員で構成いたします石部農業集落排水処理施設管理組合でございます。指定の期間は、令和6 年4 月1 日から11年3 月31日までの5 年間でございます。

2 ページをお願いいたします。

提出された申請書の事業計画書でございますが、中ほど、管理運営を行うに当たっての経営方針についてです。岩地同様でございますが、当施設は、組合員の地域の生活環境を守りたいという強い要望に基づき造られた施設であり、稼働以来今日まで管理業務を受託し行ってまいりました。今後も地域に必要な施設として、自分たちの手で管理運営を行っていききたいというものでございます。

5 ページをお願いいたします。

収支計画書でございますが、初めに支出の方からご説明します。

1 万円、報償費でございますが、組合長以下18名に対しての管理謝礼でございます。52万5,000円です。需用費のところ、大きいところだと、電気料が184万円、修繕費を100万円

と見込むものでございます。委託料については、メンテナンス料が大きいわけですが、日常のメンテナンス業者さんへの委託料で108万2,000円というものでございます。

支出の合計は490万9,000円でございます、この全てを、町からの指定管理運営委託料をもって賄うという計画でございます。岩地と同様でございますが、この計画が、後ろのほうに5年度分同様の内容で出ているというものでございます。

続いて、議案第94号をお願いいたします。

同様に、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

施設の名称は、雲見漁業集落排水処理施設でございます。指定管理者は、地元で組織します雲見漁業集落排水処理施設管理組合でございます。指定の期間は、令和6年4月1日から11年3月31日までの5年間とするものでございます。

2施設と同様、1ページから申請書を添付してございますが、その2ページをご覧ください。

2ページの中ほど、管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございます。当施設は、組合員の地域の生活環境を守りたいという強い要望に基づき造られた施設であり、稼働以来今日まで管理業務を受託し行ってまいりました。今後も地域に必要な施設として、自分たちの手で管理運営を行っていききたいというものでございます。

5ページをお願いいたします。

収支計画書でございます。

支出のほうからご説明いたしますが、初めに報奨費でございますが、組合長以下2名に対しての管理謝礼13万5,000円でございます。需用費の大きいところだと、電気料が400万円、修繕費が300万円を見込むものでございまして、委託料については、メンテナンス料が328万1,000円、これも2施設同様、メンテナンス業者さんへの委託料を見込むものでございます。

支出の合計は1,274万3,000円でございます、この全てを、収入の部のほうですが、町からの指定管理運営委託料で賄うという内容でございます。同じ内容が、次ページ以降、5年分ついているというものでございます。

3件共通してでございますが、平成18年以降、この指定管理者制度を使いまして、指定管理者として管理組合の指定を続けてきておるところでございまして、今回が5回目の更新ということになります。

なお、本3件につきましては、先月開催の行政調査委員会において、適当である旨の答申

をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） まず、収支計画書を今、課長のほうでちょっと説明したと思うんですが、これ行政調査委員会でも意見があったところですけども、この議会でまたちょっと私のほうで質問させていただきます。

例えば、これ、収支計画書を見ればいいですね、5ページ。岩地のところで、例えば電気料が140万円、岩地の集落排水施設はかかっていて、一方、岩地より多分小さいなと思うんですけども、石部のほうの集落排水施設の電気料は184万円ということで、50万ぐらい違っているわけですね。そのとき説明がちょっとあったとは思いますが、例えば小さい石部のところで岩地より50万円電気料も多いというところでは、やはり改善の余地といたしますか、そういったものがあるんじゃないかなと思ったものですから、それがどうしても機械上できないものなのかどうかとか含めて、ちょっとこの電気料の関係、教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第92号においてですと、5ページの電気料が140万円、議案93号のほうで石部について、電気料が184万円。参考に見ますと、雲見は400万円を見込んでおります。

議員おっしゃるとおり、施設の規模といたしましては、石部よりも岩地のほうが大きいものでございます。行政調査委員会でもご回答したところですけども、ここのところの電気料の高騰の大きな影響を受けてるのが、高圧の電力でございまして、雲見の施設は高圧電力を使っております、その大きい打撃を受けているところでございます。石部についても、一部施設について高圧の電力を使用しております、岩地については、高圧の電力を使用しているところがありませんので、その差が出ているというものでございます。

施設の特質上、そういった状況になっているものですので、何かやって軽まるということではないものですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君）　ということは、石部は、一部ちょっと高圧のところを使っているということ、その高圧から岩地みたいに低圧という、簡単なことにはいかないということでしょうか。

○議長（深澤　守君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君）　おっしゃるとおり、施設を建設した当時の施設の特質によるところでございますので、簡単に改善するというものではございません。

○議長（深澤　守君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

初めに、議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤　守君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君）　私は全て、この岩地、石部、雲見のところに賛成をいたすものでございます。

それぞれ各地区のこの集落排水処理施設は、これまでも地区の排水処理施設管理組合の維持管理によって、適正な運営が図られてきたと私は思っています。各地区においては、今、組合員の減少ですとか高齢化が進んでおりますが、地区の環境保全、観光に、非常に貢献してきた、この集落排水処理施設を適正に管理するために、地区の排水処理施設管理組合は最も妥当であると判断いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（深澤　守君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(石部農業集落排水処理施設)の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(石部農業集落排水処理施設)の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(雲見漁業集落排水処理施設)の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(雲見漁業集落排水処理施設)の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第95号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

○議長（深澤 守君） 日程第8 議案第95号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第95号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第95号についてご説明をさせていただきます。

議案第95号は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更についてであります。

今回、浜名湖競艇企業団が、令和6年4月1日から名称を浜名湖ボートレース企業団に名称を変更することに伴い、本組合規約について所要の変更を行うものです。これに伴い、静岡県市町総合事務組合規約の一部について変更する必要性が出てきたため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

静岡県市町総合事務組合は、県内の各自治体や、賀茂地域管内ですと、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆衛生プラント組合、南伊豆地域清掃施設組合が加盟をしております。

浜名湖競艇企業団は、浜松市、湖西市を構成市とする一部事務組合で、公営企業モーターボート競走事業の運営をしている団体となります。

なお、この規約は令和6年4月1日から施行するものとなります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第95号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（深澤 守君） 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

議会事務局長として、議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（大場千徳君） 朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、静岡県賀茂郡松崎町南郷231番地の9。

氏名、真野 集。昭和28年4月5日生まれ。

令和5年12月5日提出、松崎町長、深澤準弥。

提案理由、人権擁護委員3名のうち、令和6年3月31日をもって真野 集委員が任期満了となるが、適任であるため再推薦するもの。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましてご説明いたします。

人権擁護委員につきましては、法務大臣から委嘱を受け、定員3名をもって人権の擁護に当たっているところでございます。このうち、真野 集委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、本人の意向を確認したところ、継続して受けていただける意思もあることから再任をお願いすることにつきまして、議会のご意見をお伺いするものでございます。

真野委員の経歴につきましては、大学を卒業後、都内の教員をへて、昭和55年4月から静岡県内で教員として勤められており、平成26年3月に西伊豆町の仁科小学校の教頭を最後に退職し、その後、平成26年4月から小中学校の非常勤講師として勤められ、現在も中学校の支援員をされております。

人権擁護委員につきましては、平成27年4月1日に就任され、1期3年任期の現在3期目となっておりますので、4期目をお願いすることとなります。また、先ほども申し上げましたとおり、現在も中学校の支援員をされており、長年子供の教育に努め、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って活動されております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して、直ちに採決を行います。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦についての件を採決いたします。この採決は挙手による方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、採決は挙手による方法で行います。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決しました。

◎日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

会議規則第8条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて令和5年松崎町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

